

第5回 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会

日時：令和2年（2020年）8月27日（木）

午前9時30分から

場所：小田原市役所7階 大会議室

1 おだわら高齢者福祉介護計画について

【協議事項】

(1) 第8期おだわら高齢者福祉介護計画（案）について……………資料1～2

2 事業所等指定について

【協議事項】

(1) 居宅介護支援事業所の新規指定について……………資料3

3 その他

【資料一覧】

資料1 基本指針について

資料2 第8期おだわら高齢者福祉介護計画（案）

資料3 居宅介護支援事業所の新規指定について

## 第8期計画において記載を充実する事項(案)

- 第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。
- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
    - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
      - ※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。
      - ※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。
      - ※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。
  - 2 地域共生社会の実現
    - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
  - 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
    - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
    - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
    - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
    - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
    - 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
    - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
    - 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
    - PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
  - 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
    - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
    - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
  - 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
    - 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
    - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
  - 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
    - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
    - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
    - 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
    - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
    - 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
  - 7 災害や感染症対策に係る体制整備
    - 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

## 第 8 期おだわら高齢者福祉介護計画（案）

## 目次

I	基本的事項	4
1	計画の目的	4
2	計画の位置付け	4
3	計画の対象者	5
4	計画期間	5
5	計画の推進体制	5
II	高齢者を取り巻く状況	7
1	高齢者人口・要介護認定者数等の状況	7
(1)	高齢者人口の見通し	7
(2)	高齢者世帯の状況	9
(3)	要支援・要介護認定者の見通し	10
(4)	要支援・要介護認定者の有病状況の推移等	11
(5)	要支援・要介護認定者の認知症高齢者数の推移	13
2	日常生活圏域	14
(1)	日常生活圏域の設定	15
(2)	日常生活圏域別人口等	16
(3)	日常生活圏域別要支援・要介護認定者等数	17
(4)	日常生活圏域別の状況	18
3	高齢者及び市内介護事業所の実態把握	25
(1)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(抜粋)	25
(2)	在宅介護実態調査(抜粋)	32
(3)	市内介護事業所等アンケート(抜粋)	37
(4)	人材確保に関するアンケート集計結果(抜粋)	40
III	計画の基本理念	43
1	基本理念	43
2	施策の体系	44
3	重点指針	50
IV	施策の展開	52
基本方針1	高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進	52
(1)	プロダクティブ・エイジングの促進	52
(2)	外出の機会・多様な活動の促進	55
基本方針2	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	58
(1)	一般介護予防事業の拡充	58
(2)	介護予防・生活支援サービス事業の充実	63
(3)	介護予防・生活支援サービスの体制整備	66

基本方針3 保険給付事業の円滑な運営	68
(1) 介護（介護予防）サービスの適切な提供	68
(2) 介護（介護予防）サービスの質の向上	79
(3) 介護（介護予防）サービスの利用者に対する適切な支援	82
基本方針4 地域における高齢者支援体制の強化	84
(1) 地域包括支援センターの機能強化	84
(2) 地域ケア会議の充実	87
(3) 在宅医療・介護連携の推進	89
(4) 認知症施策の推進	92
(5) 家族介護者支援の充実	96
(6) 高齢者の暮らしを支える取組の充実	99
(7) 高齢者虐待等による緊急時の体制整備	102

【以下は、10月以降に委員会に提示】

## V 関連施策一覧

## VI 保険給付及び地域支援事業の総費用見込額と介護保険料

- 1 保険給付費の見込額
- 2 地域支援事業費の見込額
- 3 第1号被保険者の介護保険料
  - (1) 保険給付費及び地域支援事業費に係る費用負担の内訳
  - (2) 介護給付費等準備基金取り崩し額
  - (3) 第1号被保険者の負担額
  - (4) 第1号被保険者の介護保険料の基準額
- 4 介護保険料の段階区分

## 資料編

- 1 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会
  - (1) 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則
  - (2) 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会の開催経過
  - (3) 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会の委員
- 2 意見公募（パブリックコメント）
  - (1) 意見公募の期間
  - (2) 周知方法
  - (3) 意見の提出方法
  - (4) 意見募集の結果
- 3 用語解説

# I 基本的事項

## 1 計画の目的

「おだわら高齢者福祉介護計画」（以下、「本計画」という。）は、小田原市の高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性や取組内容を示すことを目的とします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めるものであり、かながわ高齢者保健福祉計画及び神奈川県保健医療計画との整合性とも図ります。

また、上位計画である「小田原市地域福祉計画」及びそれに紐づく福祉・医療に係る各個別計画や施策と連携するとともに、他の政策分野の取組とも調和を図ります。

なお、本計画の施策を含めた市全体を網羅する上位計画としては、「小田原市総合計画」、「地域別計画」、「まち・ひと・しごと総合戦略」及び「小田原市SDGs 未来都市計画」が展開されています。

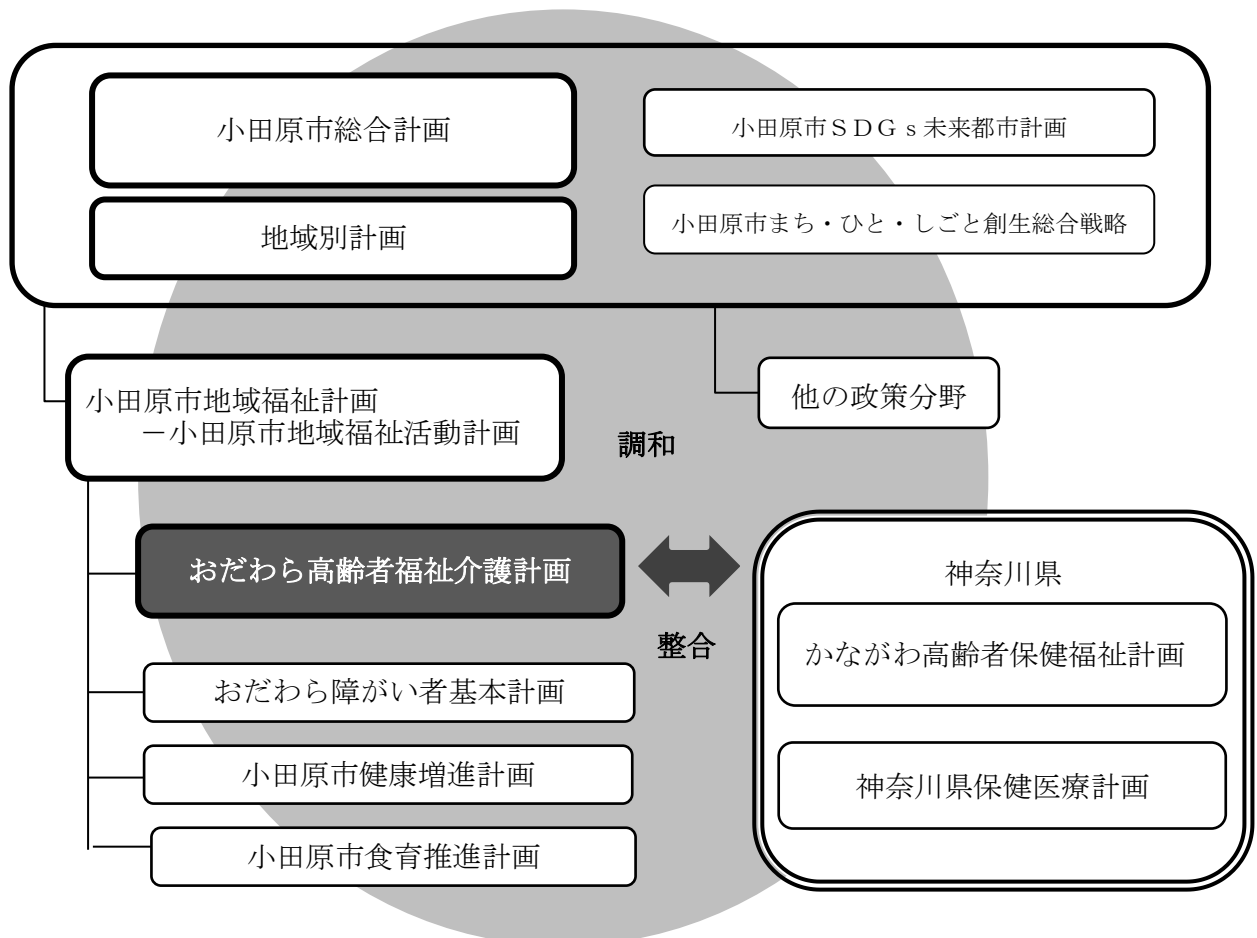


図 I-1 計画の位置付け

### 3 計画の対象者

本計画の対象者は、原則として、小田原市内在住の65歳以上の高齢者と高齢者の介護者です。ただし、施策によって、小田原市内在住の40歳以上の方も対象に含みます。

### 4 計画期間

本計画は、平成12年（2000年）の介護保険制度の開始から、3年ごとに見直しています。第8期となる本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。ただし、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年度が近づいており、また、今後、「団塊ジュニア」が65歳以上となる令和22（2040）年に向けてさらに介護サービス利用者の増加が見込まれる状況を考慮して、本市における中長期的な人口構造の変化の見直し等を勘案した施策の展開を図るものとしています。

### 5 計画の推進体制

第8期計画の推進においては、介護予防、重度化防止、自立支援等をはじめとする各事業の進捗管理、介護サービス給付状況等について定期的なモニタリングを行うとともに、総合的な指標に照らして総括し、その後の見直しにつなげます。

また、市の附属機関である「小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会」、「おだわら地域包括ケア推進会議」、及び「介護保険関係施設整備調整会議」の意見を施策に反映していきます。

#### （1）定期的なモニタリング

- ア 計画に位置付けた具体的な事業の進捗管理を行い、自己評価と課題考察を行います。
- イ 要介護認定や介護サービス給付の状況について、「見える化システム」を活用した地域分析等を行います。
- ウ 次期計画の策定期間に合わせ、高齢者、介護者及び介護事業所の実態を把握します。

#### （2）総合的な指標

項目	出典
ア 要支援・要介護認定率の推移	介護保険事業状況報告
イ 後期高齢者数の伸び率	小田原市の調べ
ウ 要支援・要介護認定者の更新申請認定結果における改善率	小田原市の調べ
エ 保険給付費と介護予防・生活支援サービス費の伸び率	小田原市の調べ
オ 65歳以上の通いの場への参加率	介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査
カ 主観的幸福度	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
キ 主観的健康度	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

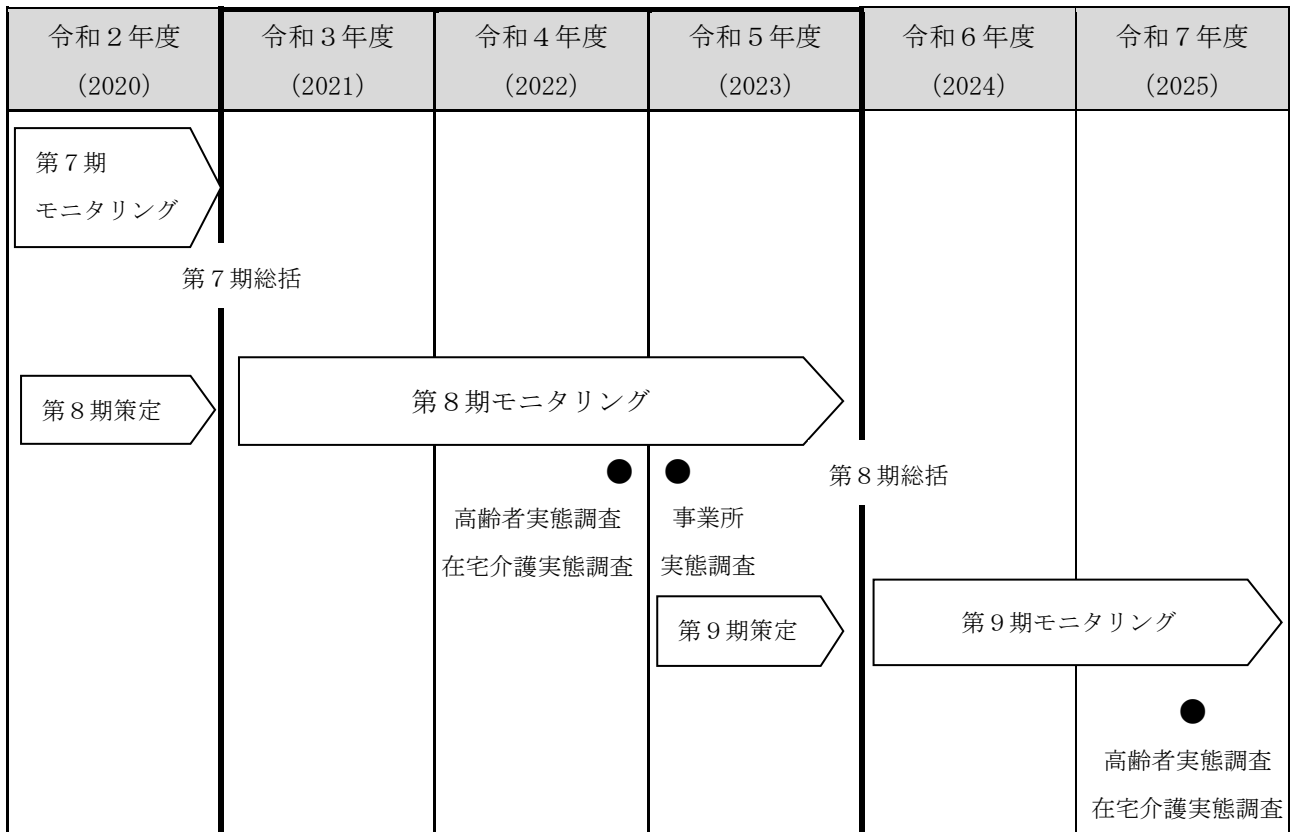


図 I-2 モニタリングと調査

附属機関名	審議事項
小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会	おだわら高齢者福祉介護計画並びに高齢者福祉施策及び介護保険事業の総合的かつ計画的な推進に関する事項
おだわら地域包括ケア推進会議	高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援に関する事項
介護保険関係施設整備調整会議	おだわら高齢者福祉介護計画に基づく介護保険関係施設の整備に関する事項

図 I-3 附属機関一覧

○老人福祉法  
(市町村老人福祉計画)  
第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○介護保険法  
(市町村介護保険事業計画)  
第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

図 I-4 根拠法



## Ⅱ 高齢者を取り巻く状況

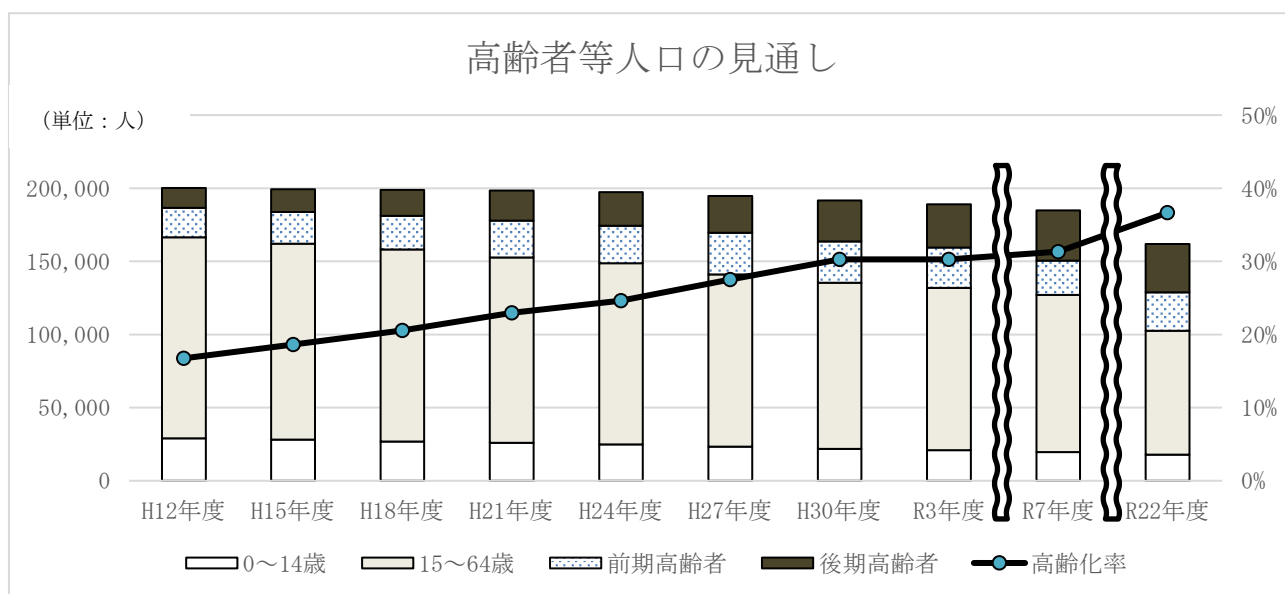
### 1 高齢者人口・要介護認定者数等の状況

#### (1) 高齢者人口の見通し

本市の人口は、令和2（2020）年10月1日現在189,876人です。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する令和7（2025）年度には184,730人、団塊ジュニア世代が65歳から74歳までの前期高齢者に達する令和22（2040）年度には161,388人になる見通しで、減少傾向にあります。

一方、65歳以上の高齢者人口は、令和2（2020）年10月1日現在57,040人で、今後増加を続けます。高齢者の内訳では、前期高齢者は、平成28（2016）年度をピークに減少に転じる一方、後期高齢者は増加を続け令和7（2025）年度には34,735人になる見通しです。

また、高齢者一人を支える生産年齢人口の割合をみると、介護保険制度が始まった平成12（2000）年度では、一人の高齢者を支える15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は4.1人ですが、第8期計画期間の開始年度である令和3（2021）年度では1.9人、令和7（2025）年度では1.8人、令和22（2040）年度では1.4人となります。



図Ⅱ-1 高齢者人口の見通し



図Ⅱ-2 高齢者一人を支える生産年齢人口の割合

表Ⅱ-1 高齢者人口の見通し

(単位：人)

年 度	期 別	総 人 口	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率 (65歳以上)	前期高齢者 (65～74歳)	後期高齢者 (75歳以上)
平成12年度	第1期	200,173	33,519	16.7%	20,039	13,480
平成15年度	第2期	199,290	37,101	18.6%	21,535	15,566
平成18年度	第3期	198,951	40,896	20.6%	23,021	17,875
平成21年度	第4期	198,341	45,572	23.0%	25,067	20,505
平成24年度	第5期	197,415	48,634	24.6%	25,578	23,056
平成27年度	第6期	194,644	53,523	27.5%	28,347	25,176
平成30年度	第7期	191,739	56,246	29.3%	28,091	28,155
令和元年度		190,667	56,615	29.7%	27,517	29,098
令和2年度		189,876	57,040	30.0%	27,465	29,575
令和3年度	第8期	189,000	57,290	30.3%	27,376	29,914
令和4年度		188,041	57,429	30.5%	26,203	31,226
令和5年度		187,006	57,706	30.9%	25,124	32,582
⋮						
令和7年度	第9期	184,730	57,952	31.4%	23,217	34,735
⋮						
令和22年度	第14期	161,388	59,330	36.8%	26,251	33,079

※出典：平成12（2000）年度は国勢調査、その他の年度は小田原市の調べによる。

※各年度10月1日現在。令和2（2020）年度以降は令和元（2019）年10月1日現在の小田原市人口統計を基礎として、国立社会保障・人口問題研究所の出生率、死亡率を踏まえ算出。

## (2) 高齢者世帯の状況

平成 22 (2010) 年度から平成 27 (2015) 年度までに、高齢者のいる世帯総数は約 4,000 世帯増加し、一般世帯総数に占める高齢者のいる世帯総数の比率は 39.9%から 44.4%に増加していることから、世帯の高齢化が進んでいることがわかります。

また、高齢者のいる世帯総数のうちで「一人暮らし高齢者世帯」は約 2,000 世帯増加しており、高齢者の単身世帯が増加している状況です。

表Ⅱ-2 高齢者世帯の状況

(単位：世帯)

	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)
一般世帯総数	77,532	79,007	88,134
うち 高齢者のいる世帯数	30,951 (39.9%)	35,075 (44.4%)	—
うち 一人暮らし高齢者世帯数	7,109 (9.2%)	9,088 (11.5%)	—

※出典：平成 22 (2010) 年及び平成 27 (2015) 年国勢調査。各年 10 月 1 日現在。

ただし、令和 2 (2020) 年は、小田原市調べによる。4 月 1 日現在。

### (3) 要支援・要介護認定者の見通し

要支援・要介護認定者は、令和2（2020）年10月現在で10,172人です。これは、介護保険制度創設時（平成12年度）の約3.2倍に当たります。

今後も、高齢者人口の増加に伴い、認定者数も増加が見込まれますが、令和5（2023）年には11,211人に、令和7（2025）年度には11,735人まで増加する見通しです。

また、介護保険法の改正により、本市では平成28年（2016）年1月に移行した介護予防・日常生活支援総合事業に係る基本チェックリスト判定による事業対象者については、令和5（2023）年には361人に、令和7（2025）年度には376人まで増加する見通しです。

表Ⅱ-3 高齢者人口の見通し (単位：人)

年度	期別	要支援・要介護認定者								事業対象者
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
平成12年度	第1期	202	—	676	633	560	552	535	3,158	—
15年度	第2期	585	—	1,484	878	661	707	604	4,919	—
18年度	第3期	927	228	1,452	915	851	755	639	5,767	—
21年度	第4期	995	425	1,342	986	1,025	856	650	6,279	—
24年度	第5期	1,104	779	1,605	1,207	1,002	1,102	737	7,536	—
27年度	第6期	1,236	845	2,107	1,352	1,130	1,171	738	8,579	—
30年度	第7期	1,289	1,018	2,531	1,426	1,181	1,223	670	9,338	294
令和元年度		1,412	1,133	2,659	1,404	1,219	1,201	698	9,726	330
2年度		1,407	1,166	2,800	1,506	1,273	1,286	734	10,172	330
3年度	第8期	1,446	1,199	2,884	1,561	1,315	1,332	759	10,496	339
4年度		1,492	1,239	2,983	1,615	1,362	1,384	786	10,861	350
5年度		1,538	1,276	3,076	1,670	1,406	1,432	813	11,211	361
⋮										
7年度	第9期	1,600	1,328	3,224	1,755	1,480	1,512	854	11,753	376
⋮										
22年度	第14期	1,677	1,411	3,551	2,028	1,718	1,808	1,000	13,193	396

※各年度10月1日現在。令和2（2020）年度以降は推計

#### (4) 要支援・要介護認定者の有病状況の推移等

本市の要支援・要介護認定者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者の有病状況の推移を年度ごとに見ると、各病名の割合が増加傾向です。

平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度までの 5 年間で増減割合が高くなっているものとして、「筋・骨格」が 1.6 ポイント、「脳疾患」が-3.5 ポイントとなっています。

「精神疾患」のうち「認知症」と「アルツハイマー病」を合わせたものを「認知症全体」として捉えると、平成 27 (2015) 年度では 42.4%、令和元 (2019) 年度では 44.6%となっており、5 年間で 2.2 ポイント増えています。

表Ⅱ-4 要支援・要介護認定者の有病状況の推移 (単位：%)

病名	平成 27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	増減割合 (令和元年度- 平成 27 年度)
筋・骨格	47.9	48.8	48.6	48.6	49.5	1.6 ポイント
精神疾患	36.3	37.1	36.7	36.9	37.2	0.9 ポイント
うち 認知症	23.7	23.7	23.8	24.6	24.9	1.2 ポイント
アルツハイマー病	18.7	19.1	19.0	19.6	19.7	1.0 ポイント
高血圧症	52.0	52.4	52.4	52.5	53.1	1.1 ポイント
心臓病	59.3	59.4	59.0	58.8	59.1	-0.2 ポイント
脂質異常症	31.9	31.6	31.7	32.0	32.3	0.4 ポイント
糖尿病	24.4	24.7	24.7	25.2	25.8	1.4 ポイント
がん	10.0	10.4	10.2	9.9	10.0	0.0 ポイント
脳疾患	28.1	27.7	26.9	25.6	24.6	-3.5 ポイント

※出典：国保データベースシステム、介護保険審査支払等システム

※有病状況＝介護認定者かつ該当病名と判明したレセプト保有者 (A) ÷ 介護認定者 (B)

※介護認定者かつ該当病名と判明したレセプト保有者 (A) は、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者。(国保データベースシステムから抽出)

介護認定者 (B) は、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者以外の者も含まれる。(介護保険審査支払等システムから抽出)

また、本市と国や県、同規模保険者を比較すると、要支援・要介護認定者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者の有病状況は全体的に高い傾向があります。本市と同規模保険者を比較すると、「脂質異常症」が2.4ポイント、「糖尿病」が2.8ポイントといずれも高い状況です。

また、「精神疾患」のうち「認知症」と「アルツハイマー病」を合わせたものを「認知症全体」として捉え、同規模保険者と比較すると、本市の方が2.5ポイント高い状況となっています。

表Ⅱ-5 令和元（2019）年度 要支援・要介護認定者の有病状況の比較（単位：％）

病名	小田原市	同規模保険者	神奈川県	国
筋・骨格	49.5	50.3	50.5	51.6
精神疾患	37.2	36.0	36.3	36.4
うち 認知症	24.9	23.5	22.9	23.6
アルツハイマー病	19.7	18.6	17.7	18.5
高血圧症	53.1	51.5	51.8	51.7
心臓病	59.1	58.3	58.3	58.7
脂質異常症	32.3	29.9	32.0	30.1
糖尿病	25.8	23.0	23.4	23.0
がん	10.0	10.7	11.6	11.0
脳疾患	24.6	23.9	22.9	24.0

※出典：国保データベースシステム、介護保険審査支払等システム

※同規模保険者とは、茅ヶ崎市、平塚市、厚木市、大和市を含めた5市の平均値。

## (5) 要支援・要介護認定者の認知症高齢者数の推移

要介護認定訪問調査項目である「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定結果によると、日常生活に支障を来たすような何らかの症状があるⅡからMまでのランクと認められた要支援・要介護認定者は、平成27(2015)年度は5,053人、令和元(2019)年度は5,886人で、毎年度増加傾向にあります。

表Ⅱ-6 要支援・要介護認定者の認知症高齢者数の推移 (単位：人)

ランク	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
自立	1,926	1,770	1,932	1,881	1,864
Ⅰ	1,636	1,678	1,749	1,934	2,113
Ⅱ	2,372	2,460	2,642	2,841	2,896
Ⅲ	1,696	1,803	1,921	1,991	2,036
Ⅳ	828	874	854	777	773
M	157	172	174	186	181
転入による 継続認定等	40	45	36	41	51
合計	8,655	8,803	9,309	9,655	9,914

※出典：小田原市の調べによる。

※各年度4月1日現在。

※介護保険事業状況報告(月報)における要支援・要介護認定者数確定後に認定結果が出た者等が含まれるため、同日時点の介護保険事業状況報告(月報)における要支援・要介護認定者数とは差異が生じている。

※認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準(出典：厚生労働省)

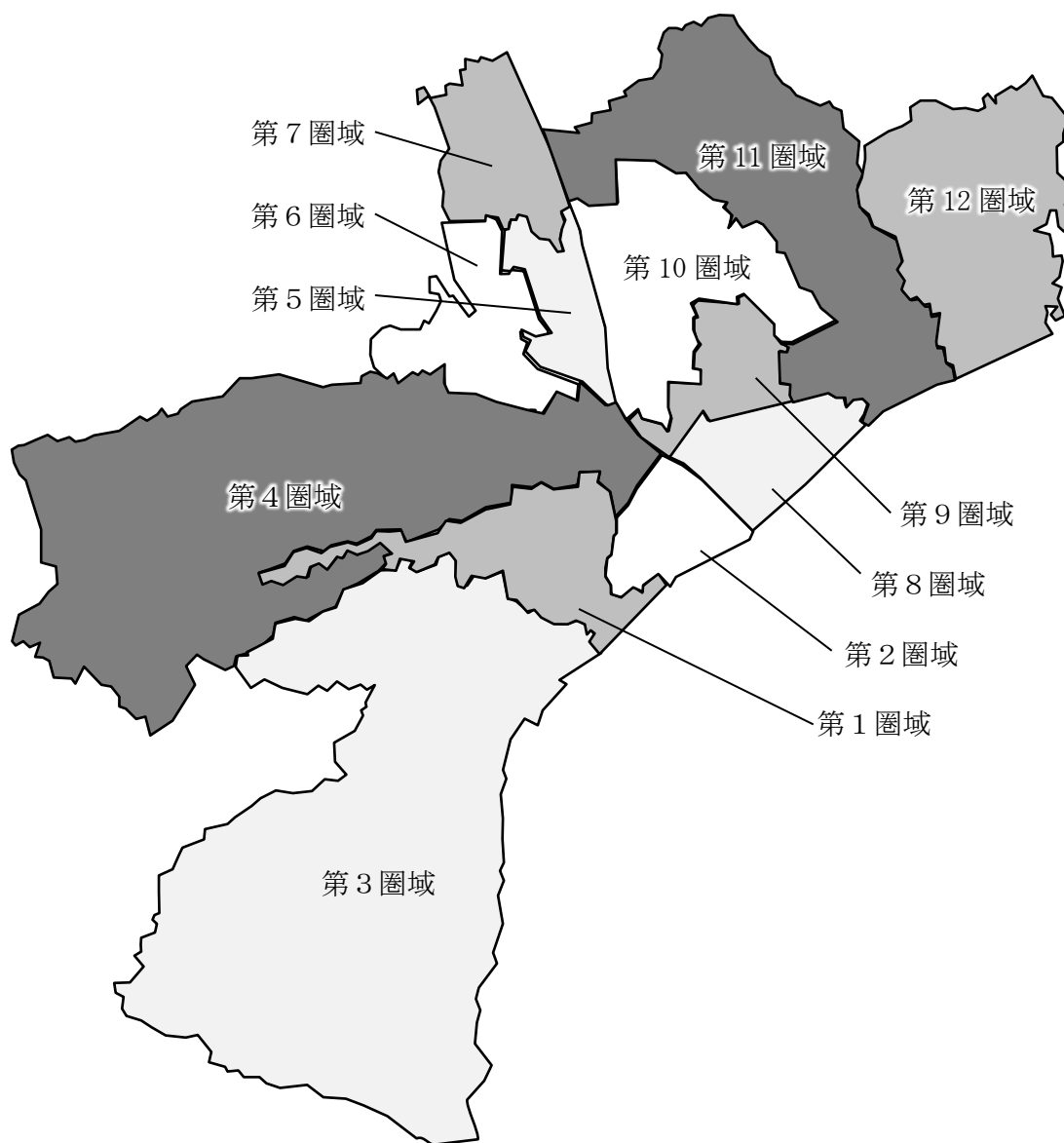
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

## 2 日常生活圏域

日常生活圏域とは、市民が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活の質を維持して暮らし続けることができるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件等を踏まえて市域を区分したものです。

本市は、第5期計画までに5の日常生活圏域を設け、各圏域に地域包括支援センターを整備しました。第6期計画では、市民生活の実情や人口分布の現状を踏まえ、よりきめ細やかなサービスの提供と機能拡充に向け日常生活圏域を12へと拡充し、平成29（2017）年4月にすべての圏域に地域包括支援センターを整備しました。

第8期計画においても、この12圏域ごとに、地域包括支援センターを中心として、地域住民、関係機関等とともに地域の中での包括的な支援、サービス体制を充実していくことを目標としています。



図Ⅱ-3 日常生活圏域



## (1) 日常生活圏域の設定

表Ⅱ-7 日常生活圏域に含まれる自治会連合会及び地域包括支援センターの一覧

圏域	自治会連合会名	地域包括支援センター名
第1圏域	緑、万年、幸、芦子	しろやま
第2圏域	新玉、山王網一色、足柄	はくおう
第3圏域	十字、片浦、早川、大窪	じょうなん
第4圏域	二川、久野	はくさん
第5圏域	東富水	ひがしとみず
第6圏域	富水	とみず
第7圏域	桜井	さくらい
第8圏域	酒匂・小八幡、富士見	さかわ こやわた・ふじみ
第9圏域	下府中	しもふなか
第10圏域	豊川、上府中	とよかわ・かみふなか
第11圏域	曾我、下曾我、国府津	そが・しもそが・こうづ
第12圏域	前羽、橋北	たちばな

## (2) 日常生活圏域別人口等

表Ⅱ-8 日常生活圏域別人口等

(単位：人)

圏域 (自治会連合会の区域)	総人口	高齢者 人口 (65歳以上)	高齢化率	前期高齢者 (65~74歳)		後期高齢者 (75歳以上)	
				人口	前期 高齢化率	人口	後期 高齢化率
第1圏域 (緑、万年、 幸、芦子)	18,501	5,466	29.5%	2,590	14.0%	2,876	15.5%
第2圏域 (新玉、山王網 一色、足柄)	15,119	4,674	30.9%	2,233	14.8%	2,441	16.1%
第3圏域 (十字、片浦、 早川、大窪)	13,911	5,038	36.2%	2,291	16.5%	2,747	19.7%
第4圏域 (二川、久野)	16,692	4,919	29.5%	2,443	14.6%	2,476	14.8%
第5圏域 (東富水)	13,283	3,912	29.5%	1,767	13.3%	2,145	16.1%
第6圏域 (富水)	14,631	4,193	28.7%	1,938	13.2%	2,255	15.4%
第7圏域 (桜井)	12,880	3,809	29.6%	1,868	14.5%	1,941	15.1%
第8圏域 (酒匂・小八幡、 富士見)	19,907	5,696	28.6%	2,793	14.0%	2,903	14.6%
第9圏域 (下府中)	15,934	4,371	27.4%	2,145	13.5%	2,226	14.0%
第10圏域 (豊川・上府中)	20,632	5,394	26.1%	2,844	13.8%	2,550	12.4%
第11圏域 (曾我、下曾我、 国府津)	17,588	5,423	30.8%	2,655	15.1%	2,768	15.7%
第12圏域 (前羽、橋北)	10,938	4,070	37.2%	1,968	18.0%	2,102	19.2%
合計	190,016	56,965	30.0%	30,011	15.8%	26,954	14.2%

※出典：小田原市の調べによる。

※令和2（2020）年4月1日現在。

### (3) 日常生活圏域別要支援・要介護認定者等数

表Ⅱ-9 日常生活圏域別要支援・要介護認定者等数

(単位：人)

圏域 (自治会連合会の区域)	要支援・要介護認定者											事業対象者
	介護度別							年代別				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	前期高齢者	後期高齢者	第2号被保険者	
第1圏域 (緑、万年、幸、芦子)	153	122	260	165	118	121	85	1,024	88	919	17	36
第2圏域 (新玉、山王網一色、足柄)	118	112	258	123	95	100	58	864	94	757	13	28
第3圏域 (十字、片浦、早川、大窪)	138	104	239	119	137	130	70	937	86	842	9	34
第4圏域 (二川、久野)	103	90	217	123	121	89	47	790	99	677	14	36
第5圏域 (東富水)	107	72	192	97	73	79	54	674	88	567	19	19
第6圏域 (富水)	118	92	185	117	89	123	58	782	87	688	7	12
第7圏域 (桜井)	74	84	180	85	58	68	34	583	73	501	9	26
第8圏域 (酒匂・小八幡、富士見)	142	119	274	126	115	111	77	964	87	861	16	22
第9圏域 (下府中)	92	82	228	92	86	89	43	712	83	620	9	26
第10圏域 (豊川、上府中)	103	70	212	131	120	98	56	790	97	677	16	20
第11圏域 (曾我、下曾我、国府津)	111	96	223	136	122	122	72	882	118	750	14	26
第12圏域 (前羽、橋北)	78	75	180	87	74	88	53	635	65	558	12	45
市外	15	12	63	39	41	39	31	240	34	205	1	0
合計	1,352	1,130	2,711	1,440	1,249	1,257	738	9,877	1,099	8,622	156	330

※出典：小田原市の調べによる。

※令和2（2020）年4月1日現在。

※要支援・要介護者認定者等数には、第2号被保険者（40歳から64歳までの者）を含む。

※介護保険事業状況報告（月報）における要支援・要介護認定者数確定後に認定結果が出た者等が含まれるため、同日時点の介護保険事業状況報告（月報）における要支援・要介護認定者数とは差異が生じている。

## (4) 日常生活圏域別の状況

### 市全域

■ 令和2（2020）年4月1日現在

総人口 190,016人（男性92,749人、女性97,267人）

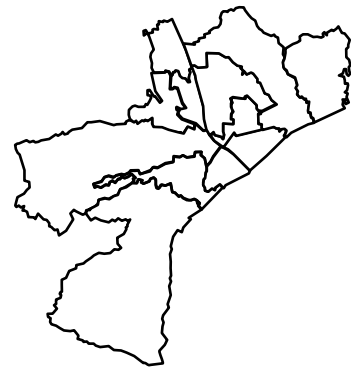
高齢者人口 56,965人（男性25,019人、女性31,946人）

高齢化率 30.0%

認定者数 9,482人（第1号被保険者）

認定率 16.6%

※認定者数には、市外に住所を置く本市被保険者（住所地特例者）を含まない。



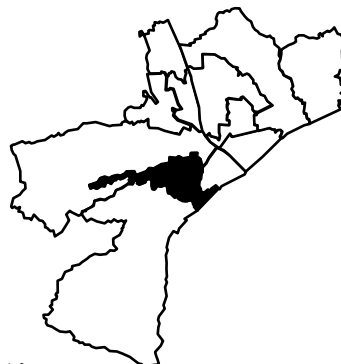
表Ⅱ-10 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	47	夜間対応型訪問介護	1
訪問入浴介護	6	地域密着型通所介護	52
訪問看護	25	認知症対応型通所介護	6
訪問リハビリテーション	4	小規模多機能型居宅介護	6
通所介護	30	認知症対応型共同生活介護	17
通所リハビリテーション	7	複合型サービス	1
短期入所生活介護	10	介護老人福祉施設	9
短期入所療養介護	5	介護老人保健施設	5
特定施設入居者生活介護	16	基準緩和訪問型サービス	33
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	8	基準緩和通所型サービス	11
居宅介護支援	52	住民主体訪問型サービス	3
介護予防支援	12	住民主体通所型サービス	7
定期巡回・随時対応型訪問介護	2		

**第1圏域（緑、万年、幸、芦子地区自治会連合会／地域包括支援センターしろやまの区域）**

■令和2（2020）年4月1日現在

総人口 18,501人（男性8,931人、女性9,570人）  
 高齢者人口 5,466人（男性2,341人、女性3,125人）  
 高齢化率 29.5%（6位）  
 認定者数 1,007人（第1号被保険者）  
 認定率 18.4%（2位）



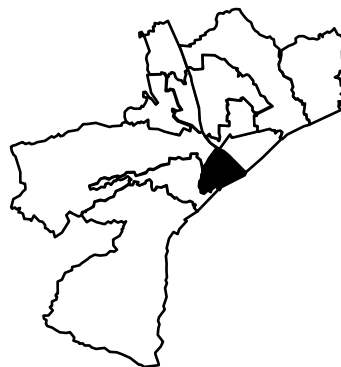
表Ⅱ-11 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	6	居宅介護支援	6
訪問入浴介護	2	介護予防支援	1
訪問看護	4	地域密着型通所介護	7
訪問リハビリテーション	1	認知症対応型共同生活介護	1
通所介護	1	基準緩和訪問型サービス	4
特定施設入居者生活介護	4		

**第2圏域（新玉、山王網一色、足柄地区自治会連合会／地域包括支援センターはくおうの区域）**

■令和2（2020）年4月1日現在

総人口 15,119人（男性7,392人、女性7,727人）  
 高齢者人口 4,674人（男性2,044人、女性2,630人）  
 高齢化率 30.9%（3位）  
 認定者数 851人（第1号被保険者）  
 認定率 18.2%（4位）



表Ⅱ-12 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	4	介護予防支援	1
訪問入浴介護	1	地域密着型通所介護	4
訪問看護	1	認知症対応型共同生活介護	1
通所介護	2	基準緩和訪問型サービス	3
特定施設入居者生活介護	1	基準緩和通所型サービス	2
居宅介護支援	3		

### 第3圏域（十字、片浦、早川、大窪地区自治会連合会／地域包括支援センターじょうなんの区域）

■令和2（2020）年4月1日現在

総人口 13,911人（男性6,617人、女性7,294人）

高齢者人口 5,038人（男性2,104人、女性2,934人）

高齢化率 36.2%（2位）

認定者数 928人（第1号被保険者）

認定率 18.4%（2位）



表Ⅱ-13 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	3	介護予防支援	1
訪問看護	1	地域密着型通所介護	1
通所介護	4	小規模多機能型居宅介護	1
通所リハビリテーション	1	認知症対応型共同生活介護	2
短期入所生活介護	2	介護老人福祉施設	2
短期入所療養介護	1	介護老人保健施設	1
特定施設入居者生活介護	1	基準緩和訪問型サービス	3
居宅介護支援	4		

### 第4圏域（二川、久野地区自治会連合会／地域包括支援センターはくさんの区域）

■令和2（2020）年4月1日現在

総人口 16,692人（男性8,178人、女性8,514人）

高齢者人口 4,919人（男性2,184人、女性2,735人）

高齢化率 29.5%（6位）

認定者数 776人（第1号被保険者）

認定率 15.8%（9位）



表Ⅱ-14 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	6	介護予防支援	1
訪問看護	2	地域密着型通所介護	6
訪問リハビリテーション	1	認知症対応型通所介護	1
通所介護	5	小規模多機能型居宅介護	1
通所リハビリテーション	1	認知症対応型共同生活介護	1
短期入所生活介護	1	介護老人福祉施設	1
特定施設入居者生活介護	2	基準緩和訪問型サービス	5
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	2	基準緩和通所型サービス	1
居宅介護支援	4		

## 第5圏域（東富水地区自治会連合会／地域包括支援センターひがしとみずの区域）

■令和2（2020）年4月1日現在

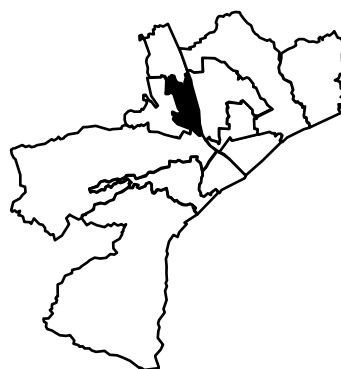
総人口 13,283人（男性6,298人、女性6,985人）

高齢者人口 3,912人（男性1,626人、女性2,286人）

高齢化率 29.5%（6位）

認定者数 655人（第1号被保険者）

認定率 16.7%（5位）



表Ⅱ-15 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	2	介護予防支援	1
訪問看護	5	定期巡回・随時対応型訪問介護	1
通所介護	4	夜間対応型訪問介護	1
短期入所生活介護	1	地域密着型通所介護	6
特定施設入居者生活介護	1	小規模多機能型居宅介護	1
居宅介護支援	4	認知症対応型共同生活介護	1
介護予防支援	1	基準緩和訪問型サービス	2

## 第6圏域（富水地区自治会連合会／地域包括支援センターとみずの区域）

■令和2（2020）年4月1日現在

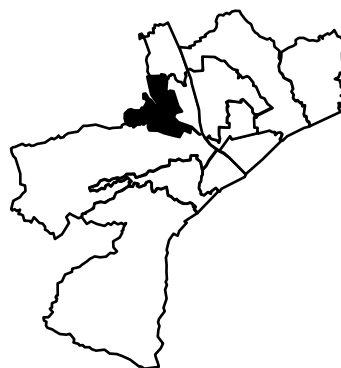
総人口 14,631人（男性7,105人、女性7,526人）

高齢者人口 4,193人（男性1,794人、女性2,399人）

高齢化率 28.7%（9位）

認定者数 775人（第1号被保険者）

認定率 18.5%（1位）



表Ⅱ-16 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	5	認知症対応型通所介護	1
訪問看護	1	認知症対応型共同生活介護	2
短期入所生活介護	1	介護老人福祉施設	1
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	1	基準緩和訪問型サービス	4
居宅介護支援	5	基準緩和通所型サービス	4
介護予防支援	1	住民主体通所型サービス	2
地域密着型通所介護	6		

## 第7圏域（桜井地区自治会連合会／地域包括支援センターさくらの区域）

■令和2（2020）年4月1日現在

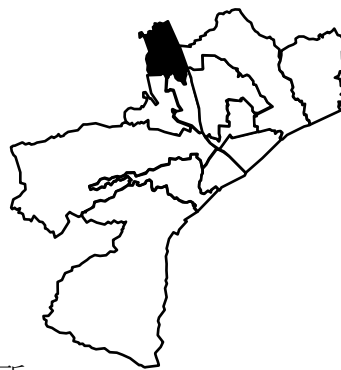
総人口 12,880人（男性6,180人、女性6,700人）

高齢者人口 3,809人（男性1,654人、女性2,155人）

高齢化率 29.6%（5位）

認定者数 574人（第1号被保険者）

認定率 15.1%（11位）



表Ⅱ-17 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	4	介護予防支援	1
訪問看護	2	地域密着型通所介護	4
通所介護	2	認知症対応型通所介護	1
通所リハビリテーション	1	認知症対応型共同生活介護	1
短期入所生活介護	2	介護老人福祉施設	1
短期入所療養介護	1	介護老人保健施設	1
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	1	基準緩和訪問型サービス	2
居宅介護支援	5	基準緩和通所型サービス	1

## 第8圏域（酒匂・小八幡、富士見地区自治会連合会／地域包括支援センターさかわ こやわた・ふじみの区域）

■令和2（2020）年4月1日現在

総人口 19,907人（男性9,696人、女性10,211人）

高齢者人口 5,696人（男性2,596人、女性3,100人）

高齢化率 28.6%（10位）

認定者数 948人（第1号被保険者）

認定率 16.6%（6位）



表Ⅱ-18 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	2	介護予防支援	1
訪問看護	5	地域密着型通所介護	6
訪問リハビリテーション	1	小規模多機能型居宅介護	1
通所介護	3	認知症対応型共同生活介護	1
通所リハビリテーション	2	複合型サービス	1
短期入所療養介護	1	介護老人保健施設	1
特定施設入居者生活介護	4	基準緩和訪問型サービス	3
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	2	住民主体訪問型サービス	2
居宅介護支援	6	住民主体通所型サービス	3



## 第9圏域（下府中地区自治会連合会／地域包括支援センターしもふなかの区域）

■令和2（2020）年4月1日現在

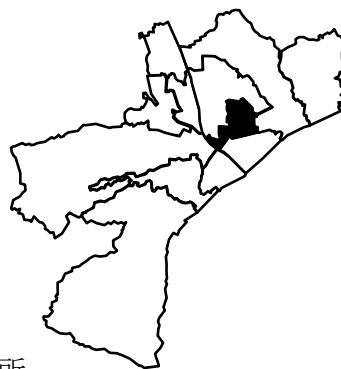
総人口 15,934人（男性7,927人、女性8,007人）

高齢者人口 4,371人（男性1,989人、女性2,382人）

高齢化率 27.4%（11位）

認定者数 712人（第1号被保険者）

認定率 16.1%（7位）



表Ⅱ-19 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	4	居宅介護支援	3
訪問入浴介護	1	介護予防支援	1
訪問リハビリテーション	1	地域密着型通所介護	4
通所介護	2	認知症対応型共同生活介護	2
短期入所生活介護	1	介護老人福祉施設	1
特定施設入居者生活介護	1	基準緩和訪問型サービス	3
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	2	住民主体訪問型サービス	1

## 第10圏域（豊川、上府中地区自治会連合会／地域包括支援センターとよかわ・かみふなかの区域）

■令和2（2020）年4月1日現在

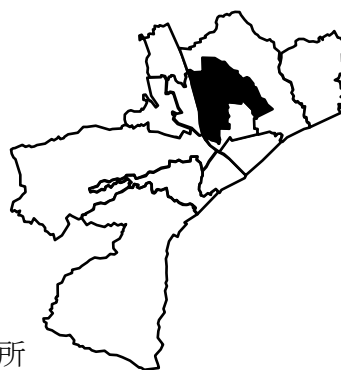
総人口 20,632人（男性10,390人、女性10,242人）

高齢者人口 5,394人（男性2,463人、女性2,931人）

高齢化率 26.1%（12位）

認定者数 774人（第1号被保険者）

認定率 14.3%（12位）



表Ⅱ-20 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	5	介護予防支援	1
訪問入浴介護	2	地域密着型通所介護	4
訪問看護	3	認知症対応型通所介護	2
通所介護	5	小規模多機能型居宅介護	1
通所リハビリテーション	2	認知症対応型共同生活介護	2
短期入所療養介護	2	介護老人保健施設	2
特定施設入居者生活介護	2	基準緩和訪問型サービス	2
居宅介護支援	5	基準緩和通所型サービス	2

**第 11 圏域（曾我、下曾我、国府津地区自治会連合会／地域包括支援センターそが・しもそが・こうづの区域）**

■ 令和 2（2020）年 4 月 1 日現在

総人口 17,588 人（男性 8,642 人、女性 8,946 人）  
 高齢者人口 5,423 人（男性 2,400 人、女性 3,023 人）  
 高齢化率 30.8%（4 位）  
 認定者数 868 人（第 1 号被保険者）  
 認定率 16.0%（8 位）

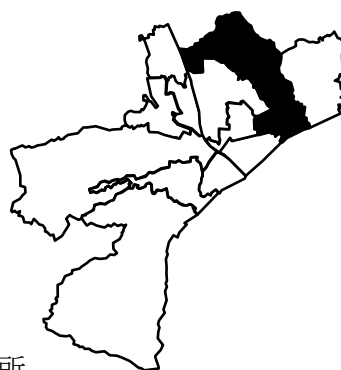


表 II-21 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	4	地域密着型通所介護	3
訪問看護	1	認知症対応型通所介護	1
通所介護	1	小規模多機能型居宅介護	1
短期入所生活介護	1	認知症対応型共同生活介護	2
居宅介護支援	4	介護老人福祉施設	1
介護予防支援	1	基準緩和訪問型サービス	2
定期巡回・随時対応型訪問介護	1	住民主体通所型サービス	1

**第 12 圏域（前羽、橘北地区自治会連合会／地域包括支援センターたちばなの区域）**

■ 令和 2（2020）年 4 月 1 日現在

総人口 10,938 人（男性 5,393 人、女性 5,545 人）  
 高齢者人口 4,070 人（男性 1,824 人、女性 2,246 人）  
 高齢化率 37.2%（1 位）  
 認定者数 623 人（第 1 号被保険者）  
 認定率 15.3%（10 位）



表 II-22 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	2	介護予防支援	1
通所介護	1	地域密着型通所介護	1
短期入所生活介護	1	認知症対応型共同生活介護	1
居宅介護支援	3	介護老人福祉施設	2

### 3 高齢者及び市内介護事業所の実態把握

第8期計画の策定に際し、高齢者福祉施策や介護保険制度に対する高齢者の意識や考え方や市内事業所の実態を把握する目的で、アンケート調査を実施しました。これらの調査結果は、計画策定に当たり、施策の展開や事務事業を見直す際の基礎資料として利用しています。

※構成比を表すグラフの内訳は、小数点以下第1位まで表示しています。そのため、端数処理の関係上、グラフの構成比(%)の合計が100%とならないことがあります。

※以下に抜粋したグラフ以外にも、「IV 施策の展開」に引用しているグラフがあります。

#### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(抜粋)

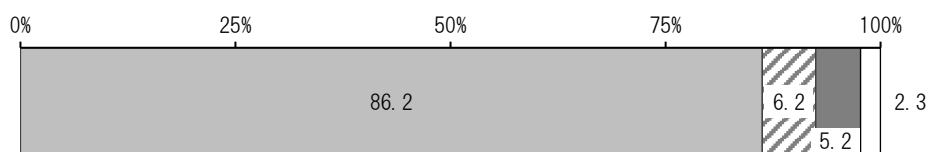
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査					
目的	要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況や、リスクに影響を与える日常生活状況を把握し、地域の課題を捉える。				
対象者	要介護1～5の認定を受けていない市内在住の65歳以上の方(一般高齢者、要支援1・2) ※無作為抽出				
調査期間	令和2(2020)年1月6日(月)～1月20日(月)				
調査方法	郵送による配布・回収				
配布数	7,500通	有効回答数	5,420通	有効回答率	72.3%

#### 【現在の状態と介護リスク】

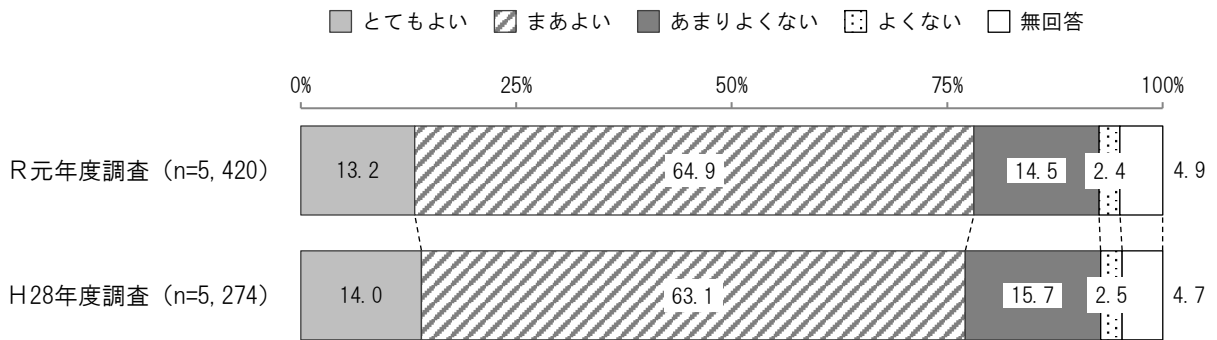
日常生活における介護・介助の必要性については、「必要ない」が全体の86.2%となっており、ほとんどの方が、体を動かすこと、金銭や書類の扱い、買物をするについて自立しています。また、現在の健康状態を問う設問では、前回調査時と比べて「とてもよい」と「まあよい」の合計が、1%上昇しています。しかし、「転倒」については49.9%、「物忘れ」については40.9%が不安を覚えています。また、運動器リスクと外出頻度をクロス集計したところ、リスク該当者ほど外出頻度が減っています。

#### ●あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

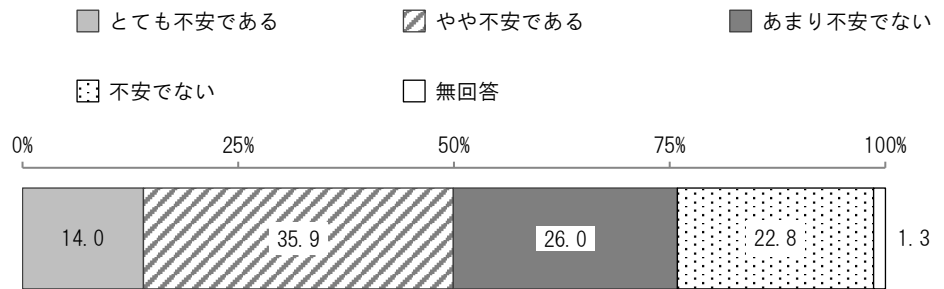
- 介護・介助は必要ない
- 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
- 現在、何らかの介護・介助を受けている(介護認定を受けずに家族などの介護・介助を受けている場合も含む)
- 無回答



●現在のあなたの健康状態はいかがですか



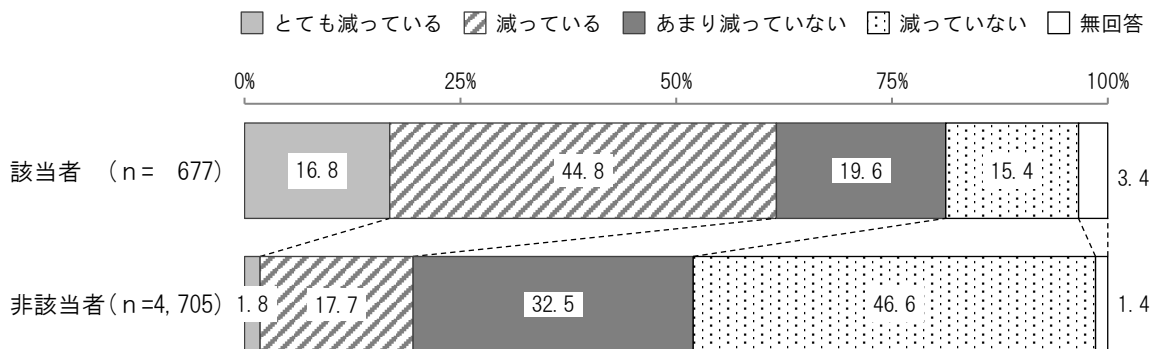
●転倒に対する不安は大きいですか



●物忘れが多いと感じますか



●昨年と比べて外出の回数が減っていますか（運動器リスク該当・非該当とのクロス集計）

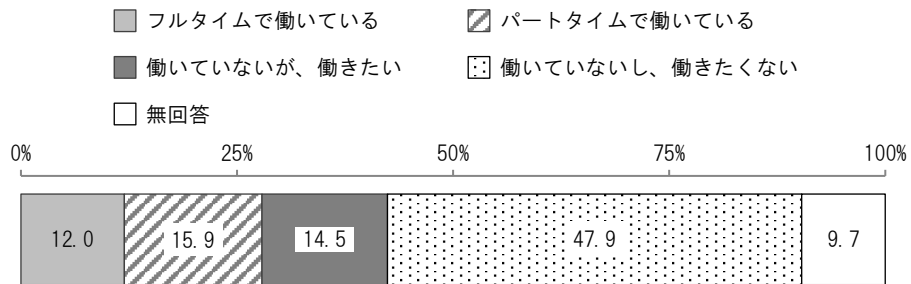


## 【社会参加】

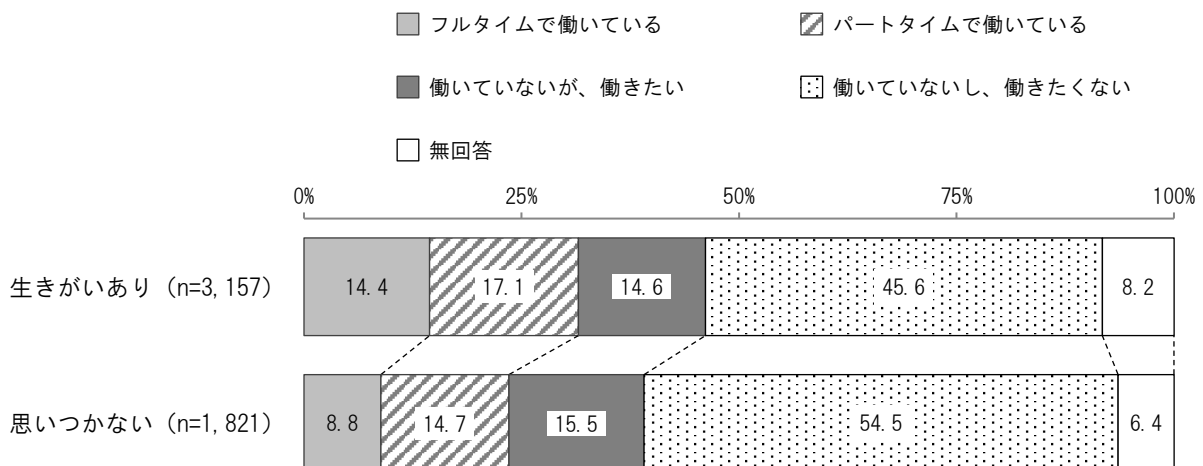
社会参加の面では、「働いている」と答えた方と「働きたい」と答えた方の合計は42.4%となっています。また、生きがいの有無についての質問とクロス集計したところ、「生きがいあり」と答えた方は「思いつかない」と答えた方よりも「働いている」、「働きたい」と答えた方が多い結果がでました。

地域での活動の中では、「趣味関係のグループ」や「自治会」への参加の頻度が高くなっています。地域住民の有志の活動に対しては、「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」の合計が56.5%となっています。その一方、地域住民の有志の活動に企画・運営として「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」の合計は31.4%となっています。

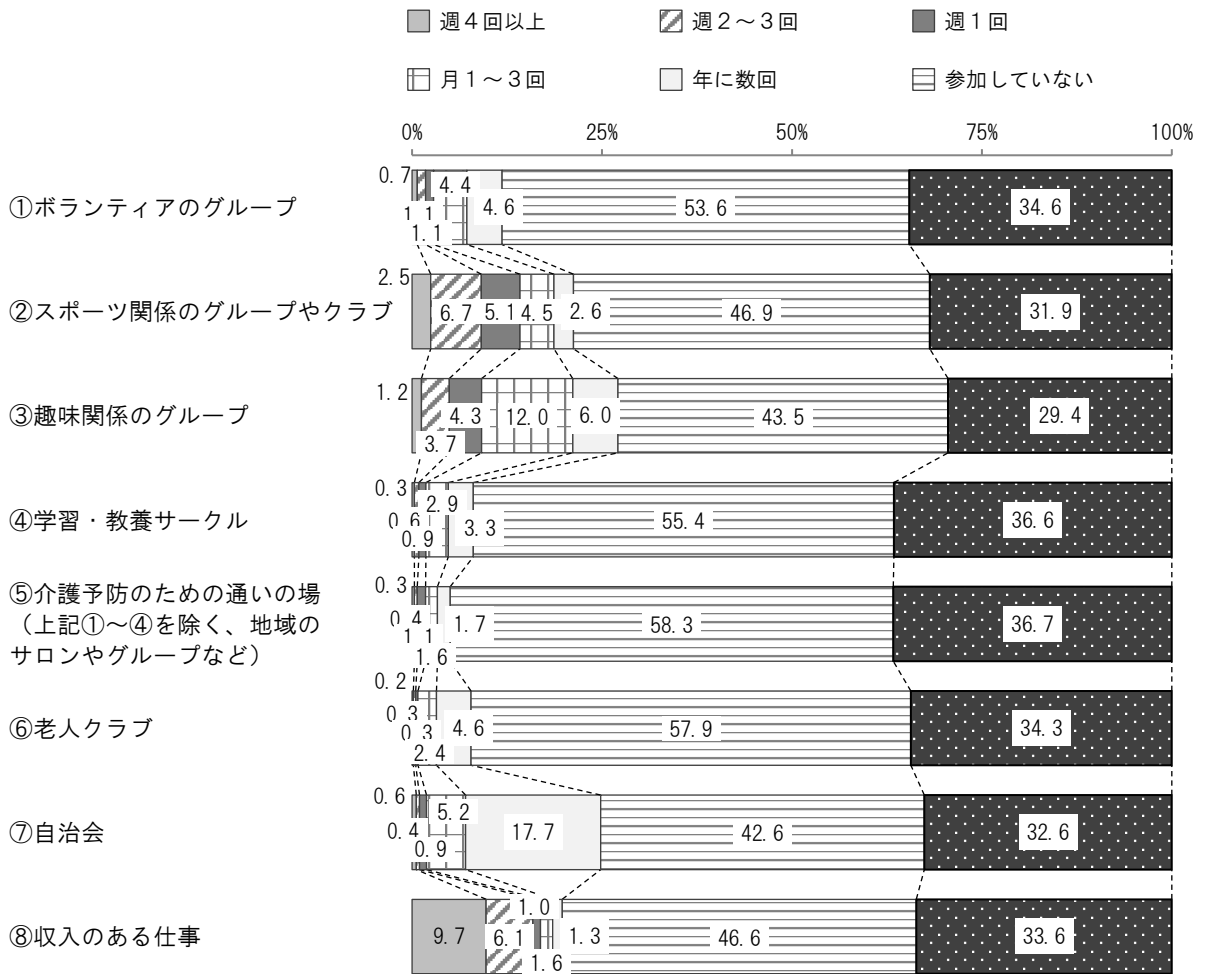
### ●現在働いていますか



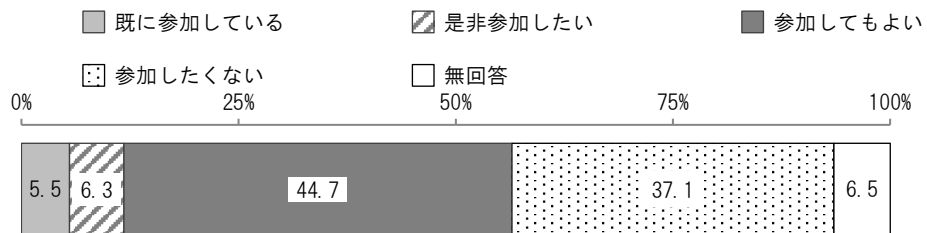
### ●生きがいの有無とのクロス集計



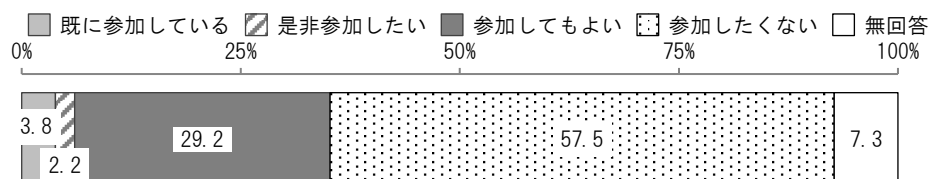
●以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか



●地域住民の有志の活動に参加者として参加してみたいと思いますか



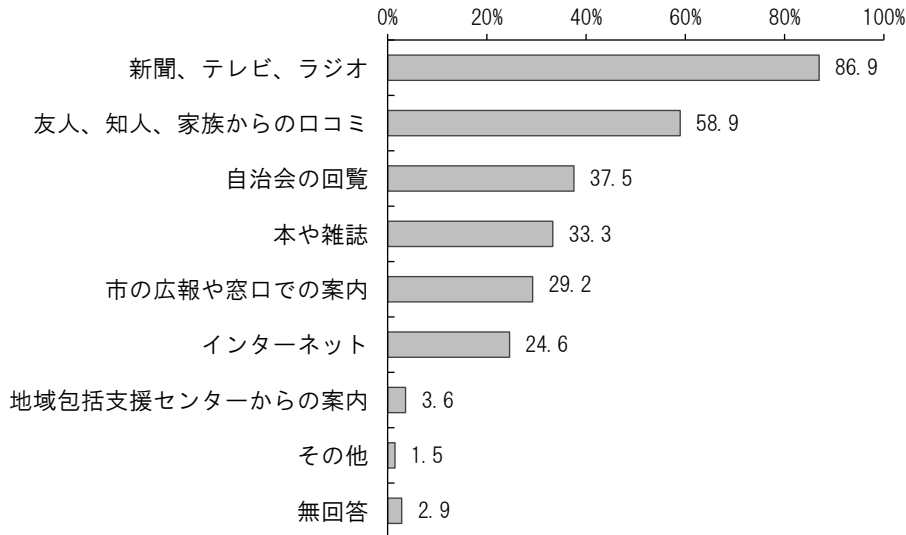
●地域住民の有志の活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか



## 【情報収集】

情報を得る手段としては、「新聞、テレビ、ラジオ」が最も高く、次いで「友人、知人、家族からの口コミ」、「自治会の回覧」となっています。

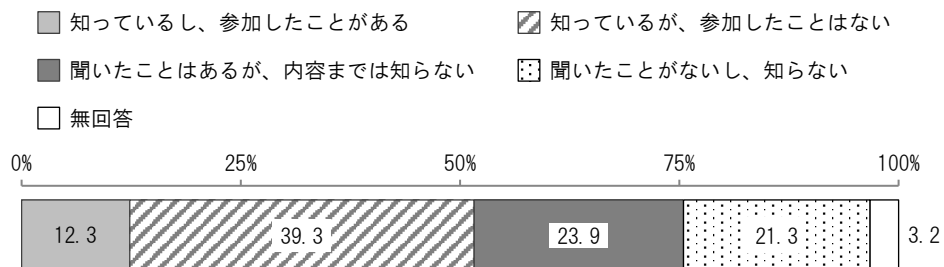
### ●情報をどこで得ていますか（複数選択可）



## 【介護予防事業】

市が主催している介護予防事業については、「知っている」「聞いたことがある」の合計は、75.5%ですが、実際に参加したことがある方は12.3%となっています。

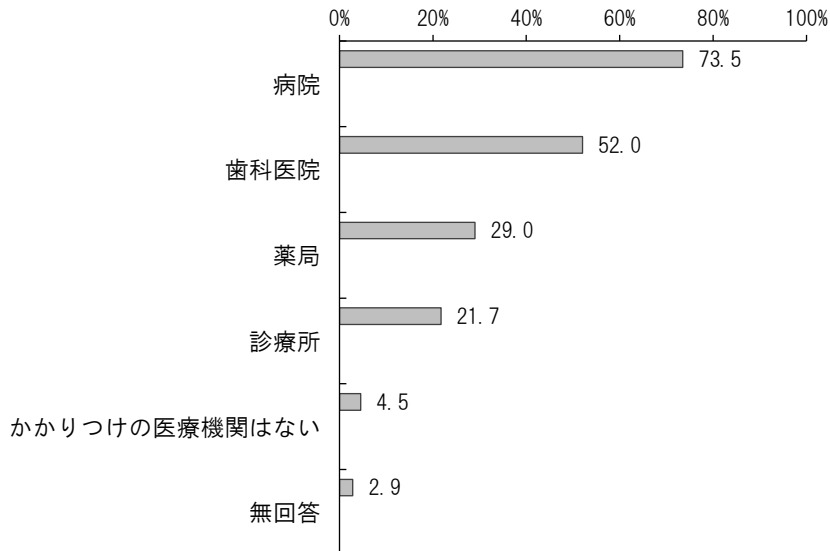
### ●市が開催している介護予防事業（65歳からの筋トレ教室、食で生き生き！栄養教室など）を知っていますか



### 【かかりつけ医療機関】

市全体では「病院」が73.5%と最も高く、次いで「歯科医院」が52.0%、「薬局」が29.0%となっています。

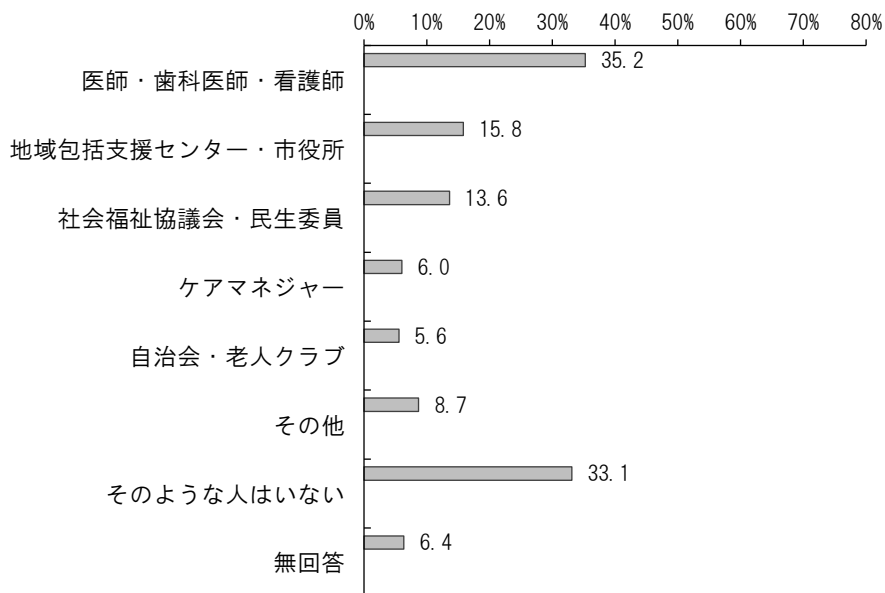
#### ●かかりつけの医療機関はありますか（複数選択可）



### 【相談相手】

家族・友人以外の相談相手としては、「医師等」が35.2%、「そのような人はいない」が33.1%、「地域包括支援センター・市役所」が15.8%となっています。

#### ●家族や友人・知人以外であなたが何かあったときに相談する人（複数選択可）



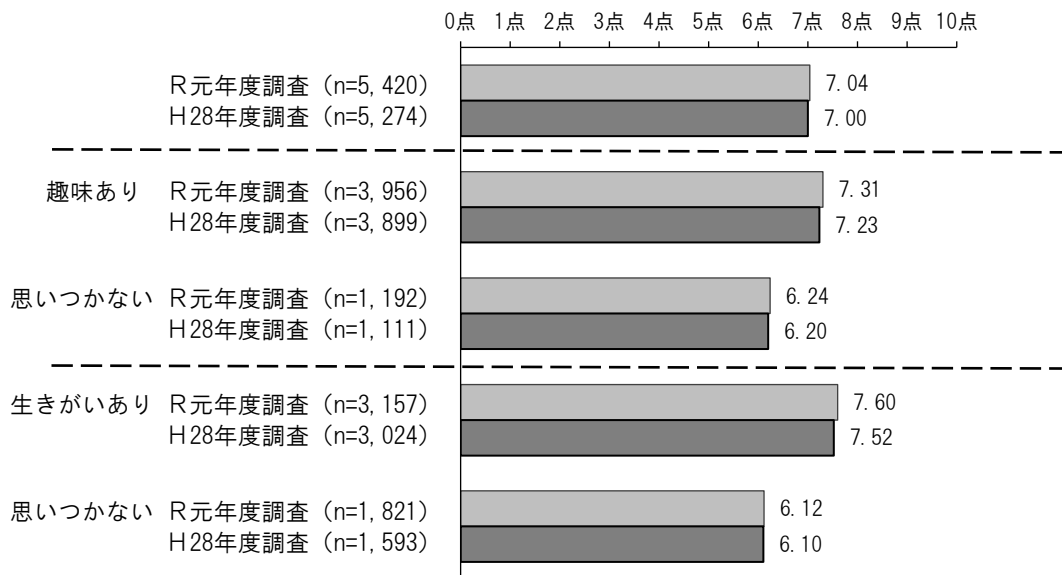


## 【幸福感】

現在どの程度幸せかという幸福感について、10点満点で自己評価を求めたところ、平均は7.04点でした。また、趣味の有無とのクロス集計をしたところ、「思いつかない」と答えた方よりも「趣味あり」と答えた方のほうが、幸福感が1.07点高くなっていました。同様に、生きがいの有無とのクロス集計でも「思いつかない」と答えた方よりも「生きがいあり」と答えた方が、幸福感が1.48点高くなっていました。

### ●あなたは、現在どの程度幸せですか（生きがいの有無とのクロス集計）

（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点とします。）



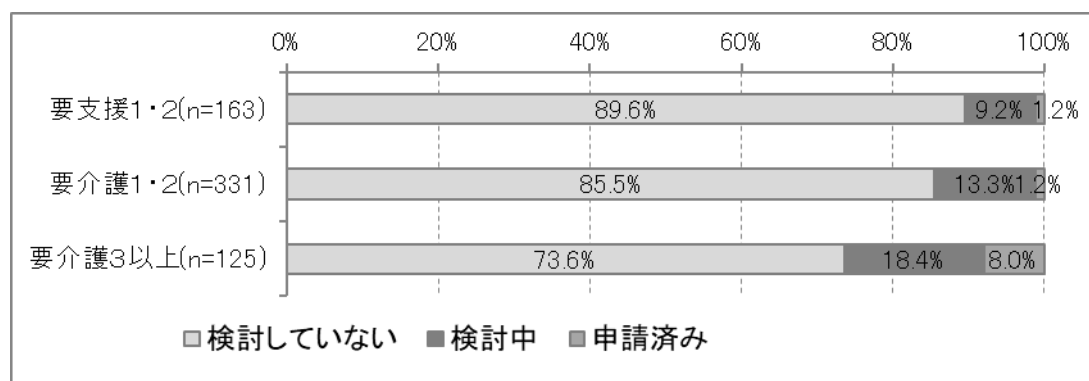
## (2) 在宅介護実態調査（抜粋）

在宅介護実態調査					
目的	「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討する。				
対象者	在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、調査期間中に認定調査を受けた方				
調査期間	平成30（2018）年9月～令和元（2019）年10月				
調査方法	認定調査員による聞き取り				
対象数	632票	回収票数	632票	回収率	100%

### 【基礎集計】

施設等の検討状況を要介護度別にみると、要介護3以上では「検討していない」が73.6%、「検討中」が18.4%、「申請済み」が8.0%でした。

#### ●要介護度別・施設等検討の状況



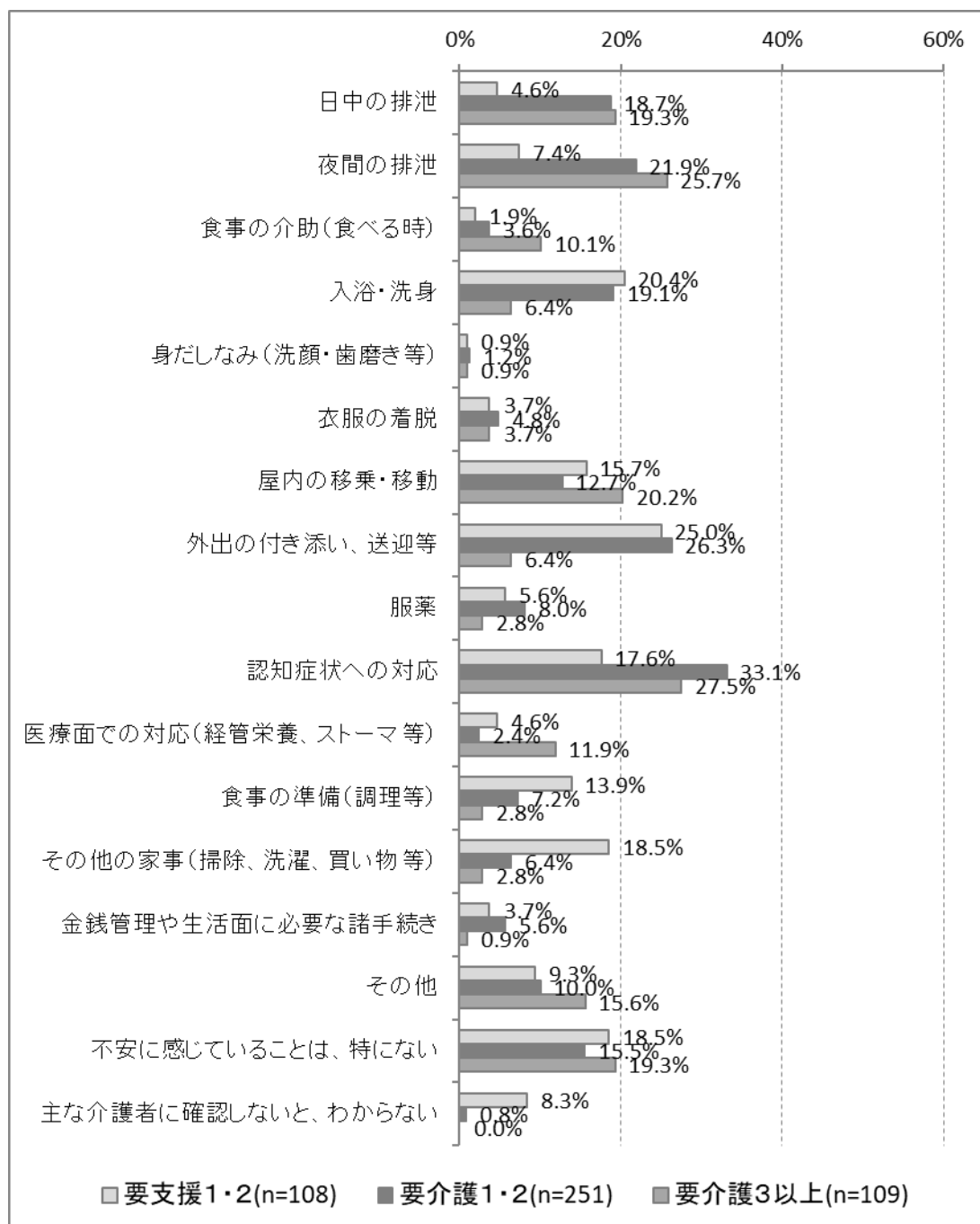
## 【在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討】

介護者不安の側面からみた場合、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」「入浴・洗身」「その他の家事」が上位なのに対し、要介護1・2では「認知症状への対応」や「外出の付き添い」が、要介護3以上では、「夜間の排泄」「認知症状への対応」がそれぞれ上位になりました。

在宅生活の継続が困難となる限界点（在宅限界点）に影響を与える要素としては、要介護3以上で不安が増す「認知症状への対応」と「夜間の排泄」の2つが得られました。

介護者の方の「認知症状への対応」と「夜間の排泄」に係る介護不安をいかに軽減していくかが、在宅限界点の向上を図るための重要なポイントになると考えられます。

### ●要介護度別・介護者が不安に感じる介護

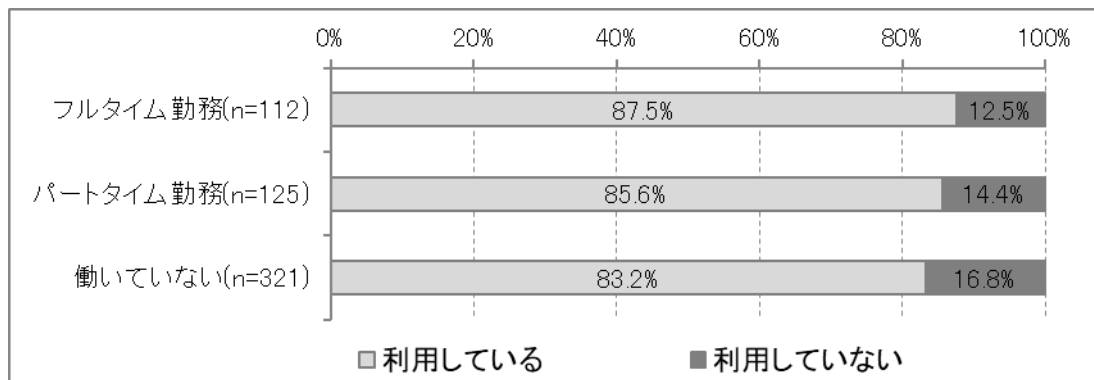


### 【仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討】

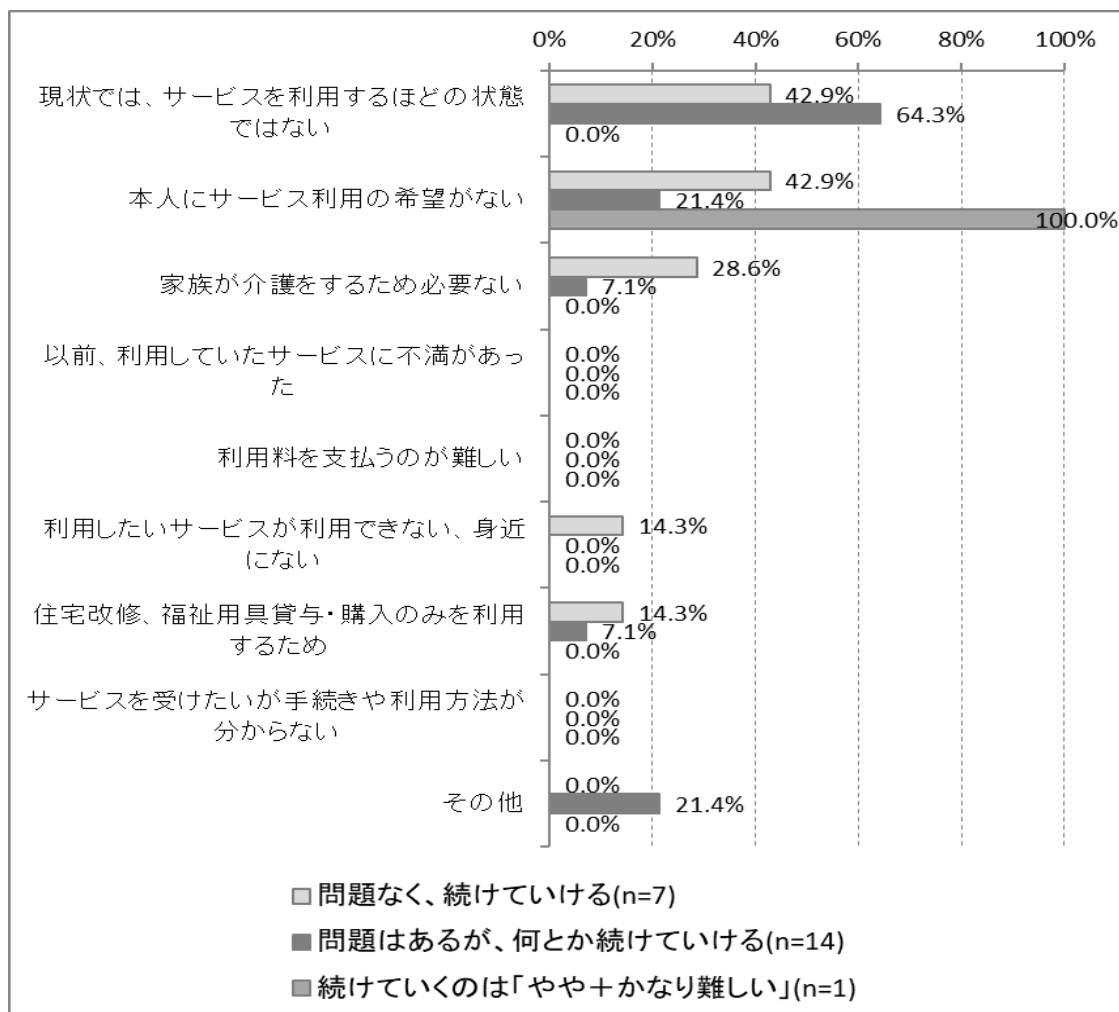
介護保険サービスの利用状況を見ると、フルタイム勤務と比べて、パートタイム勤務で、「利用している」割合が低い状況です。

サービス未利用の理由としては、「本人にサービス利用の希望がない」との回答がみられました。サンプル数が少なく傾向として捉えるのは困難ですが、サービス利用の必要性が高いにもかかわらず、サービスが利用されていない可能性があります。

#### ●就労状況別・介護保険サービス利用の有無



#### ●就労継続見込み別・サービス未利用の理由（フルタイム勤務+パート勤務）



### 【保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討】

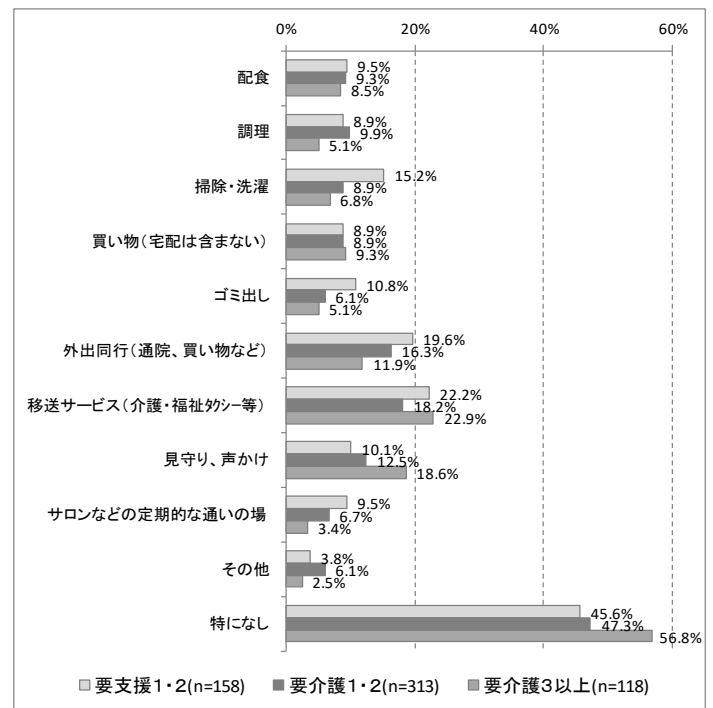
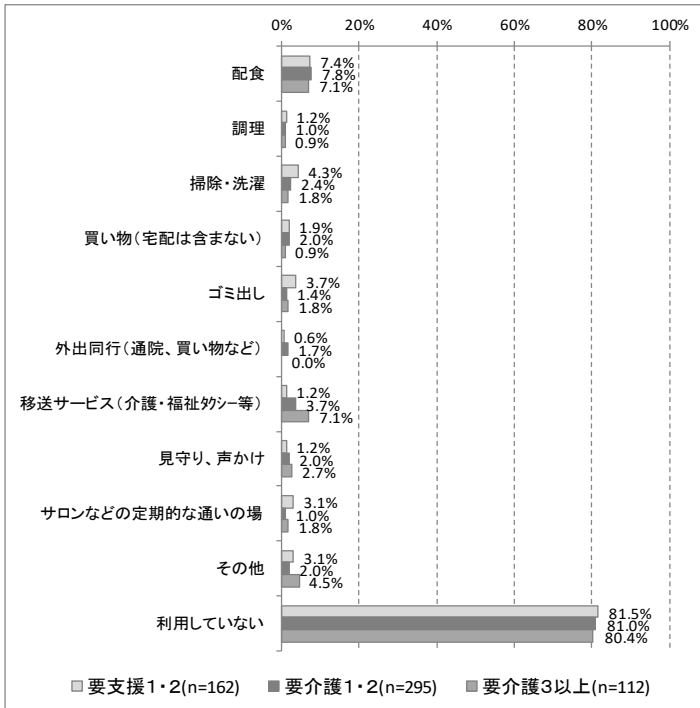
要介護者の8割以上が、保険外の支援・サービスが未利用の状況にあります。

その一方で、「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」としては、半数程度が「特になし」としてはいるものの、比較的高いニーズとして、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「外出同行（通院、買い物など）」があがっています。

また、要支援1・2では、「掃除・洗濯」「ゴミ出し」などの生活支援のニーズが高く、要介護3以上では「見守り・声掛け」のニーズが高くなっています。

#### ●要介護度別・保険外の支援・サービスの利用状況（左）

#### ●要介護度別・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（右）



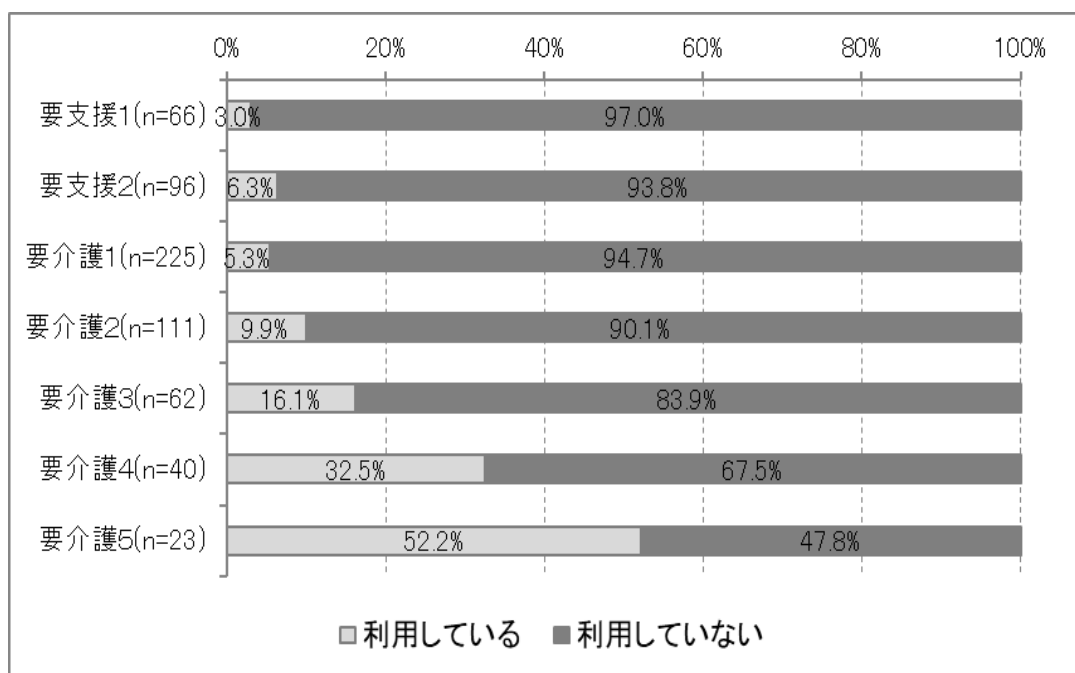
### 【医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討】

要介護度の重度化に伴い、訪問診療の利用割合が増加する傾向がみられました。

在院日数の短縮に向けた取り組みが進む中、今後ますます在宅で医療を担う状況が加速してくると想定されます。そのため、医療面での対応に加え、家族が担うことのできる限界点を探ることは、介護離職の防止にも寄与することと考えられます。

また、在宅療養生活を無理なく送るためには、医療機関から在宅へのスムーズな支援体制と連携が必須であり、訪問診療と併せて、訪問看護の重要性も高いものと考えられます。

#### ●要介護度別・訪問診療の利用割合



### (3) 市内介護事業所等アンケート（抜粋）

市内介護事業所等アンケート					
目的	市内の介護事業所等について、サービスの利用状況や事業運営上の課題等を把握する。				
対象者	市内の介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 349 事業所				
調査期間	令和2（2020）年5月29日から令和2（2020）年6月5日まで				
調査方法	メール、郵送による配布／メール、FAX、郵送による回収				
対象数	349 票	回収票数	317 票	回収率	90.8%

#### 【施設・居住系サービスの入所・入居状況】

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅では、入居率が90%を切っており、利用が伸び悩んでいるものと言えます。

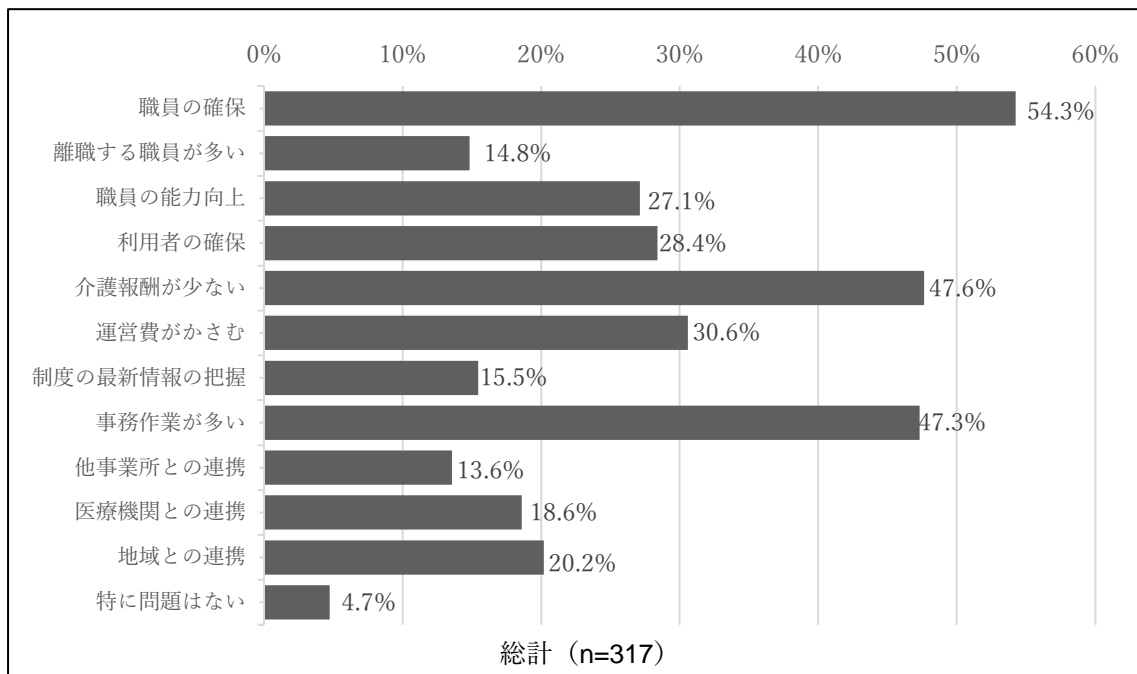
#### ●施設・居住系サービスの入所・入居状況（令和2（2020）年4月1日時点）

サービス種別	定員数	入所・入居者数	入所・入居者数		空床	入所・入居率
			市内	市外		
特定施設入居者生活介護	1,202	973	601	372	229	80.9%
認知症対応型共同生活介護	297	286	286	0	11	96.3%
介護老人福祉施設	808	778	606	172	30	96.3%
介護老人保健施設	560	537	436	101	23	95.9%
住宅型有料老人ホーム	244	208	174	34	36	85.2%
ケアハウス	30	28	26	2	2	93.3%
軽費老人ホーム	66	66	30	36	0	100.0%
サービス付き高齢者向け住宅	244	201	159	42	43	82.4%
総計	3,688	3,235	2,450	785	374	87.7%

### 【事業所運営上の課題】

半数近くの事業所が、「職員の確保」「介護報酬が少ない」「事務作業が多い」と回答しています。3割近くの事業所が、「職員の能力向上」「利用者の確保」「運営費がかさむ」と回答しています。

#### ●事業所運営上の課題（全事業所・複数回答）





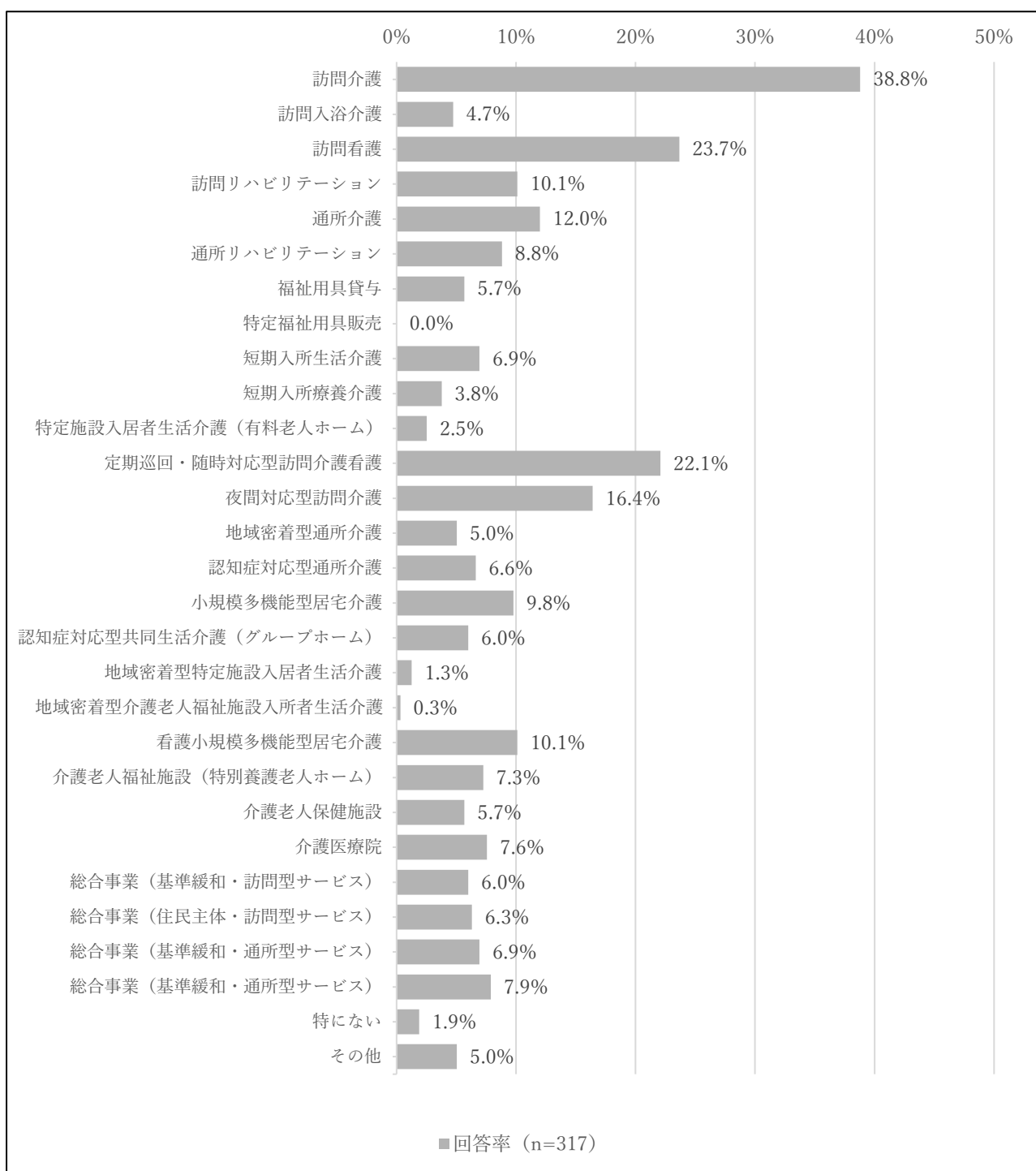
## 【今後充実が必要と思われる介護（介護予防）サービス】

地域包括ケアシステムを推進するに当たり、今後充実（量的な充実）が必要と思われる介護（介護予防）サービスについて調査しました。

訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、2割以上の事業所が「充実が必要」と回答しています。

訪問リハビリテーション、通所介護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護について、1割以上の事業所が「充実が必要」と回答しています。

### ●今後充実が必要と思われるサービス（全事業所・複数回答）



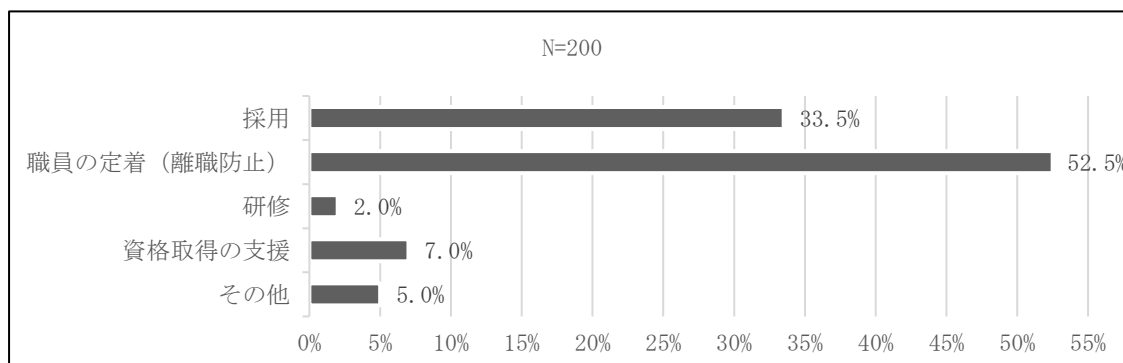
#### (4) 人材確保に関するアンケート（抜粋）

人材確保に関するアンケート					
目的	市内の介護事業所等について、介護職員等の人材確保の状況や課題等を把握する。				
対象	市内の介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所 325 事業所				
調査期間	平成 30（2018）年 11 月 30 日から平成 31（2019）年 1 月 25 日まで				
調査方法	メールによる配布／メール、郵送による回収				
対象数	325 票	回収票数	202 票	回収率	62.2%

#### 【職員の確保・育成で、最も重視する課題】

8割以上の事業所が「採用」または「職員の定着」を職員の確保・育成において課題であると感じています。

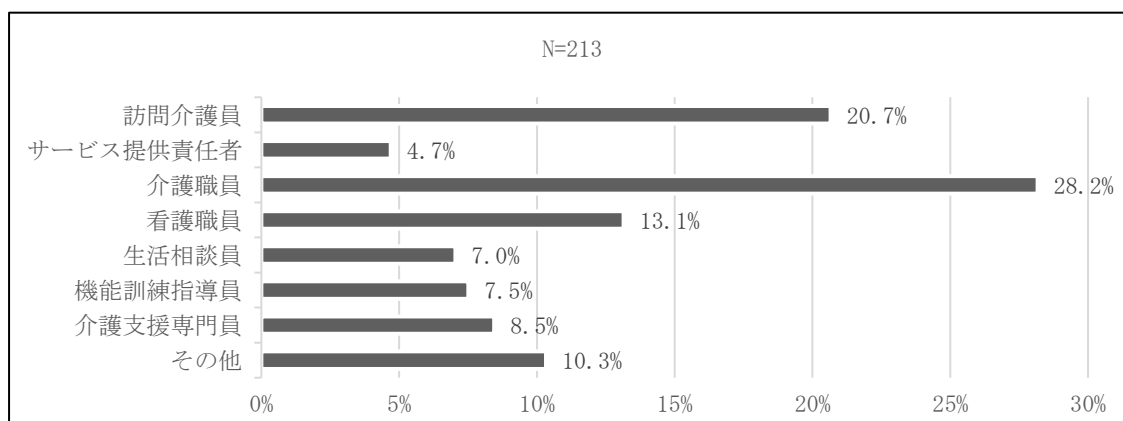
#### ●職員の確保・育成で、最も重視する課題（全事業所・単回答）



#### 【現在不足していると感じる職種】

市内介護事業所が不足していると感じる職種は、介護職員が1番多く、訪問介護員が2番目に多いです。

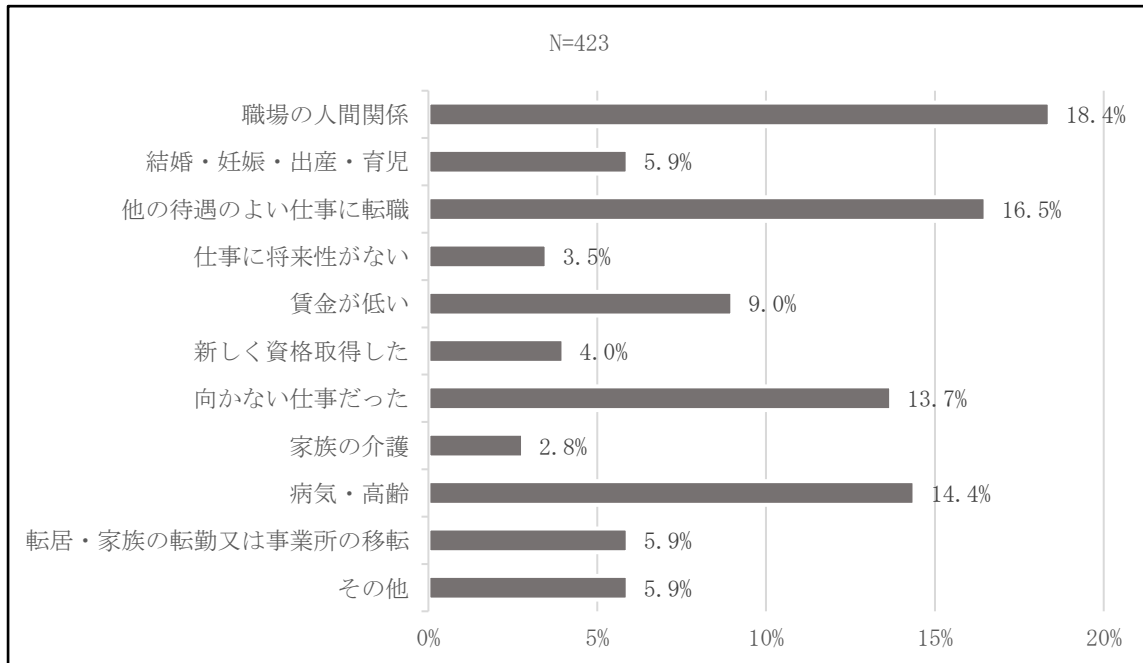
#### ●現在不足していると感じる職種（全事業所・複数回答）



### 【職員の離職原因】

事業所の離職原因について、「職場の人間関係」「他の待遇のよい仕事に転職」「向かない仕事だった」「病気・高齢」との回答が目立ちます。

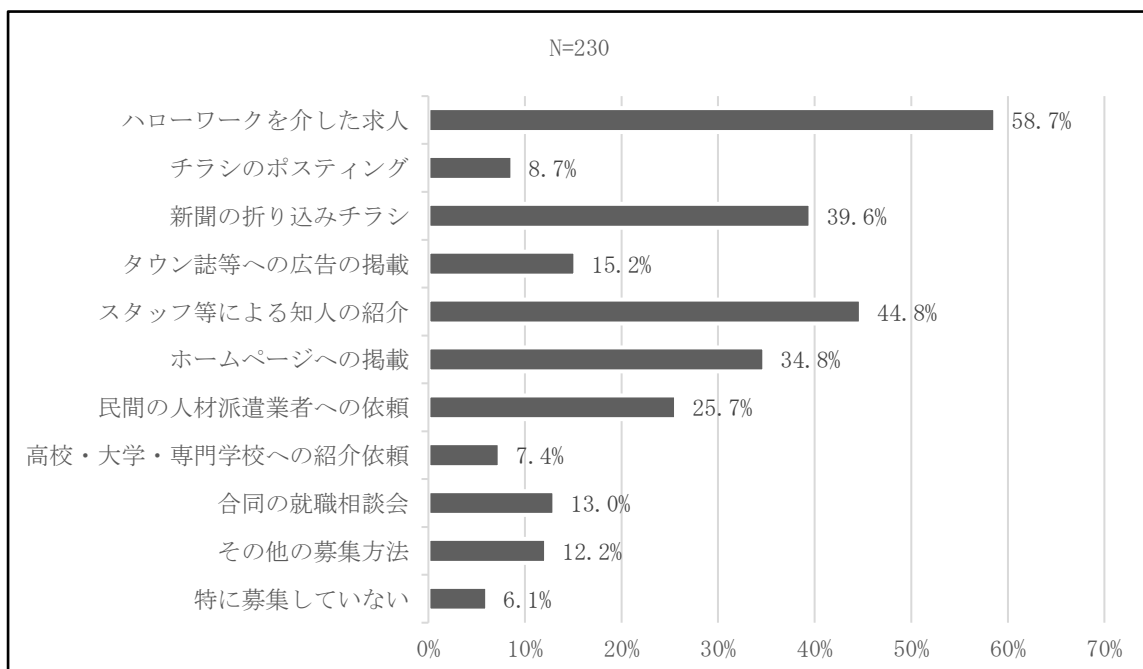
#### ●職員の離職原因（全事業所・複数回答）



### 【過去1年間で実施した職員の募集方法】

6割近くの事業所が「ハローワークを介した求人」、3割以上の事業所が「新聞の折り込みチラシ」「スタッフ等による知人の紹介」「ホームページへの掲載」を過去1年間に実施しています。

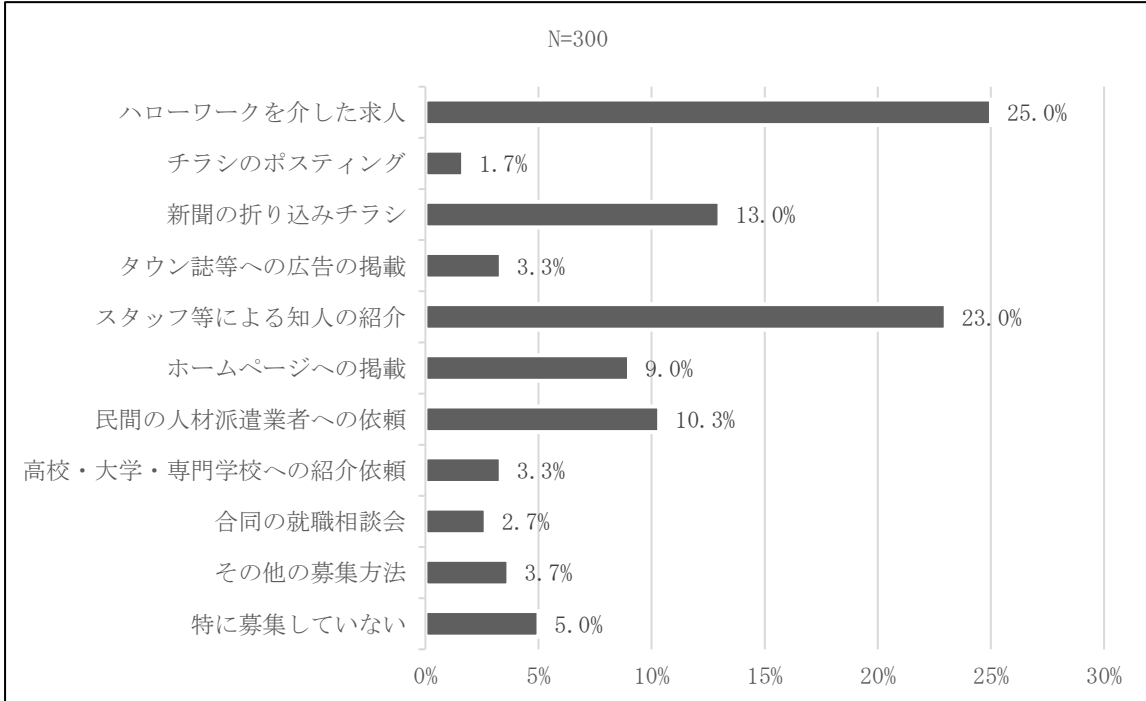
#### ●職員の募集方法（過去1年間）（全事業所・複数回答）



### 【職員の募集方法で効果のあったもの】

2割以上の事業所が「ハローワーク」「スタッフ等による知人の紹介」が、職員の募集方法として効果があったと回答しています。

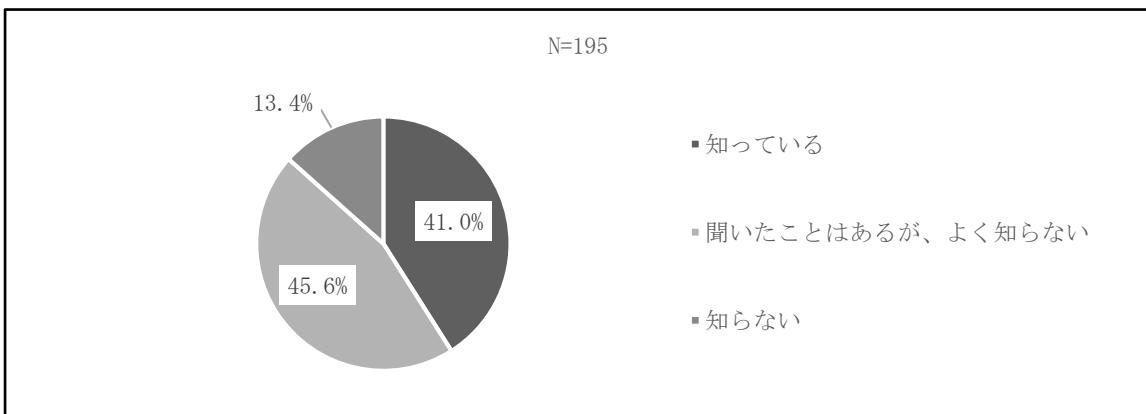
#### ●効果のあった募集方法（全事業所・複数回答）



### 【資格取得支援としての神奈川県補助事業の認知】

5割以上の事業所が神奈川県補助事業について「よく知らない」「知らない」と回答しています。

#### ●神奈川県補助事業を知っているか（全事業所・単回答）



## Ⅲ 計画の基本理念

### 1 基本理念

第8期計画の基本理念を次のように定めます。

#### 「ともに生きる活力ある長寿・福祉社会」をめざして

この基本理念には、次のような内容・意味が込められています。

##### 「ともに生きる」とは

地域と高齢者がともに生きる、つまり、高齢者が地域で自立した生活を営むことができるように支えるとともに、高齢者の経験や知恵を生かして地域住民の生活が支えられることを意味しています。

##### 「活力ある」とは

高齢化によって、社会は成熟するものと捉え、個々の高齢者がこれまでの人生で培ってきた知恵や経験を生かし、役割を持ち、自立することにより、社会が活力に満たされるということを意味しています。

##### 「長寿・福祉社会」とは

「ともに生きる」「活力ある」という言葉の意味を含むとともに、心身ともに健康で、安心して生活を送ることができる社会をあらわしています。

令和2（2020）年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和3（2021）年4月の施行が予定されています。

この法改正は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等を行うものです。

本市では、この法改正の趣旨を、第8期計画の基本方針、重点指針及び施策の展開に反映させながら、第7期計画までに推進した取組の見直しと拡充を図り、住民一人ひとりがともに支え合い、助け合いながら暮らせるまち、社会的に支援を必要とする方々を制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政が一体となって支える地域共生社会の実現を目指します。

## 2 施策の体系

【基本理念】 「ともに生きる活力ある長寿・福祉社会」をめざして

### 【重点目標】

自分らしい高齢期の実現

～高齢者一人ひとりの生活の質の向上

自立

【主な状態】

要介護

元気な高齢者	虚弱な高齢者	事業対象者	要支援1・2	要介護1・2	要介護3～5	
					在宅・居宅	施設入所

### 【基本方針1】 高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進

(1) プロダクティブ・エイジングの促進

(2) 外出の機会・多様な活動の促進

### 【基本方針2】 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

(1) 一般介護予防事業の拡充

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

(3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

### 【基本方針3】 保険給付事業の円滑な運営

(1) 介護（介護予防）サービスの適切な提供

(2) 介護（介護予防）サービスの質の向上

(3) 介護（介護予防）サービス利用者に対する適切な支援

### 【基本方針4】 地域における高齢者支援体制の強化

(1) 地域包括支援センターの機能強化

(2) 地域ケア会議の充実

(3) 在宅医療・介護連携の推進

(4) 認知症施策の推進

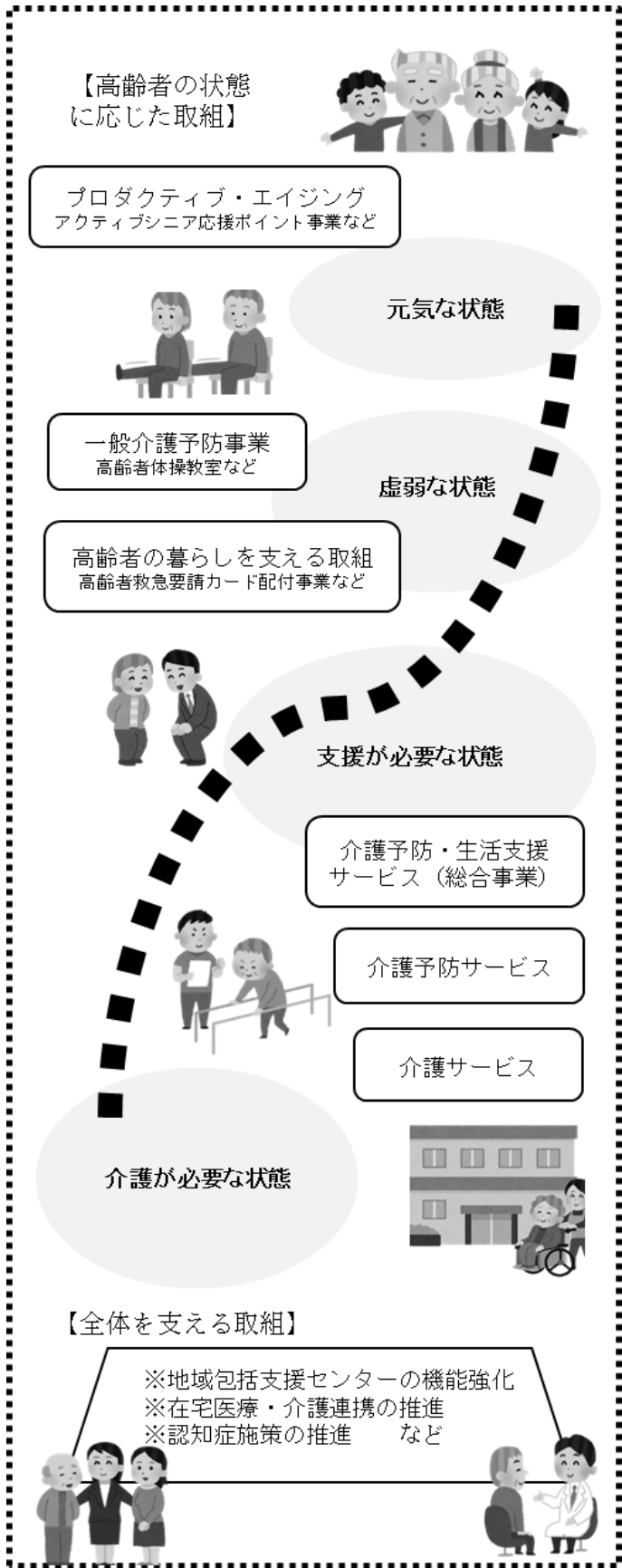
(5) 家族介護者支援の充実

(6) 高齢者の暮らしを支える取組の充実

(7) 高齢者虐待などによる緊急時の体制整備

【主な担い手】

民間団体など 地域住民・社協	行政	地域包括支援 センター	介護保険事業者	医療関係者
<b>【基本方針 1】</b>				
<b>【基本方針 2】</b>				
[Blank]				
[Blank]				
[Blank]				
<b>【基本方針 3】</b>				
[Blank]				
[Blank]				
[Blank]				
<b>【基本方針 4】</b>				
[Blank]				
[Blank]				
[Blank]				
[Blank]				
[Blank]				
[Blank]				



第8期計画の基本方針及び施策に位置付けた事業は、次のとおりです。

(具体的な事業の詳細は、「IV 施策の展開」を参照。)

### 基本方針1 高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進

#### (1) プロダクティブ・エイジングの促進

- ▶ アクティブシニア応援ポイント事業
- ▶ セカンドライフ応援セミナー事業
- ▶ シニアバンク事業
- ▶ シルバー人材センター運営補助事業
- ▶ シルバー人材センターの活用
- ▶ 老人クラブ活動補助事業
- ▶ 老人クラブ加入促進活動への支援

#### (2) 外出の機会・多様な活動の促進

- ▶ 高齢者外出関連情報の提供
- ▶ 福寿カード交付事業
- ▶ 高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業
- ▶ 敬老行事・長寿祝事業
- ▶ 生きがいふれあいフェスティバル開催事業
- ▶ 高齢者施設管理運営事業

### 基本方針2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

#### (1) 一般介護予防事業の拡充

- ▶ 介護予防把握事業
- ▶ 高齢者筋力向上トレーニング事業(基幹型・地域型)
- ▶ 高齢者栄養改善事業
- ▶ 認知症予防事業
- ▶ 介護予防普及啓発事業
- ▶ 生きがいふれあいフェスティバル開催事業(介護予防事業)
- ▶ 高齢者体操教室開催事業
- ▶ いきいき健康事業
- ▶ 地域介護予防活動支援事業
- ▶ ふれあい担い手発掘事業
- ▶ 地域リハビリテーション活動支援事業
- ▶ 介護予防事業評価事業

#### (2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ▶ 訪問型サービス事業
- ▶ 食の自立支援事業(介護予防・日常生活支援サービス事業)
- ▶ 通所型サービス事業
- ▶ 介護予防ケアマネジメントの実施

#### (3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

- ▶ 生活支援協議体の設置
- ▶ 生活支援コーディネーターの配置
- ▶ 生活支援事業主体の育成・支援
- ▶ 地域の介護予防・生活支援サービスの情報提供



### 基本方針3 保険給付事業の円滑な運営

#### (1) 介護（介護予防）サービスの適切な提供

- ▶ 要支援・要介護認定事業
- ▶ 訪問介護
- ▶ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ▶ 訪問看護、介護予防訪問看護
- ▶ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ▶ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- ▶ 通所介護
- ▶ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- ▶ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- ▶ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- ▶ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
- ▶ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
- ▶ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
- ▶ 住宅改修、介護予防住宅改修
- ▶ 居宅介護支援、介護予防支援
- ▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ▶ 夜間対応型訪問介護
- ▶ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- ▶ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ▶ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ▶ 看護小規模多機能型居宅介護
- ▶ 地域密着型通所介護
- ▶ 介護老人福祉施設
- ▶ 介護老人保健施設
- ▶ 介護療養型医療施設
- ▶ 介護医療院
- ▶ 介護保険施設等整備事業
- ▶ 介護サービス事業者の指定

#### (2) 介護（介護予防）サービスの質の向上

- ▶ 介護保険事業者指導・監査事業
- ▶ 介護保険事業者支援事業
- ▶ 介護人材確保支援事業
- ▶ ケアマネジメント技術向上支援事業
- ▶ 介護サービス相談員派遣事業
- ▶ 介護給付適正化事業
- ▶ 居宅介護支援事業者等補助事業

#### (3) 介護（介護予防）サービス利用者に対する適切な支援

- ▶ 高額介護サービス費等の給付
- ▶ 社会福祉法人等利用者負担軽減事業
- ▶ 介護サービス情報公表事業

## 基本方針 4 地域における高齢者支援体制の強化

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

- ▶ 地域包括支援センター運営事業
- ▶ 地域包括支援センターの運営評価

### (2) 地域ケア会議の充実

- ▶ 自立支援ケア会議の開催
- ▶ おだわら地域包括ケア推進会議の開催
- ▶ 個別ケア会議・圏域ケア会議の開催

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

- ▶ 地域の医療・介護の資源の把握
- ▶ 相談体制の充実
- ▶ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ▶ 多職種共同研修
- ▶ 在宅医療・介護サービス情報発信事業
- ▶ 終活講座
- ▶ 在宅医療・介護連携ツールの作成

### (4) 認知症施策の推進

- ▶ 認知症サポーター養成事業
- ▶ 認知症居場所づくり支援事業（認知症カフェ）
- ▶ 認知症地域支援推進事業
- ▶ 高齢者成年後見制度利用支援事業
- ▶ 認知症初期集中支援事業
- ▶ 成年後見制度利用支援事業

### (5) 家族介護者支援の充実

- ▶ 家族介護教室開催事業
- ▶ 認知症等高齢者SOSネットワーク事業
- ▶ 家族介護用品支給事業
- ▶ 介護マーク普及事業

### (6) 高齢者の暮らしを支える取組の充実

- ▶ 食の自立支援事業（任意事業）
- ▶ 地域主体の支え合い活動に対する支援
- ▶ 高齢者救急要請カード配付事業
- ▶ 居住支援関連情報の提供
- ▶ 独居老人等緊急通報システム事業
- ▶ 民間事業者等の協力体制の整備
- ▶ 福祉タクシー利用助成事業
- ▶ 在宅要配慮者に対する災害時支援体制の充実

### (7) 高齢者虐待などによる緊急時の体制整備

- ▶ 高齢者虐待防止ネットワーク事業
- ▶ 養護老人ホーム入所判定事業
- ▶ 老人ホーム入所等措置事業
- ▶ 緊急一時入所事業

本計画に位置付けた施策は、上位計画である地域福祉計画をはじめ、他の政策分野の取組と連携しながら取り組めます。

高齢者の課題と関連する様々な施策

高齢者の課題	施策名	所管課（個別計画）
地域課題の解決	地域コミュニティの強化	地域政策課 （地域別計画）
地域における生活支援・サロン活動・見守りなど	地域共生社会の実現 地域福祉活動の充実	福祉政策課 （地域福祉計画）
健康づくり、介護予防、生活習慣病の重症化予防	保健予防の充実 地域ぐるみの健康づくりの支援	保険課、健康づくり課 （健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画、データヘルス計画、特定健康診査・特定保健指導実施計画）
介護者の仕事、家庭、介護の両立	男女共同参画社会の実現	人権・男女共同参画推進課 （男女共同参画プラン）
災害対策、避難の際の支援	地域防災力の強化	防災対策課 （地域防災計画）
交通事故防止	交通安全の啓発	地域安全課
外出の機会や生きがいづくり	多様な学習機会と情報の提供	生涯学習課
介護施設の整備	計画的な土地利用の推進	都市政策課（立地適正化計画）
移動手手段の確保	誰もが移動しやすい交通環境づくり	まちづくり交通課 （地域公共交通総合連携計画）

※施策における主な取組は、「V 関連施策」を参照。

### 3 重点指針

## 自分らしい高齢期の実現 ～高齢者一人ひとりの生活の質の向上

高齢者が尊厳を保持し、自立生活のための支援を受けながら、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域の中で「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」を一体的、継続的に提供するのが「地域包括ケアシステム」です。

第7期計画においては、この地域包括ケアシステムの深化に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の充実、地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、及び介護保険事業の持続可能性の確保を5つの柱として、各施策に取り組みました。

そうした中、本市の要介護認定者数の推移において、要支援及び要介護1の軽度認定者が見込みよりも増加しており、市では「軽度認定者には、適切なサービス利用により介護がいらぬ状態に戻れる人も含まれているのではないかと」の課題認識を強め、平成30年度（2018年度）から先進市の取組を参考に、新たなプロジェクトとして「自立支援型ケアマネジメント」に着手しました。

本市の自立支援型ケアマネジメントでは、「高齢者一人ひとりの生活の質の向上」に向けて、「できないことをお世話する介護から、自分でできるようになることを助ける介護」への意識転換を図ります。第7期計画期間中には、自立支援ケア会議の開催、多職種連携の推進、専門職のスキルアップへの支援、市民の意識啓発、介護サービス利用に係る手続きの整理を実施し、地域資源の把握に努めました。

第8期計画では、この自立支援型ケアマネジメントを「自分らしい高齢期の実現～高齢者一人ひとりの生活の質の向上」として、基本方針1から基本方針4までを横断する重点指針に位置付けます。各施策の展開においては、次の4つの視点を踏まえて、具体的な事業に取り組みます。

また、この重点指針に照らした進捗管理や本市に対する国の保険者機能強化推進交付金等の評価結果も活用しながら、自立支援及び重度化防止に向けた取組を適宜見直し、充実していくことで、地域包括ケアシステムの深化を引き続き推進していきます。

#### 視点1 自立（介護予防・重度化防止）に向けた市民の意識啓発

一人ひとりの意識の変化には時間がかかるため、継続的に取り組む必要があります。各事業で作成するパンフレット等のほか、市が発送する通知等も情報発信ツールとするとともに、作成した紙媒体や電子媒体は専門職や支援関係者による会議、地域活動の場でも活用します。また広報紙、インターネット、各種メディアの積極的な活用や各事業の参加者に向けた周知など、様々な機会を活用します。

## 視点2 元気な高齢者を含めた居場所づくり

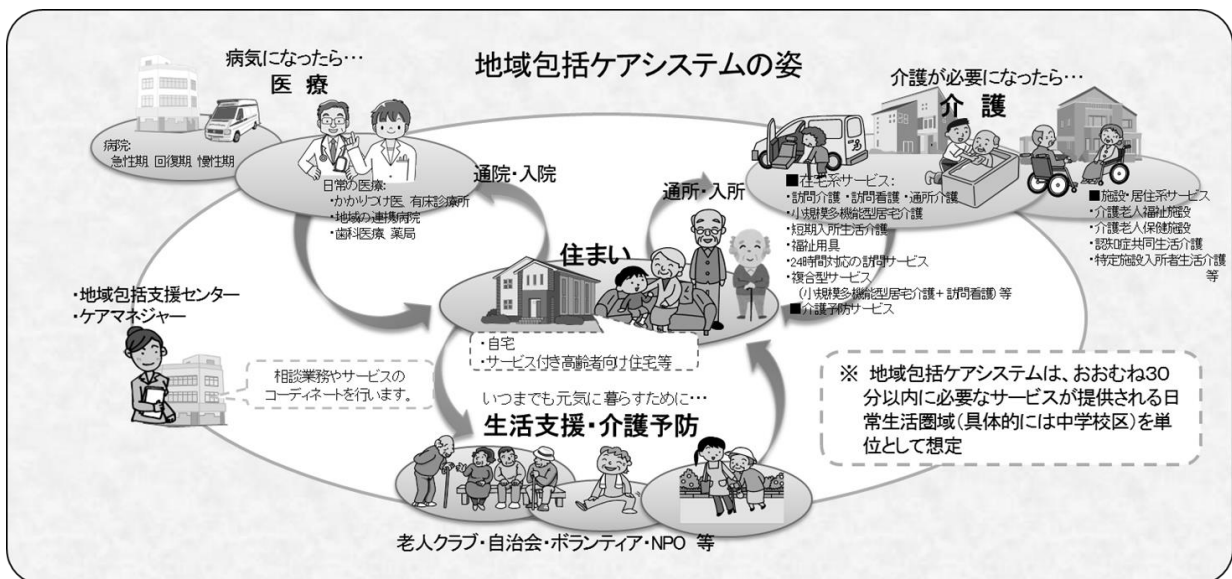
要支援・要介護状態になる前の元気な時から、周囲の人とつながり、助けを求められる人間関係を築いていくことが重要です。活動の場や居場所における交流が促進されるよう、社会参加活動、介護予防事業、地域活動のほか、新たな担い手による活動の創出など図ります。また、地域包括支援センター、介護保険事業者及び地域住民の相互理解や協力体制づくりを支援します。

## 視点3 専門職のケアマネジメント技術の向上

自立とは、状態が改善することだけではなく、自分の生活を自分らしく生きることという観点で考える必要があります。過不足のない介護保険サービスと地域資源を活用した保険外サービスを効果的に活用し、高齢者本人の将来に対する希望や家族支援も踏まえたケアプランとなるよう、専門職の情報収集能力や課題分析能力などの技術向上を支援し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

## 視点4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

介護サービスの安定的な提供のためには、介護人材が不可欠です。市として介護人材の確保・定着・資質向上の取組を推進するとともに、国・県が行う支援策の活用について情報提供に努めます。また、高齢者を支援する人材のすそ野を広げるため、市独自の研修による人材の育成や、元気な高齢者によるボランティア活動の促進、地域の支え合いの仕組みづくりを支援していきます。



図III-2 地域包括ケアシステムの姿

※出典：厚生労働省

## IV 施策の展開

### 基本方針1 高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進

#### (1) プロダクティブ・エイジングの促進

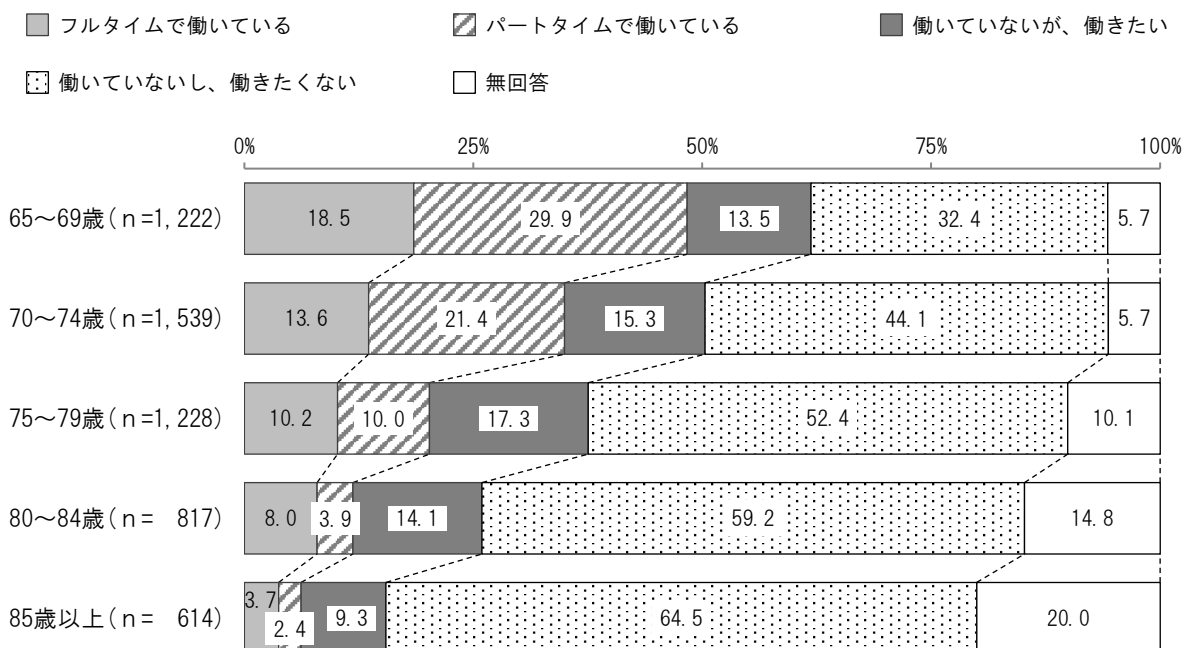
##### 【現状の評価】

高齢者が意欲と能力に応じて元気に活動を続け、地域の活力につながるような生き方を推奨しています。また、豊富な人生経験と知識、幅広い人間関係と深い洞察力を活かしてもらい「生産的・創造的な活動をしながら歳をとる」という意味で、プロダクティブ・エイジングを促進しています。

第7期計画では、アクティブシニア応援ポイント事業の環境整備や事業周知を行いボランティア活動の充実を図るとともに、シニア層と様々な活動をつなぐプラットフォームとなるシニアバンクの運営やセカンドライフ応援セミナーの開催において、就労や社会参加の希望者に対する支援を行いました。また、シルバー人材センターにおける就業や老人クラブの活動を通じて、地域社会と関わる機会も広げています。

近年、定年延長や再雇用制度が拡充される中、前期高齢者の就労意欲は高く、後期高齢者においても社会的な役割を持つことは生きがいの創出につながることから、引き続き、活躍の場の充実を推進する必要があります。

現在働いていますか（年齢別）  
（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



## 【今後の方策】

人口の3人に1人が65歳以上となり、人生100年時代といわれる中では、元気な高齢者が地域や社会を支える担い手として、多種多様な分野で活躍することが期待されます。引き続き、ボランティアや就労などの社会参加を積極的に支援し、意欲のある高齢者の活動機会の創出を促進します。

アクティブシニア応援ポイント事業では受入施設や事業をより多くの分野に広げ、高齢者の選択肢を増やします。高年齢層の雇用や活躍の場を開拓し、希望者とのマッチングを行うシニアバンクについては、様々なネットワークを持つ市民団体との連携により取組の充実を図ります。また、就業の機会を提供するシルバー人材センターや、社会奉仕活動などの地域活動に取り組む老人クラブを引き続き支援し、生きがいくくりと地域社会への参加を促進します。

こうしたプロダクティブ・エイジングの促進を通じて、高齢者の自主的な健康増進や介護予防活動を促し、介護保険など社会保障制度の安定的な運営を目指します。

「プロダクティブ・エイジング」とは、アメリカの老年学の権威であるロバート・バトラーが1975年に提唱した概念です。高齢者は現に社会に貢献していて、生産的、独創的な能力を維持しており、更に様々な生産的な活動に関与し続けることができ、積極的な社会参加をすることにより高齢者の社会適応や満足につながるという考えかたです。

## 【具体的な事業】

●アクティブシニア応援ポイント事業			所管課	高齢介護課			
60歳以上の市民が行う、市指定の介護保険施設などでのボランティア活動に対し、活動量に応じて商品交換を行うことで、高齢者の社会参加を促します。							
項目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
事業登録者数(人)	243	282	175	195	215	235	275
参加延べ人数(人)	3,892	3,837	1,300	2,800	3,100	3,400	4,000

●セカンドライフ応援セミナー事業			所管課	企画政策課			
仕事やボランティアをしたい高齢者を対象に、セカンドライフ応援セミナーを開催し、活躍の場、生きがいくくりの場の創出を推進します。							
項目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
セミナー参加者数(人)	275	337	240	340	340	340	340

●シニアバンク事業			所管課	企画政策課			
豊かな社会の実現や地域課題の解決につなげることを目的として、おおむね 60 歳以上の個人・団体と「活動の場」をマッチングするプラットフォームとして、登録制度「シニアバンク」を運営します。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
シニア登録件数 (件)	174	340	440	540	640	740	940
活動登録件数 (件)	90	130	170	210	250	290	370

●シルバー人材センター運営補助事業			所管課	高齢介護課			
高齢者の雇用の機会、その他の多様な就業の機会を促進し、高齢者の福祉の増進を図るシルバー人材センターに対し運営の補助を行います。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
就業延べ人員 (人)	67,873	67,536					

※就業延べ人員は、シルバー人材センターから提供。

●シルバー人材センターの活用			所管課	高齢介護課			
行政からシルバー人材センターへの業務委託など、高齢者の雇用の機会の創出に協力します。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
市委託金額 (千円)	44,140	44,961	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

●老人クラブ活動補助事業			所管課	高齢介護課			
高齢者がその生活を豊かなものとするために親睦を深め、社会貢献や健康寿命の延伸に努めることを目的として地域ごとに結成されている単位老人クラブと、全市的な組織である老人クラブ連合会への助成を図ります。							

●老人クラブ加入促進活動への支援			所管課	高齢介護課			
地域に根ざした高齢者の活躍の場である老人クラブの組織の活性化と、会員加入の促進を支援します。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
老人クラブ加入者数 (人)	7,366	6,796	6,266				

※加入者数は、老人クラブから提供。



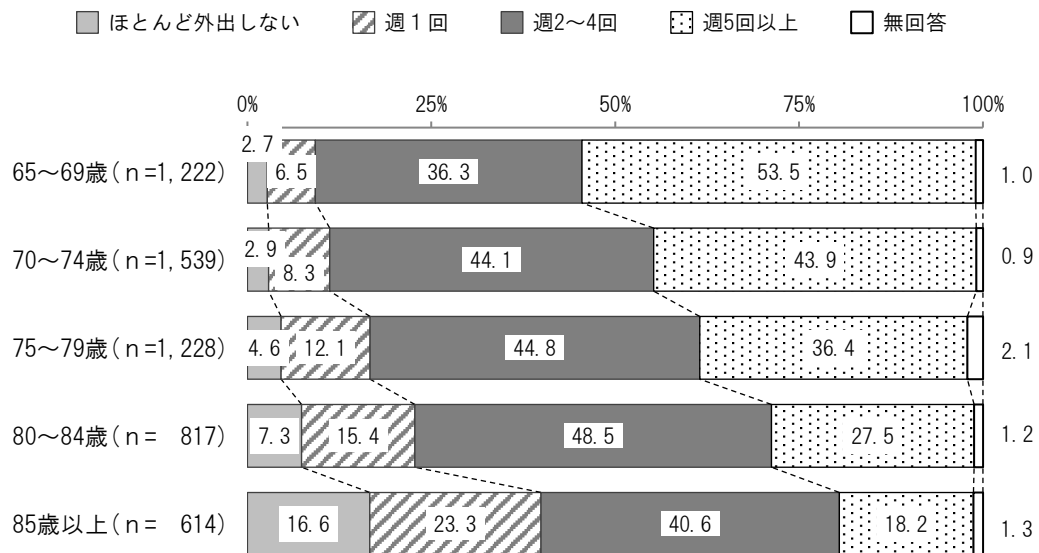
## (2) 外出の機会・多様な活動の促進

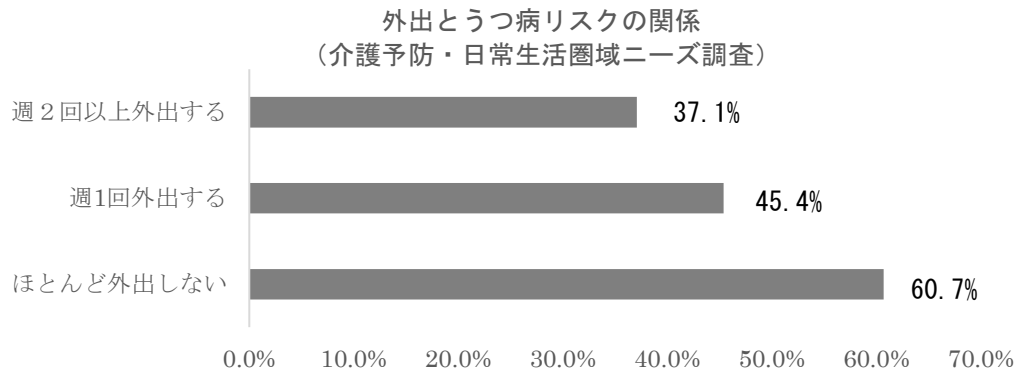
### 【現状の評価】

高齢者が外出の機会を得て、趣味やボランティアなどの活動に参加することで、閉じこもり状態になることを防げるよう、市のパンフレットやホームページ等を活用し、高齢者向けサービス等の情報提供を行いました。こうした広報媒体には、「人生100年時代に自分らしく年を重ねる」ことをテーマにした啓発文も掲載し、高齢者自身の介護予防、重度化防止、自立に対する意識の醸成を図りました。また、心身の健康増進のため高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業を行いました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果によると、年齢が上がるにつれて外出の頻度が低下しています。また、外出する人に比べて、ほとんど外出しない人は、うつリスクが高くなっています。介護や支援をまだ必要としない高齢者であっても、外出の機会の減少は心身に何らかの影響を与える可能性がみられることから、積極的な交流や外出を促すことが必要です。

週にどれくらい外出しますか  
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)





### 【今後の方策】

長い人生経験をもつ高齢者は一人ひとり異なる関心や技術を育てており、活動や外出の目的は多種多様であることから、様々な広報媒体を活用し、仲間づくり、就労やボランティア、学びなど幅広い分野の情報提供に努め、高齢者の主体的な活動を促します。また、こうした情報提供の機会をとらえ、介護予防、重度化防止、自立に対する意識啓発も継続します。

加齢による心身の変化に伴い、行動範囲も変化していくことから、自宅からの徒歩圏内に外出の機会や活動の場などの居場所があることも重要です。地域が実施する敬老行事やサロンなどの機会を通じて、高齢者に身近な地域における交流も促していきます。

また、これまで取り組んできた事業の費用と効果を検証し、生きがいつくりや介護予防の取組と調整を図りながら、今後のあり方について検討していきます。

### 【具体的な事業】

●高齢者外出関連情報提供事業	所管課	高齢介護課
高齢者の生きがいつくりや社会参加等に関する情報を「高齢者のための福祉ガイド」としてまとめて情報提供し、高齢者の外出促進を図ります。		

●福寿カード交付事業	所管課	高齢介護課
60歳以上の方を対象に市と協定を締結している旅館に協定料金で宿泊できるほか、市内各公共施設を無料で利用できるカードを交付し、高齢者の外出を促進します。		

●高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業	所管課	高齢介護課					
高齢者の心身の健康増進を図るため、75歳以上の方を対象に、市と協定を結んだ施術所における、はり・きゅう・マッサージ等の施術費用の一部を助成します。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
利用延べ人数(人)	3,964	3,625	3,400	3,200	3,000	2,800	2,400

※令和元(2019)年度から対象年齢を70歳から1歳ずつ引き上げ(経過措置)、令和5(2023)年度をもって75歳以上となる。

●敬老行事・長寿祝事業	所管課	高齢介護課
<p>多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し長寿を祝うため、敬老祝金品を贈呈するとともに、敬老行事を自治会や地区社会福祉協議会等の委託により実施します。</p>		

●生きがいふれあいフェスティバル開催事業	所管課	福祉政策課
<p>高齢者の日頃の活動の成果を発表するとともに、世代を越えて市民がふれあうイベントを開催することで、高齢者の生きがいづくりを促進します。また、参加団体の自主性を育むイベントのあり方について、見直しを図ります。</p>		

●高齢者施設管理運営事業	所管課	福祉政策課
<p>生きがいふれあいセンターいそしぎ管理運営事業      高齢者の生きがいづくりや健康づくりに関する活動の推進を図る場として管理運営を行います。</p> <p>前羽福祉館管理運営事業      市内の各種社会福祉団体の連絡及び活動並びに市民の健康増進、教養向上及びレクリエーションの実施等、市民の福祉増進を図る場として管理運営を行います。</p> <p>下中老人憩の家管理運営事業      教養の向上及びレクリエーションの実施等、老人福祉の増進を図る場として管理運営を行います。</p>		

## 基本方針2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

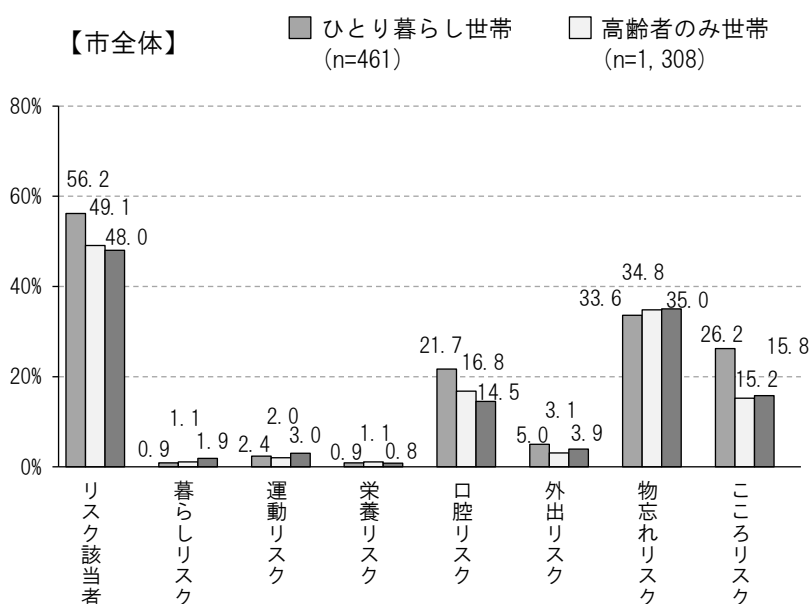
### (1) 一般介護予防事業の拡充

#### 【現状の評価】

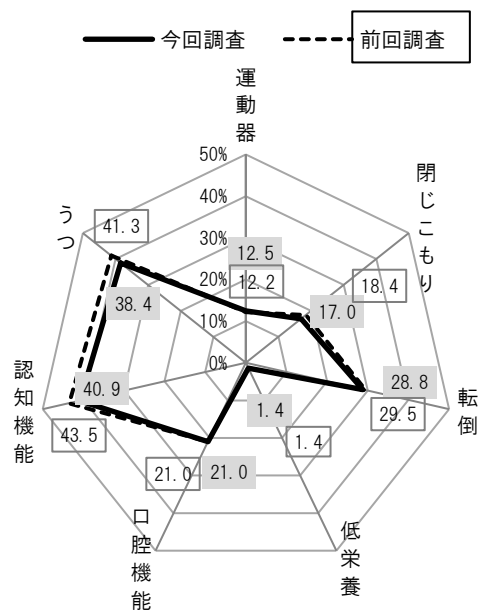
平成29(2017)年度から毎年、要介護・要支援認定率が高くなる手前の70歳から74歳の高齢者(要介護・要支援認定を受けている方を除く)を対象にしたアンケート調査(介護予防把握事業)を実施しています。本市では「物忘れリスク」「こころリスク」「口腔リスク」が高い傾向であることが把握できたことから、医師、歯科医師、薬剤師、リハビリ等の専門職や地域包括支援センターと共に対策を検討し、特に介護リスクの出現と相関関係が強かった「口腔リスク」への対策を進めてきました。また出現率が一番高い「物忘れリスク」に対しては、高齢者の閉じこもりを防ぎ、多様な場への参加を促進するという方針に基づき、新たな介護予防教室の開催、市民団体との協働事業や民間企業との連携事業に取り組む等、高齢者の通いの場の充実を図っています。令和2(2020)年に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも、うつや認知機能のリスクが高いことがわかることから、引き続き、対策をとっていく必要があります。

さらに、高齢者の医療の確保に関する法律等が改正され、令和2(2020)年4月から市町村が主体となり、国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の保健事業を接続させ、介護予防に着目した疾病予防の取り組みを一体的に実施することとなりました。そこで、本市では令和元(2019)年度から庁内関係課(保険課・健康づくり課・高齢介護課)において今後の取組についての検討を進め、令和2(2020)年度からポピュレーションアプローチの位置づけで、認知症予防事業のプログラムに健康づくり課保健師等による健康教育・健康相談を組み込みました。

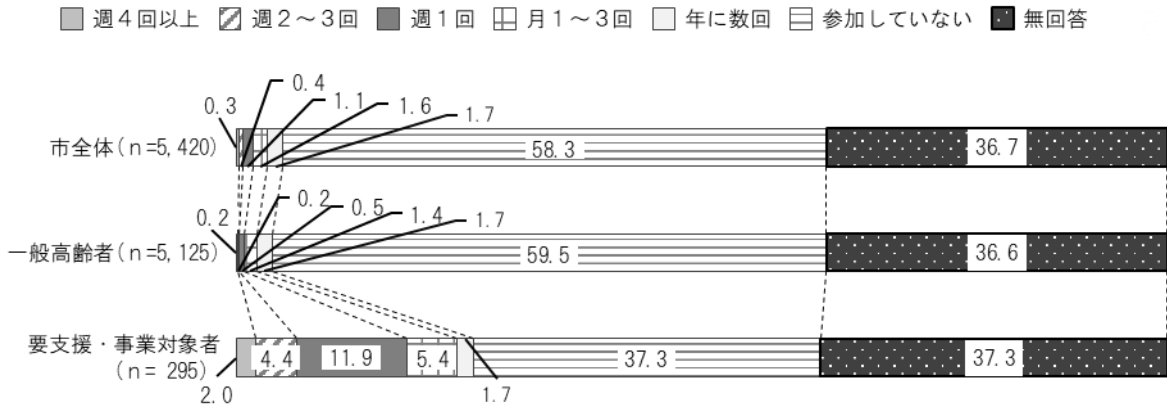
介護のリスク該当者、7種類のリスク別出現率  
(介護予防把握事業)



要介護状態になるリスクの発生状況  
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



介護予防のための通いの場（地域のサロンやグループなど）への参加  
（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



【今後の方策】

介護予防把握事業の調査結果について専門職と意見交換をしたところ、未回答者の中に本当に支援が必要な高齢者がいる可能性を指摘されたことから、今後は未回答者へのアプローチ方法について検討します。

また、国が介護予防の効果を示している「通いの場」は、一般介護予防事業に位置付けられており、また認知症予防効果も期待されていることから、本市の介護予防事業の体系を念頭におきながら充実を図ります。その際、通いの場への参加促進も含めた移動支援について、市民グループによる立ち上げや活動開始ができるよう補助制度を整えます。

令和2（2020）年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施においては、今後は持続可能な組織体制のもと、専門職の通いの場への積極的な関与により保健事業との連携を深めます。

さらに、市民の認知度向上や主体的な行動の促進のため、これら一般介護予防事業の内容や周知方法の見直しを行いながら、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を元気に送り続けられるよう、自立への支援と介護保険制度の安定的な運営を目指します。

【具体的な事業】

●介護予防把握事業	所管課	高齢介護課
要支援・要介護認定を受けていない70歳から74歳までの高齢者の生活実態を調査することで、生活機能の低下がみられる人を早期に把握し、適切な一般介護予防事業につなげるとともに、調査結果をもとに市全体及び日常生活圏域別の地域特性や地域課題を把握します。		

●高齢者筋力向上トレーニング事業（基幹型・地域型）		所管課	高齢介護課				
<p><b>基幹型</b></p> <p>個別計画に基づいた有酸素運動やストレッチ等を提供し、膝痛・腰痛・転倒防止を図るとともに、介護予防の知識普及や意識啓発を行い、一人ひとりの介護予防への意識を高めるよう取り組みます。</p> <p><b>地域型</b></p> <p>市内各地域において自主的に運動に係る活動を継続しているグループに対して、講師派遣を実施し、介護予防の知識普及や意識啓発を行い、地域における主体的・継続的な活動を支援します。</p>							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
参加延べ人数（人）	40,395	35,385	17,535	24,995	33,710	34,770	37,600

●高齢者栄養改善事業		所管課	高齢介護課				
<p>高齢者の低栄養状態の予防・改善を目的に、栄養に関する講話と調理実習を組み合わせた教室を開催し、介護予防に必要な栄養に関する知識を習得できるよう支援します。</p>							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
参加延べ人数（人）	234	250	26	130	260	300	375

●認知症予防事業		所管課	高齢介護課				
<p>脳の活性化を促すゲームやウォーキングなどの有酸素運動、グループワークを通じたコミュニケーションなどを内容とした教室を1コースあたり3か月間、集中的に行い、認知症の予防を図ります。</p>							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
参加延べ人数（人）	1,130	915	828	1,248	1,555	1,612	1,782

●介護予防普及啓発事業		所管課	高齢介護課				
<p>地域の高齢者等を対象に、自ら取り組める介護予防についての講座を開催し、介護予防の意識を啓発します。また、おだわら総合医療福祉会館で地域の高齢者の憩いの場となる介護予防対策室を運営します。</p>							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
参加延べ人数（人）	5,925	4,330	2,166	3,400	5,100	5,310	5,520

●生きがいふれあいフェスティバル開催事業（介護予防事業）			所管課	高齢介護課			
生きがいふれあいフェスティバルにおいて介護予防講演会等を開催し、介護予防の重要性を普及啓発し、一人ひとりの介護予防に対する関心と実践意欲を高めます。							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
参加延べ人数（人）	179	130	0	100	110	120	120

●高齢者体操教室開催事業			所管課	高齢介護課			
ストレッチ体操やリズム体操を中心に、運動機能の維持・向上に効果的な運動を行う教室を通じて、介護予防の意識の向上と仲間づくりを促進します。							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
参加延べ人数（人）	4,989	5,287	4,000	6,000	6,120	6,300	6,500

●いきいき健康事業			所管課	高齢介護課			
地区社会福祉協議会の主導により、地区の実情や要望に応じた介護予防に関する教室やレクリエーション活動などを行い、地域における介護予防意識の醸成を図ります。							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
参加延べ人数（人）	2,486	2,339	600	1200	2400	2700	3,300

●地域介護予防活動支援事業			所管課	高齢介護課			
地域の高齢者福祉の担い手に対して介護予防に資する講座を開催し、高齢者を最も身近な場所で支える地域において、介護予防の意識を高め、住民の主体的な取組・活動について活性化を図ります。							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
参加延べ人数（人）	813	445	120	240	360	480	600

●ふれあい担い手発掘事業			所管課	高齢介護課			
地域における自主的な介護予防活動を実施する団体等に対して、初期費用を助成し、その継続的な活動を支援します							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
助成対象数（件）	2	2	2	2	3	3	3

●地域リハビリテーション活動支援事業	所管課	高齢介護課
地域の高齢者が通い集う場に対して、リハビリテーション専門職の積極的な関与を図り、地域における介護予防の取組を強化していきます。		

●介護予防事業評価事業	所管課	高齢介護課
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を3年に1回実施し、本市の高齢者の実態や介護予防事業の効果を検証し、市の次期計画策定に活かします。		



## (2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

### 【現状の評価】

平成 28 (2016) 年 1 月頃から介護予防・日常生活支援総合事業として、従前の介護予防訪問介護及び通所介護については国基準型サービスに移行し、また、市独自に人員基準等を緩和した基準緩和型サービス及び住民主体型サービス、短期集中型サービスを開始しています。

市独自のサービスの内容や利用については、市民や介護保険事業者への周知、「基準緩和型サービス従事者研修」を開催する等の普及促進に取り組んだところ、新たな主体による事業所がサービスの提供を始めました。市民の選択肢が増え、少しずつ利用されているものの、まだ国基準型サービスの利用意向は大きく、制度の趣旨や利用への理解が十分でないものと思われます。

一方で、本市では、介護保険事業者で働く訪問介護員の人材不足が懸念されています。今後、訪問による生活支援サービスを安定的に提供していくためには、国基準型ではなく、市が実施する「基準緩和型サービス従事者研修」の修了者が従事できる基準緩和・住民主体型サービスの利用促進が必要です。

そこで、訪問型サービスの生活支援に関する提供体制を見直し、令和 2 (2020) 年 4 月から、まずは国基準型サービスの事業所指定と同時に、基準緩和型サービスの事業所としても指定できるよう規則改正を行いました。

### 【今後の方策】

総合事業の充実を図るため、引き続き基準緩和型サービス従事者研修の開催を通し、基準緩和型サービス及び住民主体型サービスに、多様な主体が事業者として参入することを促進します。

なお、訪問型サービス事業については、介護専門職の不足への対策として、買い物や洗濯、調理等の生活援助のみを利用する場合、原則、市の研修修了者が提供できる基準緩和型サービスや住民主体型サービスを利用する方針とし、安定した訪問型サービスの提供に努めます。

短期集中通所型サービス事業については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、訪問と通信手段を活用して指導した実績を生かします。短期集中訪問型サービス事業については、第 7 期に開始した低栄養改善プログラムに加え、運動機能改善プログラム、口腔機能改善プログラム等、個別の短期的介入支援の充実を図り強化します。

また、自立支援を図る介護予防ケアマネジメントの主体である地域包括支援センター等と連携して、市民に対し介護予防の必要性を周知し、総合事業における各種サービス内容への理解と元気度に応じたサービス利用についての意識啓発を図り、選択肢を広げます。

(見込量は、令和 2 (2020) 年度前半の給付実績等を踏まえ、記載します。)

**【具体的な事業】**

●訪問型サービス事業			所管課	高齢介護課			
<p>国基準訪問型サービス ホームヘルパーが家庭を訪問して入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援を行います。</p> <p>基準緩和訪問型サービス ホームヘルパーが家庭を訪問して日常生活上の支援を行います。</p> <p>住民主体訪問型サービス ホームヘルパーが家庭を訪問して日常生活上の支援を行います。</p> <p>短期集中訪問型サービス 閉じこもり傾向等が認められる高齢者等に対し、専門職による訪問指導により心身状態の改善を図ります。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
国基準訪問型サービス 利用人数 (人/月)	427	451					
基準緩和訪問型サービス 利用人数 (人/月)	9	10					
住民主体訪問型サービス 利用人数 (人/月)	0	1					
短期集中訪問型サービス 利用人数 (人/年)	0	1					

●食の自立支援事業 (介護予防・日常生活支援サービス事業)			所管課	高齢介護課			
<p>要支援認定もしくは基本チェックリストにより低栄養状態の改善の必要性が認められる高齢者を対象に、配食サービスを行い、食生活を整え、低栄養状態が改善されるよう支援を行います。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
配食実人数 (人)	0	0					
配食数 (食)	0	0					

●通所型サービス事業			所管課	高齢介護課			
<p>国基準通所型サービス 日帰りで施設等に通い、入浴・食事・レクリエーションなどのサービスや機能訓練を受けられます。</p> <p>基準緩和通所型サービス 日帰りで施設等に通い、レクリエーションなどのサービスや機能訓練を受けられます。</p> <p>住民主体通所型サービス 日帰りで施設等に通い、レクリエーションなどのサービスを受けられます。</p> <p>短期集中通所型サービス 生活機能の低下が見られる高齢者の生活機能向上を図り、要介護状態に陥らないようにするため、総合的な介護予防教室を実施します。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
国基準通所型サービス 利用人数 (人/月)	1,002	1,055					
基準緩和通所型サービス 利用人数 (人/月)	54	73					
住民主体通所型サービス 利用人数 (人/月)	8	20					
短期集中通所型サービス 利用人数 (人/年)	139	128					

●介護予防ケアマネジメントの実施			所管課	高齢介護課			
<p>要支援者等に対し、介護予防と自立支援を目的として、心身の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、専門的観点から、目標を設定し必要な援助を行ないます。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
利用件数 (件/月)	995	948					

### (3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

#### 【現状の評価】

本市では、平成 27 (2015) 年度から、地域での高齢者の日常生活を支援する体制を整備するため、実働者としての生活支援コーディネーターの配置と、情報共有・連携強化の場としての生活支援協議体を設置しており、市全体を第 1 層、日常生活圏域を第 2 層の生活支援協議体と位置付けています。

第 2 層の生活支援コーディネーターは、当初、地域包括支援センターの社会福祉士が兼務していましたが、平成 30 (2018) 年度から市社会福祉協議会に委託し、体制と取組の充実と人員強化を図りました。このことにより、生活支援コーディネーターが地域で開催されている様々な会議体や催しに積極的に参画し、第 2 層協議体の活動が充実しました。現在は、地域のニーズ把握や関係者間の情報共有を図りながら、地域に必要とされている新たな資源の開発や、支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングする等、地域に根差した生活支援サービス等の提供を推進しています。

高齢者の日常生活を支援する地域資源（高齢者向けサロン、宅配サービス等）に関する情報については、第 1 層・第 2 層とも逐次情報収集し、第 1 層において分類したのち、日常生活圏域ごとに設置された地域包括支援センターと共有を図っています。

#### 【今後の方策】

生活支援体制をより推進するために、市は第 1 層の生活支援コーディネーターとして、第 2 層の生活支援コーディネーターとの連絡調整を定期的に行い、日常生活圏域の高齢者の現状や地域の課題を共有・認識します。また、必要に応じて、第 2 層の協議体や地域ケア会議、地域住民の活動の場へ参加する等、地域のニーズの把握に努め、そこで開発した資源が、高齢者の生活支援に結びつくよう努めます。また、地域別の情報を集約して市全体のニーズの把握に努め、地域資源となる保険外の生活支援サービスの有無や利用などの現状を認識・把握するとともに、「おだわら地域包括ケア推進会議」の場を活用し、市全体の課題解決の方策について検討します。

これまでに収集した地域資源については、関係者間で共有が図れるようなシステムを導入し、高齢者の相談窓口となる機関やケアマネジャー等、高齢者の生活支援をケアマネジメントする際に有効活用できる体制を構築します。

また、引き続き、高齢者支援に関心のある多様な主体の育成・支援を行い、常に地域の関係者のネットワークが進展できるようなコーディネート機能を発揮できる、支援体制づくりを推進します。

## 【具体的な事業】

●生活支援協議体の設置			所管課	高齢介護課				
介護予防・生活支援サービスの体制整備に向けて、市や市社会福祉協議会、地域包括支援センター等、地域において活動している多様な主体間の情報の共有・連携強化の場として会議を開催します。								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
協議体会議開催数 (回)	245	243	20	104	250	260	270	

●生活支援コーディネーターの配置			所管課	高齢介護課				
生活支援コーディネーターが、関係機関との連携や地域ニーズとサービスのマッチング等のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進します。								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
コーディネーター配置数 (人)	7	10	12	12	13	13	13	

●生活支援事業主体の育成・支援			所管課	高齢介護課				
各種事業や調査、地域ケア会議等により、地域の高齢者の生活を支援するためのニーズと地域資源を把握しながら、必要な介護予防・生活支援サービスが提供されるよう、ボランティア等生活支援サービスを行う事業主体の育成・支援を行います。								

●地域の介護予防・生活支援サービスの情報提供			所管課	高齢介護課				
介護保険サービスに限らず、インフォーマルサービスも含めて幅広く高齢者の介護予防・生活支援に係るサービスの情報を収集し、適時更新します。 また、関係者間において、これらの情報が高齢者の生活を支えるために活用されるよう、支援体制を構築し広く情報を提供します。								

## 基本方針3 保険給付事業の円滑な運営

### (1) 介護（介護予防）サービスの適切な提供

#### 【現状の評価】

（今後、各種調査等の結果や、令和2（2020）年度前半の給付実績等を踏まえ、記載します。）

#### 【今後の方策】

（今後、各種調査等の結果や、令和2（2020）年度前半の給付実績等を踏まえ、記載します。）

#### 【具体的な事業】

●要支援・要介護認定事業			所管課	高齢介護課			
被保険者からの申請を受けて、要支援・要介護認定を行うため、訪問調査の実施、介護認定審査会の開催等を円滑かつ適切に行います。							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
要介護認定審査判定件数（件）	8,073	7,750					

●訪問介護			所管課	高齢介護課			
ホームヘルパーが家庭を訪問して入浴・排せつ等の介護や日常生活上の世話をを行います。							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護 利用回数（回／年）	211,712	207,944					

●訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護			所管課	高齢介護課			
家庭に浴槽付きの車が訪問し、入浴の介護をします。							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護 利用回数（回／年）	8,801	7,987					
予防 利用回数（回／年）	34	4					

●訪問看護、介護予防訪問看護			所管課	高齢介護課				
医師の指示のもと、家庭に看護師などが訪問し、療養上の世話や診療補助を行います。								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用回数 (回/年)	53,532	55,119						
予防 利用回数 (回/年)	3,386	4,079						

●訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション			所管課	高齢介護課				
家庭に理学療法士や作業療法士等が訪問し、機能訓練を行います。								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用回数 (回/年)	3,868	5,044						
予防 利用回数 (回/年)	583	677						

●居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導			所管課	高齢介護課				
家庭に医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を行います。								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用人数 (人/年)	27,390	32,827						
予防 利用人数 (人/年)	1,450	1,814						

●通所介護			所管課	高齢介護課				
日帰りで施設等に通い、入浴・食事・レクリエーションなどのサービスや機能訓練を受けられます。								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用回数 (回/年)	164,069	166,634						

●通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション		所管課	高齢介護課				
日帰りで施設や病院に通い、理学療法・作業療法・その他必要なリハビリテーションを受けられます。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護 利用回数 (回/年)	39,437	41,164					
予防 利用人数 (人/月)	118	122					

●短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護		所管課	高齢介護課				
食事・入浴・日常動作訓練などを受けられる介護保険施設に短期間入所します。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護 利用日数 (日/年)	59,270	51,573					
予防 利用日数 (日/年)	1,002	1,246					

●短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護		所管課	高齢介護課				
看護や医療的管理のもとでの介護を中心に行う施設に短期間入所します。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護 利用日数 (日/年)	3,576	3,196					
予防 利用日数 (日/年)	3	66					

●特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護		所管課	高齢介護課				
有料老人ホームが入居者に対して提供する介護や日常生活上の世話などのサービスを、介護保険の給付として受けられます。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護 利用人数 (人/月)	641	664					
予防 利用人数 (人/月)	101	98					



●福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与				所管課		高齢介護課	
福祉用具の貸与を行うサービスです。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護 利用人数 (人/月)	2,671	2,808					
予防 利用人数 (人/月)	681	769					

●特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売				所管課		高齢介護課	
福祉用具の販売を行うサービスです。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護 支給人数 (人/年)	459	602					
予防 支給人数 (人/年)	176	213					

●住宅改修、介護予防住宅改修				所管課		高齢介護課	
手すりの取り付けなど、対象となる種類の住宅改修を行った場合に、改修に要した費用の一部を支給します。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護 支給件数 (件/年)	423	467					
予防 支給件数 (件/年)	252	272					

●居宅介護支援、介護予防支援				所管課		高齢介護課	
介護（介護予防）サービス利用に関するマネジメントを行います。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護 利用人数 (人/月)	3,970	4,067					
予防 利用人数 (人/月)	810	907					

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護				所管課		高齢介護課	
24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる訪問介護・訪問看護を受けられます。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護 利用人数 (人/月)	41	40					

●夜間対応型訪問介護			所管課	高齢介護課				
夜間も安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用人数 (人/月)	42	43						

●認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護			所管課	高齢介護課				
認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設などに通い、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用回数 (回/年)	5,441	4,696						
予防 利用回数 (回/年)	37	26						

●小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護			所管課	高齢介護課				
「通い」を中心として、要介護者及び要支援者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを受けられます。								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用人数 (人/月)	118	120						
予防 利用人数 (人/月)	14	15						

●認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護			所管課	高齢介護課				
認知症の高齢者が、家庭的な環境のなかで共同生活を営みながら介護等を受けられます。								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用人数 (人/月)	279	280						
予防 利用人数 (人/月)	1	0						

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			所管課	高齢介護課				
<p>寝たきりや認知症で常に介護を必要とし、家庭での介護が困難な高齢者を介護する、定員 29 人以下の施設です。</p>								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用人数 (人/月)	3	2						

●看護小規模多機能型居宅介護			所管課	高齢介護課				
<p>「通い」を中心として、要介護者及び要支援者の状態や希望に応じて、随時「訪問（介護）」や「泊まり」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」を組み合わせることで、介護と看護の一体的なサービスを受けられます。</p>								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用人数 (人/月)	13	20						

●地域密着型通所介護			所管課	高齢介護課				
<p>日帰りで定員 18 人以下の施設に通い、入浴・食事・レクリエーションなどのサービスや機能訓練を受けられます。</p>								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用回数 (回/年)	129,492	115,273						

●介護老人福祉施設			所管課	高齢介護課				
<p>寝たきりや認知症で常に介護を必要とし、家庭での介護が困難な高齢者を介護する施設です。</p>								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用人数 (人/月)	706	709						

●介護老人保健施設			所管課	高齢介護課				
<p>症状が安定していて入院の必要はないがリハビリテーションや看護を要する寝たきりや認知症の高齢者が、家庭復帰のための援助を受けられる施設です。</p>								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用人数 (人/月)	576	564						

●介護療養型医療施設			所管課	高齢介護課				
病気の状態にあつて長期療養が必要な高齢者が、医療行為や介護を受けられる施設です。								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用人数 (人/月)	9	5					—	

●介護医療院			所管課	高齢介護課				
要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供する施設です。								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
介護 利用人数 (人/月)	2	33						

●介護保険施設等整備事業

①介護保険施設及び特定施設			所管課	高齢介護課			
施設種別	R2 年度末 整備済み数	第 8 期			R5 年度末 整備済み 見込み数	R7 年度末 整備済み 見込み数	
		R3	R4	R5			
介護保険施設（床数）							
介護老人福祉施設	908						
介護老人保健施設	560						
介護療養型医療施設	—						
介護医療院	—						
特定施設（床数）							
介護専用型特定施設	79						
介護専用型以外の特定施設	1,123						
その他の関係施設等（床数）							
短期入所施設	261						

②地域密着型サービスの施設		所管課	高齢介護課			
施設種別	R2 年度末 整備済み数	第 8 期			R5 年度末 整備済み 見込み数	R7 年度末 整備済み 見込み数
		R3	R4	R5		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (箇所数)	2					
第 1 圏域 (緑、万年、幸、芦子)						
第 2 圏域 (新玉、山王網一色、足柄)						
第 3 圏域 (十字、片浦、早川、大窪)						
第 4 圏域 (二川、久野)						
第 5 圏域 (東富水)	1					
第 6 圏域 (富水)						
第 7 圏域 (桜井)						
第 8 圏域 (酒匂・小八幡、富士見)						
第 9 圏域 (下府中)						
第 10 圏域 (豊川、上府中)						
第 11 圏域 (曾我、下曾我、国府津)	1					
第 12 圏域 (前羽、橘北)						

施設種別	R2 年度末 整備済み数	第 8 期			R5 年度末 整備済み 見込み数	R7 年度末 整備済み 見込み数
		R3	R4	R5		
夜間対応型訪問介護（箇所数）	1					
第 1 圏域 （緑、万年、幸、芦子）						
第 2 圏域 （新玉、山王網一色、足柄）						
第 3 圏域 （十字、片浦、早川、大窪）						
第 4 圏域 （二川、久野）						
第 5 圏域 （東富水）	1					
第 6 圏域 （富水）						
第 7 圏域 （桜井）						
第 8 圏域 （酒匂・小八幡、富士見）						
第 9 圏域 （下府中）						
第 10 圏域 （豊川、上府中）						
第 11 圏域 （曾我、下曾我、国府津）						
第 12 圏域 （前羽、橘北）						
認知症高齢者グループホーム （床数）	297					
第 1 圏域 （緑、万年、幸、芦子）	18					
第 2 圏域 （新玉、山王網一色、足柄）	18					
第 3 圏域 （十字、片浦、早川、大窪）	36					
第 4 圏域 （二川、久野）	18					
第 5 圏域 （東富水）	18					
第 6 圏域 （富水）	36					
第 7 圏域 （桜井）	18					
第 8 圏域 （酒匂・小八幡、富士見）	18					
第 9 圏域 （下府中）	36					
第 10 圏域 （豊川、上府中）	27					
第 11 圏域 （曾我、下曾我、国府津）	36					
第 12 圏域 （前羽、橘北）	18					

施設種別	R2 年度末 整備済み数	第 8 期			R5 年度末 整備済み 見込み数	R7 年度末 整備済み 見込み数
		R3	R4	R5		
小規模多機能型居宅介護（箇所）	7					
第 1 圏域 （緑、万年、幸、芦子）	1					
第 2 圏域 （新玉、山王網一色、足柄）						
第 3 圏域 （十字、片浦、早川、大窪）	1					
第 4 圏域 （二川、久野）	1					
第 5 圏域 （東富水）	1					
第 6 圏域 （富水）						
第 7 圏域 （桜井）						
第 8 圏域 （酒匂・小八幡、富士見）	1					
第 9 圏域 （下府中）						
第 10 圏域 （豊川、上府中）	1					
第 11 圏域 （曾我、下曾我、国府津）	1					
第 12 圏域 （前羽、橘北）						
看護小規模多機能型居宅介護 （箇所数）	1					
第 1 圏域 （緑、万年、幸、芦子）						
第 2 圏域 （新玉、山王網一色、足柄）						
第 3 圏域 （十字、片浦、早川、大窪）						
第 4 圏域 （二川、久野）						
第 5 圏域 （東富水）						
第 6 圏域 （富水）						
第 7 圏域 （桜井）						
第 8 圏域 （酒匂・小八幡、富士見）	1					
第 9 圏域 （下府中）						
第 10 圏域 （豊川、上府中）						
第 11 圏域 （曾我、下曾我、国府津）						
第 12 圏域 （前羽、橘北）						

●介護保険事業者の指定

所管課

高齢介護課

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所の指定を行います。



## (2) 介護（介護予防）サービスの質の向上

### 【現状の評価】

高齢者が、安心して介護（介護予防）サービスを利用できるよう、介護保険事業者に対する支援を行う等により、サービスの質の向上に努めています。

国、指定権者・保険者及び介護保険事業者の間でやり取りされている文書に関しては、文書の負担軽減策について取組が進められ、令和元（2019）年度から個々の申請様式・添付書類や手続に関する簡素化が進められています。

介護保険事業者指導・監査事業における実地指導については、令和元（2019）年度に、厚生労働省が「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」を定め、自治体及び介護保険事業者双方の事務負担の軽減が図られたことにより、効率的な実地指導が可能になりました。

また、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症等を含めた感染症対策として、国・県からの衛生用品支給に加え、市独自でも衛生用品の確保・支給を行いました。

介護人材確保支援事業については、介護人材の裾野を広げるために、基準緩和型サービス従事者研修を開催していますが、市内介護事業所等アンケートにおいて、約54%の事業所が、「職員の確保」を課題と回答しています。市内事業所が共通で抱える喫緊かつ最大の課題となっていることから、課題解消に向けた更なる取組が必要となっています。

ケアマネジメント技術向上支援事業については、ケアプラン点検事業を実施するとともに、専門知識の習得に向けた研修の実施等を行っています。研修会参加者の増に伴い、より多くのケアマネジャーに新たな気付きを得る機会となり、ケアマネジメント能力の向上につながっています。

### 【今後の方策】

サービス利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することができるよう促し、適切なサービス提供の確保と、その結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ります。

国、指定権者・保険者及び介護保険事業者の間でやり取りされている文書や手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用により、今後も介護保険事業者の負担軽減を継続していきます。

介護保険事業者に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。また、定期的に介護保険事業所の運営状況の確認を行えるよう、より効率的かつ効果的な指導・監査を実施します。近年多発する大規模災害を踏まえ、災害対応についての確認や改善に向けた指導も引き続き行います。

介護保険事業者に対する新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に向けた支援については、国等通知に基づいた対策を講じるよう周知・徹底を促していきます。また、初期段階において迅速な支援及び感染拡大防止に寄与するため、マスク等衛生用品の計画的な備蓄に努めるとともに、感染症対策に介護職員が的確に対応できるような方策に

ついて検討していきます。

多様な介護人材確保の促進、定着を支援するとともに、介護現場の中核を担う人材の育成、多職種との連携などにより、介護人材の専門性を高める取組を推進します。また、若年層への介護職の魅力発信や、多方面にわたる課題へのアプローチを目的に、介護人材に係る既存の県事業等の周知を図ります。

ケアマネジメント技術向上支援事業のケアプラン点検事業では、今後も計画的に実施し自立支援に資するケアプランの作成についての指導を強化していきます。

介護サービス相談員派遣事業については、相談内容の充実に取り組み、さらなるサービスの質の向上に努めます。

## 【具体的な事業】

●介護保険事業者指導・監査事業			所管課	高齢介護課			
<p>介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護保険事業者に対し、計画的に実地指導及び集団指導を行います。</p> <p>指定基準違反又はその疑いが認められる場合に、監査により事実確認を行うとともに、是正に向け、事業者に対し勧告・命令等を行います。</p> <p>防災に関する計画策定や訓練の実施状況を確認し、改善に向けた指導を行います。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
実地指導の実施箇所数(箇所)	88	87	90	92	94	96	98

●介護保険事業者支援事業			所管課	高齢介護課			
<p>介護保険事業者に対する情報提供や事業所相互の連携を推進することにより、介護保険制度の円滑な運営のための環境を形成します。</p> <p>また、関係部局、関係団体等と連携して、介護保険事業者等における災害や感染症発生時の支援・応援体制の整備に努めます。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
事業者連絡会議参加者数(人)	244	173	210	210	210	210	210

●介護人材確保支援事業			所管課	高齢介護課			
<p>継続的な介護人材の確保を図るため、介護保険事業者が実施する取組を支援します。また、介護人材の定着を図るため、県等による既存事業の情報発信を行い、介護保険事業者が実施する職場環境の改善に向けた取組を支援するとともに、市内事業所で従事する介護職員等に対しては、スキルアップの機会の確保に取り組みます。</p> <p>さらに、若年層への魅力発信を含めた普及啓発に努めます。</p>							

●ケアマネジメント技術向上支援事業			所管課	高齢介護課			
<p>自立支援を資するケアマネジメントを実践できるよう、介護支援専門員の資質向上を図るため、ケアプラン点検事業を実施するほか、専門知識の習得に向けた研修の実施等を行います。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
ケアプラン点検数 (件)	106	108	108	108	108	108	108
研修会参加者数 (人)	214	322	150	450	450	450	450

●介護サービス相談員派遣事業			所管課	高齢介護課			
<p>サービス利用者のサービスに関する不安、不満、疑問等を解消するとともに、介護保険施設等が提供するサービスの質を向上させるため、介護保険施設等に介護サービス相談員を派遣します。</p> <p>派遣された介護サービス相談員は、利用者から要望や意見などを聞き、その内容を事業者や市に伝えます。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
事業所訪問延べ回数 (回)	1,055	936	609	1,100	1,100	1,100	1,100
派遣事業所数 (箇所)	56	54	54	54	54	54	54

●介護給付適正化事業			所管課	高齢介護課			
<p>介護給付の適正化を図るため、国民健康保険団体連合会と連携し、医療情報との突合や縦覧点検のほか、ケアプラン点検事業の対象者の選定を行うとともに、要介護認定調査結果、住宅改修及び特定福祉用具販売の点検を行います。</p> <p>また、サービス利用者が介護報酬請求の内容を確認することにより、事業者に対し、適切な請求に向けた抑制効果を上げるため、介護給付費通知の発送を行います。</p>							

●居宅介護支援事業者等補助事業			所管課	高齢介護課			
<p>住宅改修費の支給申請に係る「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に、業務に対する費用の一部を補助します。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
助成件数 (件)	74	63	68	73	78	83	93

### (3) 介護（介護予防）サービス利用者に対する適切な支援

#### 【現状の評価】

所得が低い高齢者の利用者負担の軽減や、高齢者に対する介護サービス情報の提供等により、サービスの利用促進を図っています。

高額介護（介護予防）サービス費は、利用者負担割合について、平成 30（2018）年 7 月サービス利用分まで 1 割又は一定以上の所得のある方は 2 割としていましたが、平成 30（2018）年 8 月サービス利用分以降、現役並み所得者の介護（介護予防）サービス利用に係る負担割合が 3 割に変更された影響により、給付額が増加しています。

#### 【今後の方策】

引き続き、サービス利用者に対する適切な支援に努めます。

令和 3（2021）年度に、高額介護（介護予防）サービス費については、高所得者の負担上限額が引き上げられます。また、施設入所者等に対する食費などの負担軽減制度（負担限度額）については、現状の段階をさらに区分するとともに、対象基準について、所得段階に応じた預貯金基準が引かれます。こうした、制度改正が予定されていることから、利用者負担額の変動に対応した適切な給付を行います。

#### 【具体的な事業】

●高額介護サービス費等の給付		所管課	高齢介護課				
<p>介護（介護予防）サービスに係る利用者負担額が上限額を超えた場合に、超えた分を高額介護サービス費として支給します。</p> <p>介護保険と医療保険の自己負担合計額が一定の負担限度額を超えた場合に、高額医療合算サービス費を支給します。</p> <p>所得が低い利用者が施設サービスを利用した場合に、居住費と食費について所得に応じた自己負担の限度額を設け、これを超えた分を特定入所者介護サービス費として支給します。</p>							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
高額介護サービス費（千円）	298,585	346,817					
高額医療合算介護サービス費（千円）	40,986	47,459					
特定入所者介護サービス費等給付費（千円）	331,175	340,117					

●社会福祉法人等利用者負担軽減事業			所管課	高齢介護課				
社会福祉法人が介護（介護予防）サービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費及び宿泊費に係る利用者負担額の軽減を行った場合に、その軽減分の一部を社会福祉法人等に助成します。								
項 目	（実績）		（見込）					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
利用者負担軽減によるサービス利用者数（人）	8	9	10	11	12	13	15	

●介護サービス情報公表事業			所管課	高齢介護課				
利用者が適切な情報に基づき介護サービス・事業者を選択できるよう、市内及び近隣市町に所在する事業所一覧表を作成し、窓口やホームページで情報を公開します。月に1度、情報の更新を行います。								

## 基本方針4 地域における高齢者支援体制の強化

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

#### 【現状の評価】

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族などが、より身近な場所で相談し必要な支援を受けることができる環境を構築しています。

令和元（2019）年度には、各地域包括支援センターに1名ずつ職員を増員するとともに、家族介護者の利便性の向上のため土曜日開所を導入し、きめ細かく対応するための支援体制を強化しました。また、市高齢介護課に保健師と社会福祉士を配置し、各地域包括支援センターを統括する基幹的な役割を担い、業務の総合調整や後方支援を実施しています。

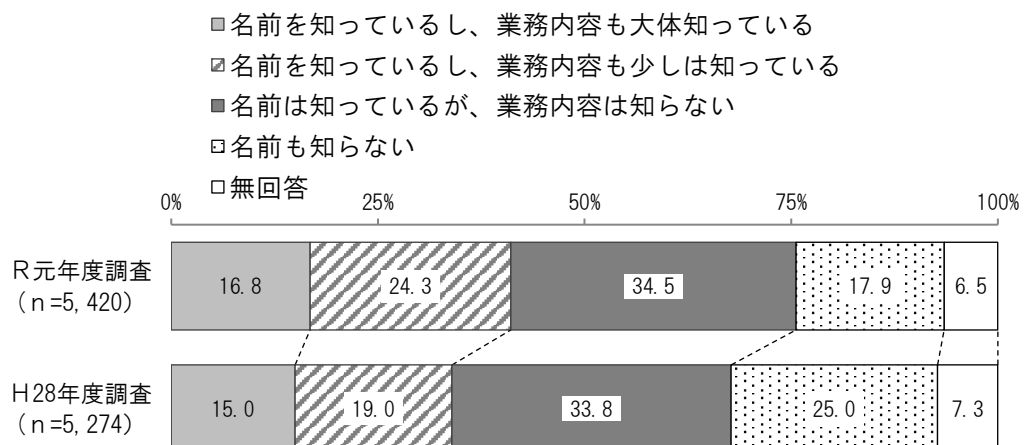
自治会の協力によるリーフレットの全戸配布などにより、地域包括支援センターに対する市民の認知度は向上していますが、今後は、具体的な事業の内容や地域における役割などについての理解を更に深め、高齢者の支援の拡充につなげる必要があります。

また、高齢者人口の増加や相談内容の多様化・複合化が進む中、地域の身近な相談機関としての機能を効果的に発揮していくために、地域包括支援センターの職員の定着や資質向上のほか、関係機関などとの連携を深め、多様な職種で課題に取り組んでいく体制が求められています。12の地域包括支援センター間の定期的な連絡会において情報共有や連絡調整を行うとともに、職種別部会を通じて専門職の資質向上を図り、高齢者虐待など行政の支援を要するケースには市職員も積極的に関与するなど、市と地域包括支援センターとが一体となって対応していますが、地域包括支援センター全体の対応力の底上げを進める必要があります。

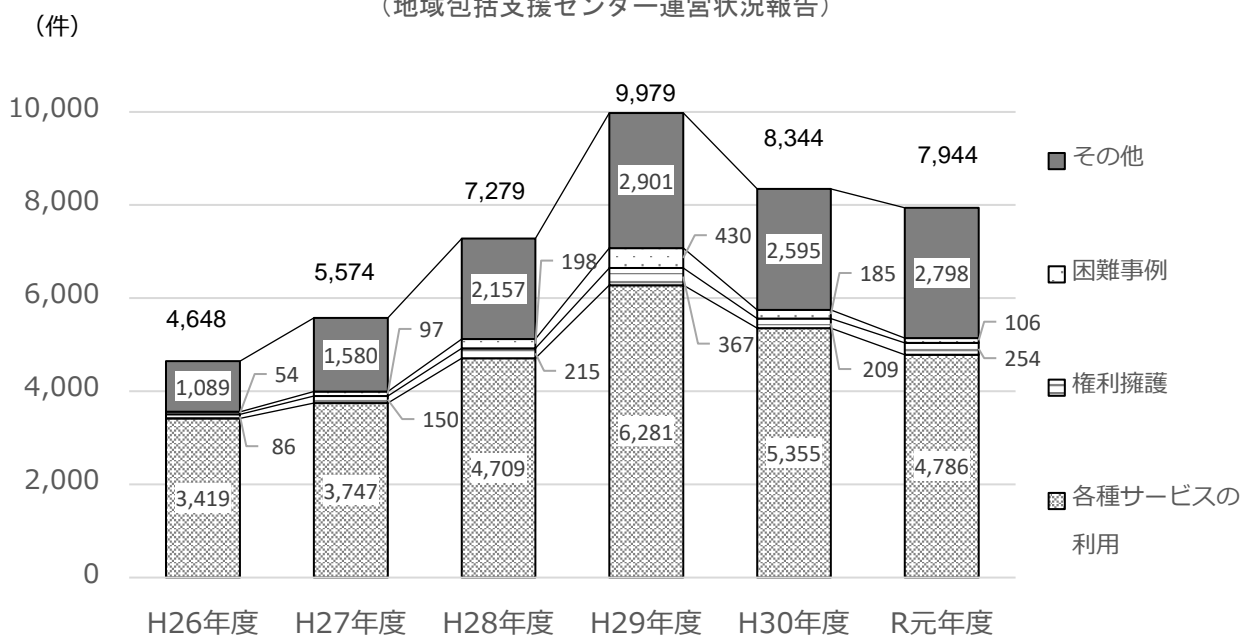
地域包括支援センターの運営評価に当たっては、国や市の評価指標に基づき各地域包括支援センターが自己評価を行い、その結果を踏まえて活動計画を策定するなど、PDCAサイクルの導入を進めました。地域包括支援センターの公正性・中立性の確保と適正な運営を図るため、「小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会」において、高齢者福祉介護計画の進捗管理と併せて一体的に運営評価を行っています。

#### 地域包括支援センターを知っていますか。

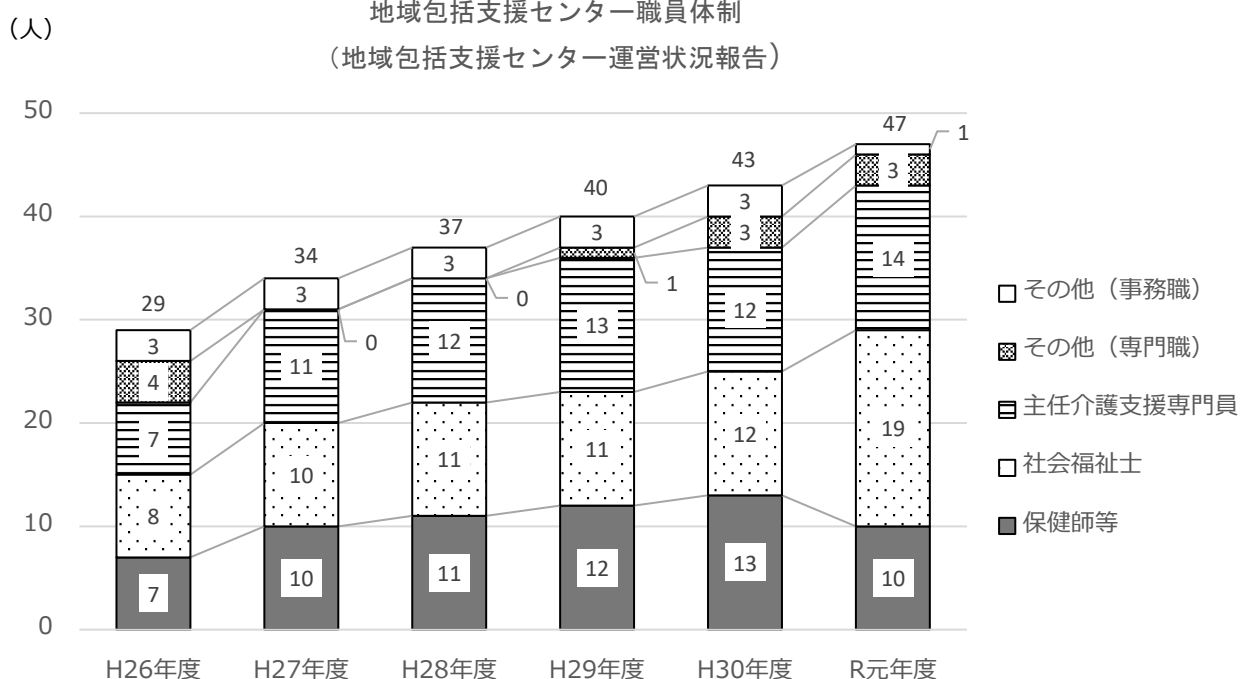
（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



地域包括支援センター相談件数（内容別）  
（地域包括支援センター運営状況報告）



地域包括支援センター職員体制  
（地域包括支援センター運営状況報告）



### 【今後の方策】

地域包括支援センターは、地域における身近な相談拠点として、医療・介護等のサービスが途切れることなく提供されるための多職種間の連携、認知症のある方への的確な対応、さらにはいわゆる「8050問題」や育児と介護の「ダブルケア」など高齢者世帯が抱える複合的な課題に応じて高齢者支援以外の分野の相談機関等との連携を深め、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、支援体制を充実することが必要となります。

支援を必要とされる方が的確に地域包括支援センターにつながるためには、高齢者や

その家族、地域の方々が、地域包括支援センターが行う事業の内容や地域における役割などに関する理解を一層深めることができるよう周知することが重要です。地域の団体が行う活動等との連携を通じて、高齢者世帯へのアウトリーチを進め、顔の見える関係性の構築に努めます。

また、その関係性をより強固にし、かつ地域包括支援センターの職員一人ひとりが専門性を十分に発揮できるよう、研修等の体系を整備して人材の育成を進め、職員の定着や資質の向上を図るとともに、多分野・多職種の間での連携を積極的に深め、市全域における地域包括支援センターの対応力の底上げを進めます。

併せて、管理者をはじめ各専門職が担っている業務の進め方の見直し・改善を行うとともに、実情に即した職員体制を検討し、職員の事務負担の軽減を図り、地域包括支援センターが担う包括的支援事業により一層力を入れることができるよう支援します。

地域包括支援センターの運営の適正性、公正・中立性を確保するためには、国や市の評価指標に基づく現行の自己評価と並行して、包括的・継続的ケアマネジメント業務などを通じて把握した居宅介護支援事業所等の支援ニーズの分析と対応、外部の視点による運営評価など、評価手法の多様化を進め、「小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会」の中でその状況を評価していきます。

## 【具体的な事業】

●地域包括支援センター運営事業			所管課	高齢介護課				
<p>各地域包括支援センターに、保健師（又は地域ケア・地域保健等の経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、地域の高齢者の総合的な支援を行うため、「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント業務」「介護予防ケアマネジメント事業」を行います。</p> <p>また、地域の身近な相談窓口としての地域包括支援センターの存在や役割の周知、主体的な個別支援、及び高齢者の世帯が抱える複合的な課題の解決に向けた地域のネットワークを構築します。</p>								
項 目	(実績)		(見込)					
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7	
相談件数（件）	8,344	7,944	8,180	8,430	8,680	8,940	9,490	

●地域包括支援センターの運営評価			所管課	高齢介護課				
<p>地域包括支援センターの適正な運営や公正・中立性を確保し、実施事業の取組状況等を分野別に評価することにより、事業の質の向上に努めます。</p> <p>評価手法や結果は継続的に点検し、地域包括支援センターの機能強化を図ります。</p>								



## (2) 地域ケア会議の開催

### 【現状の評価】

地域ケア会議での検討ケース数は増加しています。個別ケア会議で抽出された課題としては、「障がいを持つ高齢者や家族の支え方」「8050 問題」「移動支援」などが挙げられ、高齢者に関する課題は、複雑多様化しています。

また、平成 30 (2018) 年度からは、既存の個別ケア会議に加え、多職種連携体制の強化、関係機関の相互連携、専門職のスキルアップ、地域課題の把握などを目的に、自立支援ケア会議を開始し、専門多職種による介護予防と重度化防止を目指したケアプランの検討を行いました。

個別ケア会議、圏域ケア会議及び自立支援ケア会議から抽出された課題は、おだわら地域包括ケア推進会議において市全体で議論しますが、平成 29 (2018) 年度は「認知症の方への支援」をテーマとして、認知症ケアパスの作成に結びました。平成 30 (2018) 年度は「独居高齢者等への支援」を、また、令和元 (2019) 年度は「高齢者の自立支援型ケアマネジメント」をテーマとし、市民の自立（介護予防・重度化防止）に向けた意識啓発、居場所づくり、ケアマネジメントの質の向上、及び人材確保について協議し、今後、市が目指す方向性を確認しました。

### 【今後の方策】

地域で暮らす高齢者には、本人の健康状態や介護の必要性だけでなく、家族関係や経済状態など生活上の様々な問題が混在しており、今まで以上に幅広い視点からの問題解決に向けた支援が必要となっています。また、高齢化率の上昇に伴い、今後は、移動手段を持たない住民への支援など、地域の課題が福祉・介護以外の分野に広がることも考えられます。

個別ケア会議による個別課題の検討、圏域ケア会議による地域課題の把握を通じて、地域の課題解決に取り組むとともに、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センター、介護保険事業者など様々な主体が主催する会議との連動を図り、地域の実情に応じた支援体制づくりを継続していきます。

また、自立支援ケア会議においては、検討事例の対象拡大や検討結果の周知等など、会議の充実を図り、引き続き、介護予防、重度化防止及び自立支援に取り組んでいきます。

これらの会議の検討内容は、市全体で共通課題の共有、意見交換を行う「おだわら地域包括ケア推進会議」において協議し、高齢者福祉施策及び各事業への反映に努めます。

各種会議を通じて、多職種、多団体の関係者が連携を強化することで、地域を基盤とする包括的支援の強化を図り、地域共生社会の実現につなげます。

**【具体的な事業】**

●自立支援ケア会議の開催			所管課	高齢介護課			
<p>専門多職種による事例検討を通じて、高齢者の介護予防や重度化防止、自立支援に向けた多職種連携やケアマネジメントの技術の向上、地域課題の把握等を行います。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
検討ケース数(件)	32	68	36	54	54	54	54

●個別ケア会議・圏域ケア会議の開催			所管課	高齢介護課			
<p><b>個別ケア会議</b> 個別ケースの支援について多職種による情報の共有化を図り、支援の幅を広げます。会議を積み重ねることで、地域課題の発見につなげ、圏域ケア会議につなげます。</p> <p><b>圏域ケア会議</b> 日常生活圏域の地域住民、介護・医療従事者などにより、個別ケア会議などから抽出された地域の課題について議論し、解決策を検討します。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
個別ケア会議検討ケース数(件)	45	40	36	72	72	72	108

●おだわら地域包括ケア推進会議の開催			所管課	高齢介護課			
<p>個別ケア会議、地域ケア会議及び自立支援ケア会議の検討を踏まえ、医療・介護等の専門機関や、住民組織等の代表者による会議を年1～2回開催し、市全体に係る地域課題について共有や意見交換を行い、課題解決を図ります。</p>							

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

#### 【現状の評価】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

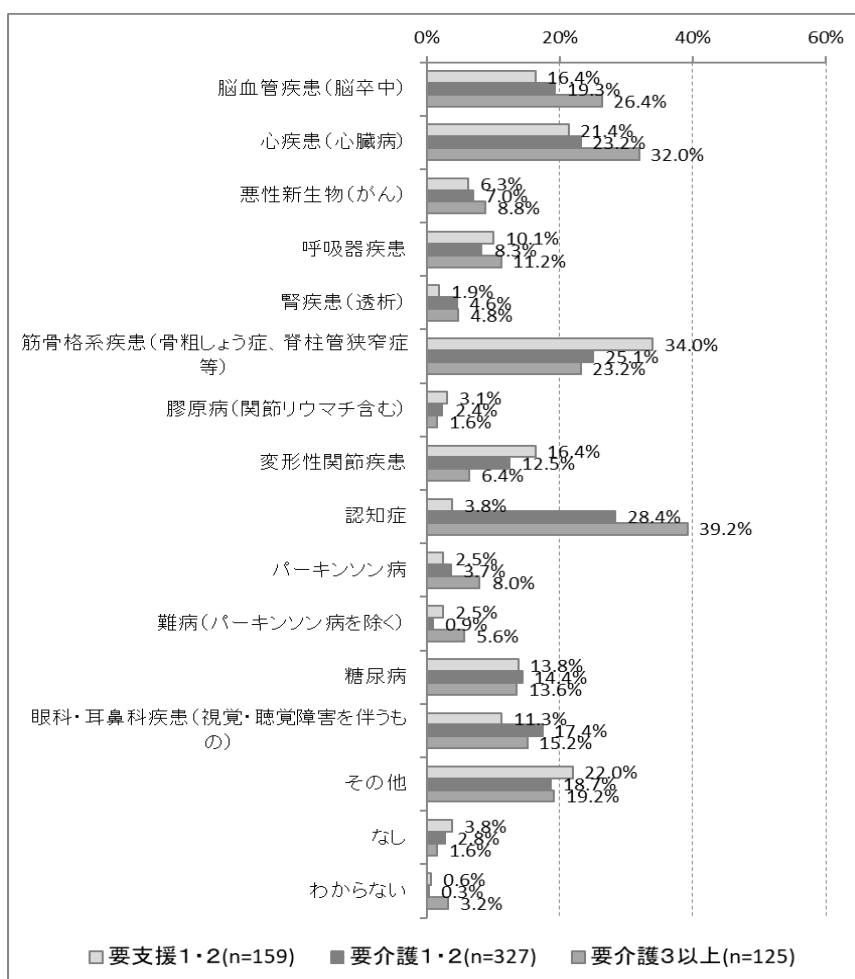
これまで、多職種を対象とした研修を通じて、それぞれの職種が果たす役割や専門性について認識し、相互の理解を深めてきたほか、切れ目の無い医療と介護の提供体制の構築のため、行政を含めた関係団体と協力し、情報共有のためのツールを作成してきました。

高齢者は複数の疾患を抱えて生活している方が多く、今後も高齢者数の増加に伴い、中重度の要介護者の大幅な増加が見込まれることにより「介護と医療の両方のニーズを持つ在宅療養者」について増加することが予想されるため、いかに適切なサービス提供体制を確保していくかが重要な課題となります。

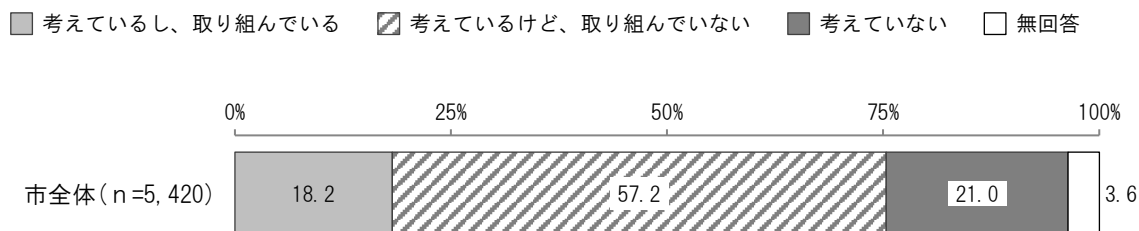
また、高齢者が自分らしい暮らしを送るために、元気なうちから本人自身や家族が必要とする医療や介護サービス、看取りについて考えてもらうための市民向けの終活講演会を開催しており、今後も市民啓発を続ける必要があります。

要介護度別・抱えている傷病（複数回答）

（在宅介護実態調査）



終活について考えていますか。  
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



**【今後の方策】**

地域における医療介護の連携の実態把握を行い、検討会で課題の検討、課題に応じた取組をしていきます。また、情報共有のためのツールの評価を行い、在宅医療・介護の連携の強化及び円滑化を図ります。

また、医療職や介護関係者に対する多職種共同研修を引き続き開催し、それぞれの専門性について理解を深め、チームとして高齢者と家族を支える人材を育成するとともに、地域の医療職、介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療に関する相談窓口の支援をします。

そして、市民が在宅医療・介護の現状や看取り等について理解し、安心してサービスを受けられる、あるいは、適切な選択ができるよう、医療や法律の専門職による講演会の開催や、将来に向けた希望や財産状況などについて自分で書き込むことができるライフ・デザインノートなどを活用した普及啓発に取り組む体制づくりを進めていきます。

**【具体的な事業】**

<b>●地域の医療・介護の資源の把握</b>	所管課	高齢介護課
本市の実情に応じた医療・介護の機能等の情報収集と実態把握を行います。また、情報を整理し、その情報を共有・活用できるようにします。		
<b>●在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</b>	所管課	高齢介護課
医療・介護連携の現状を把握・共有し、課題の抽出、対応策を検討します。会議で出た地域課題や取組内容の見える化を進め、関係機関と緊密に連携をして取組を進めます。		
<b>●在宅医療・介護サービス情報発信事業</b>	所管課	高齢介護課
在宅医療及び介護の様々なサービスを、広く市民に情報発信します。また、地域包括支援センターの圏域ごとの医療・介護に関わる関係機関の連携を強化するため、医療・介護に関する情報を発信する連絡体制を整備します。		
<b>●在宅医療・介護連携ツールの作成</b>	所管課	高齢介護課
医療・介護の情報共有を図れる体制を構築するため、行政及び関係団体と協力し作成したシートについて評価をし、改訂します。		

<b>●相談体制の充実</b>	所管課	高齢介護課
市民向けの医療相談に加え、介護関係者からの医療に関する相談にも対応する相談窓口の運営を支援し、介護関係者との連携を深め、効率的な医療供給体制を確立します。		

<b>●多職種共同研修</b>	所管課	高齢介護課					
地域において医療・介護の関係機関が、包括的かつ継続的な在宅医療及び介護の提供を行うことができるよう、一市三町で連携を図り、多職種共同研修等を開催します。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
研修会参加者数 (人)	495	485	150	500	500	500	500

<b>●終活講座</b>	所管課	高齢介護課					
高齢者が心身ともに健康で自立した生活を送るために、介護予防を含めた知識や理解を深め、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、市民向けの講演会を開催します。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
講座参加者数 (人)	179	130	200	200	200	200	200

## (4) 認知症施策の推進

### 【現状の評価】

認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けるためには、認知症に関する正しい知識の普及が必要であることから、認知症サポーター養成講座の対象者を地域住民だけでなく、職域、学校、区域の団体の企業等に広げました。また、認知症サポーターの活躍の場として、「認知症サポーター養成講座」の講師となるキャラバン・メイトの養成・活動を支援したほか、認知症サポーターフォロー研修の実施、認知症カフェやアクティブシニア応援ポイント事業でのボランティア参加の勧奨などを行いました。

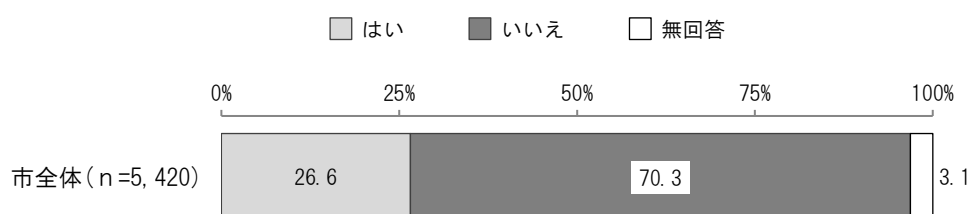
また、医療機関や介護サービス事業所などの関係機関におけるネットワークを構築するため、認知症地域支援推進員を設置し、認知症の人とその家族を支援するための知識の普及啓発や相談業務を行っています。認知症初期集中支援事業においては、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築してきました。本市においては、地域包括支援センターの医療職、介護職が、専門医とともに認知症初期集中支援チーム員になっており、相談の初期段階から、専門職が支援を開始し、必要時に専門医から指導・助言等を受け、2か月に1回開催するチーム員会議において支援方針を決定します。また、平成30(2018)年度から認知症ケアパス検討会を開催し、認知症ケアパスを作成し普及啓発を進めてきました。

認知症については、高齢化とともにその患者数が増えると考えられており、本市においても患者数は増えると予想されていますが、認知症に関する相談窓口の認知度は低く、認知症への対応が適時適切に実施できるよう多機関の連携による支援体制をさらに推進していく必要があります。

また、認知症などにより判断能力が不十分で、一人では契約等を行うことが困難な方を支える制度である成年後見制度については、制度の内容に関する理解が不十分であることから、さらなる普及啓発が必要です。

### 認知症に関する相談窓口を知っていますか

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



成年後見制度を知っていますか  
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

- 名前を知っているし、制度内容も知っている
- 名前を知っているし、制度内容も少しは知っている
- 名前は知っているが、制度内容は知らない
- 名前も知らない
- 無回答



【今後の方策】

令和元（2019）年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」では、認知症は誰でもなり得る身近なものとされており、認知症になっても住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう取り組んでいくことが必要です。本市においても大綱を踏まえ、教育等他の分野とも連携し、認知症サポーターの養成を働きかけ、認知症に関する正しい知識の普及を進めていきます。

認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れや相談窓口を示した「認知症ケアパスおだわら」を地域のサロンや認知症サポーター養成講座等で配布し、より一層普及啓発に努めるほか、検討会を開催し、利用方法や改善点等の見直しを行います。

認知症の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みとして、「チームオレンジ」を整備していきます。この整備に向けて、コーディネーターを配置し、仕組みづくりに関する検討会を開催し、関係機関等との連携体制構築をしていきます。また、認知症カフェを運営する団体等に運営費を補助し、認知症カフェの立ち上げや継続的な運営支援を行うなど、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

さらに、認知症高齢者で判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や身上保護を図るための成年後見制度を適切に利用できる体制を整備します。具体的には専門の相談窓口となる中核機関を設置し、相談支援体制を構築するとともに、制度の普及啓発など利用促進に向け取り組みます。

このように認知症の方を支えていく地域づくりと適切な制度の運用により、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きることができる、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

## 【具体的な事業】

●認知症サポーター養成事業			所管課	高齢介護課			
<p>認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるようなまちづくりを推進するため、一般市民、介護関係従事者や市内の民間企業に勤務する方々、学校に対して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及とともに、認知症の人やその家族を見守る応援者を増やします。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
サポーター養成講座受講者数(人)	1,394	1,247	800	1,400	1,400	1,400	1,400

●認知症地域支援推進事業			所管課	高齢介護課			
<p>認知症地域支援推進員は、地域における認知症の実態把握や認知症ケアパスの普及啓発を行い、認知症の人を支えるネットワークを形成します。</p> <p>また、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める観点から、支援者同士をつなぐネットワークづくりとして「チームオレンジ」を整備します。</p>							

●認知症初期集中支援事業			所管課	高齢介護課			
<p>認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に対して、医療・介護の専門職による「認知症初期集中チーム」が介入することで、早期診断・早期対応できる支援体制を構築します。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
認知症初期集中支援チーム員によるケアマネジメント件数(件)	5	4	5	5	5	5	5

●認知症居場所づくり支援事業(認知症カフェ)			所管課	高齢介護課			
<p>認知症の人やその家族の地域住民や専門職が相互に情報を共有し、お互いを理解しあう場となる認知症カフェの取り組みを推進するため、認知症カフェの立ち上げや運営等に対し、地域の実情に合わせて認知症地域支援推進員がその支援を行います。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
認知症カフェ(件)				5	5	5	5



●高齢者成年後見制度利用支援事業		所管課		高齢介護課			
<p>認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって後見人等が契約行為や財産管理ができるよう、申立て者が不在の場合に、市長が家庭裁判所に成年後見の申立てを行います。</p> <p>また、成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者に対し、申立てに要する費用を助成します。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
市長申立て審判請求件数 (件)	26	19	20	21	22	23	25
成年後見人等報酬助成件数 (件)	20	23	24	25	38	39	41

●成年後見制度利用支援事業		所管課		福祉政策課・高齢介護課・障がい福祉課			
<p>成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関を設置し、相談支援体制を構築するとともに、制度の普及啓発など、利用促進に向けた取組を行います。</p> <p>また、増大していく後見ニーズに対応するため、新たな担い手となる「市民後見人」を養成します。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
中核機関の相談件数 (件)					150	200	260
市民後見研修受講者数 (人)	0	0	0	0	2	4	4

## (5) 家族介護者支援の充実

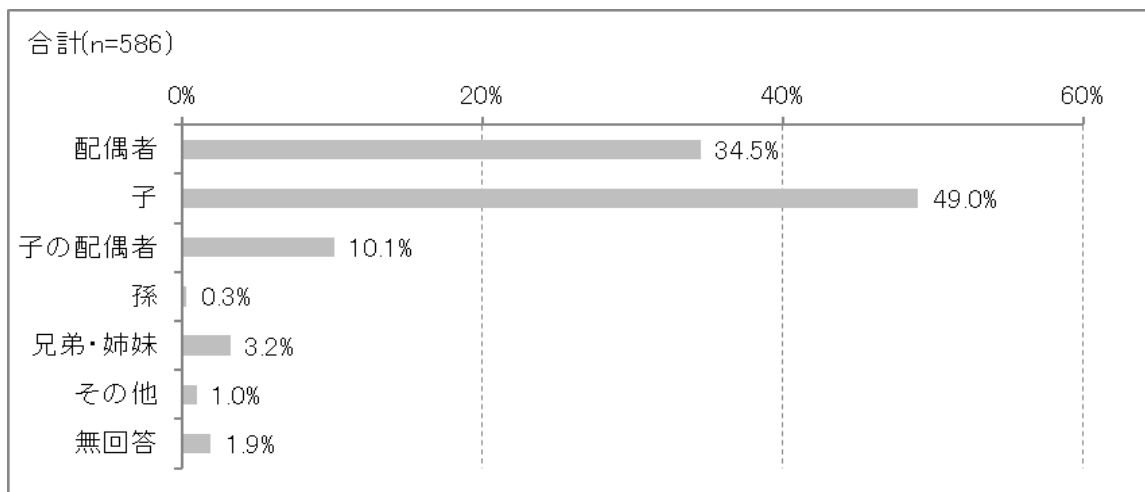
### 【現状の評価】

高齢者が自宅で暮らしていても、家族が過剰な負担を抱え込んで安心した生活を送ることができなくなります。そこで、高齢者を介護している家族に対して、家族介護教室の充実や介護者同士が介護の悩みについて意見交換できる交流会の開催など、各種サービスの提供を行いました。

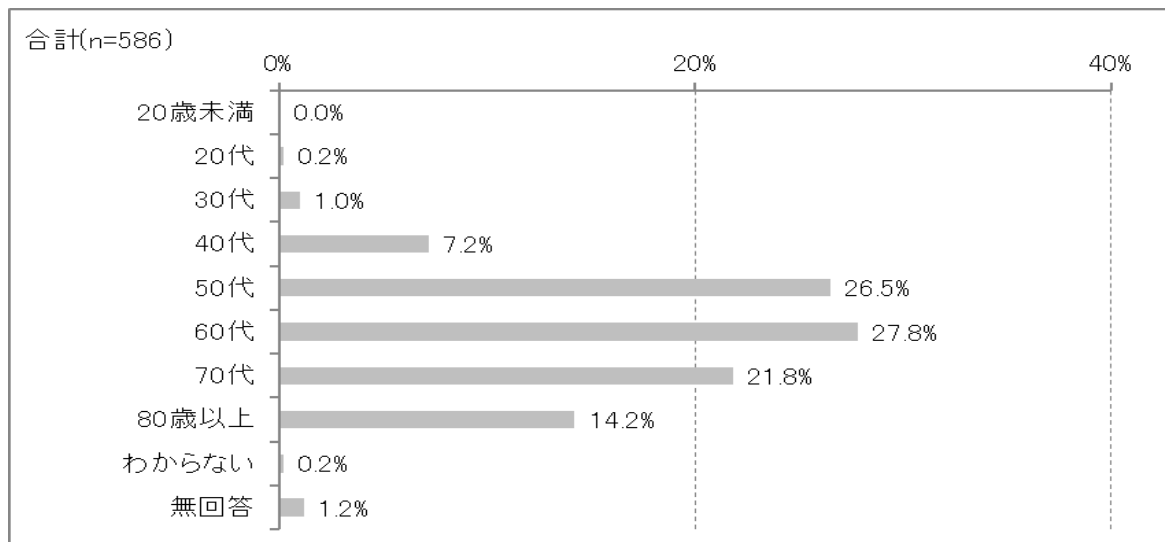
一方で、家族介護者が個々に抱える問題は複雑、多様化しています。また、世帯構成の変化や少子化に伴い、配偶者や親の介護・介助は、性別に関わらず担う時代となっています。

こうした老老介護や就業しながらの介護負担、それに伴う介護離職、精神的・経済的な負担など個別の課題に対応できる体制を整えていく必要があります。

主な介護者の本人との関係  
(在宅介護実態調査)



主な介護者の年齢  
(在宅介護実態調査)



## 【今後の方策】

地域に身近な総合相談窓口として設置されている地域包括支援センターによる支援をはじめとして、適切なケアプランによる介護サービスの活用、地域住民の理解と協力の促進、個別ケア会議における多職種による検討など、様々な関係機関と連携を図りながら支援を図っていきます。

また、家族介護教室では介護者の実践に役立つよう講義内容を充実し、介護負担の軽減に努めるとともに、動画配信等を行い参加人数の増加を図ります。

家族介護用品については、市から提示する紙おむつの種類の見直しなど、より介護者のニーズを反映した支給を行います。

これらの家族介護者への個別支援や事業実施を通じて、共通の課題やニーズを把握し、今後、より当事者や介護者のニーズに対応できるよう支援のあり方を研究していきます。

## 【具体的な事業】

●家族介護教室開催事業			所管課		高齢介護課		
在宅で高齢者を介護している家族を対象に、介護方法等を学ぶ講座と、家族同士が日ごろの介護に対する悩み等を意見交換する交流会を開催します。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
教室参加人数（人）	139	125	200	500	600	650	700
交流会参加人数（人）	112	85	120	120	120	120	120

●家族介護用品支給事業			所管課		高齢介護課		
在宅で寝たきりや重度認知症の高齢者等を介護している家族に対し、紙おむつ等を支給します。							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
支給延べ人数（人）	447	434	472	488	505	522	487

●認知症等高齢者SOSネットワーク事業			所管課		高齢介護課		
行方不明になるおそれがある認知症等高齢者の情報を事前に登録しておき、行方が分からなくなった場合、警察の捜索と並行して関係機関に協力を依頼し、行方不明者を少しでも早く発見・保護し、家族の元に帰れるよう支援します。							

●介護マーク普及事業			所管課		高齢介護課		
認知症の高齢者等を介護する家族が、周囲から誤解や偏見を受けないような環境を広げるために、介護マークの配布や普及啓発を行います。							

## (6) 高齢者の暮らしを支える取組の充実

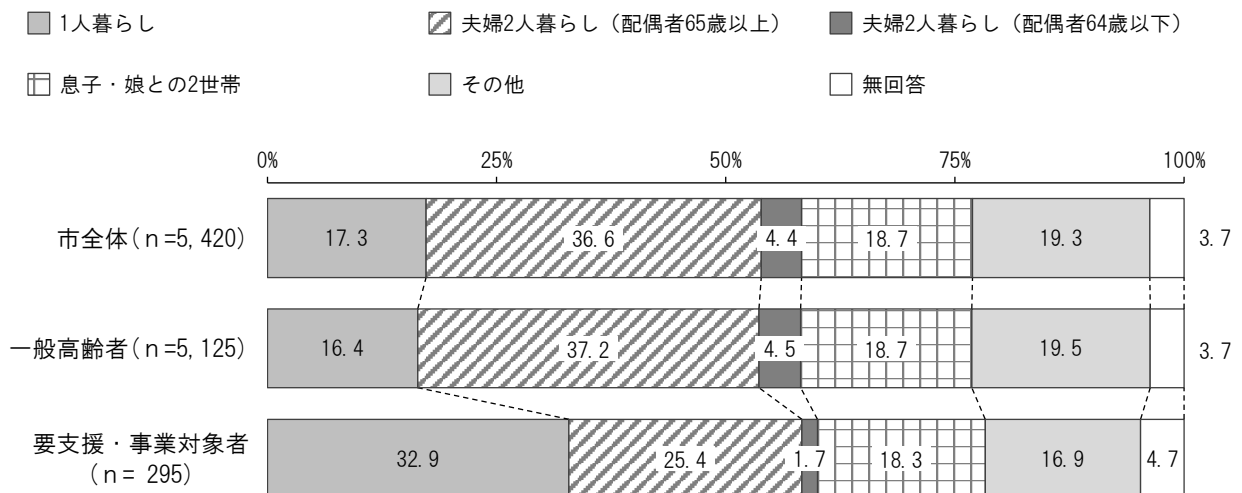
### 【現状の評価】

少子高齢化が急速に進行し高齢者人口が増加する中、一人暮らし高齢者や高齢者世帯は増加しています。また、これまでの暮らし方や住まいの環境によっては、近所づきあいや家族関係が希薄になり、複雑な事情を抱えながらも周囲に頼れる人がおらず、日常生活において、何らかの支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。

そこで、救急時の対応の円滑化や見守り体制の強化のため、救急要請カードの配付や配食サービス、緊急通報システムの貸与など、高齢者が在宅生活を継続していく上での不安軽減に向けた取組を実施してきました。また、要介護度が高い在宅高齢者に対しては福祉タクシーの利用助成を行い、在宅生活継続のための移動ニーズに対する支援を行いました。

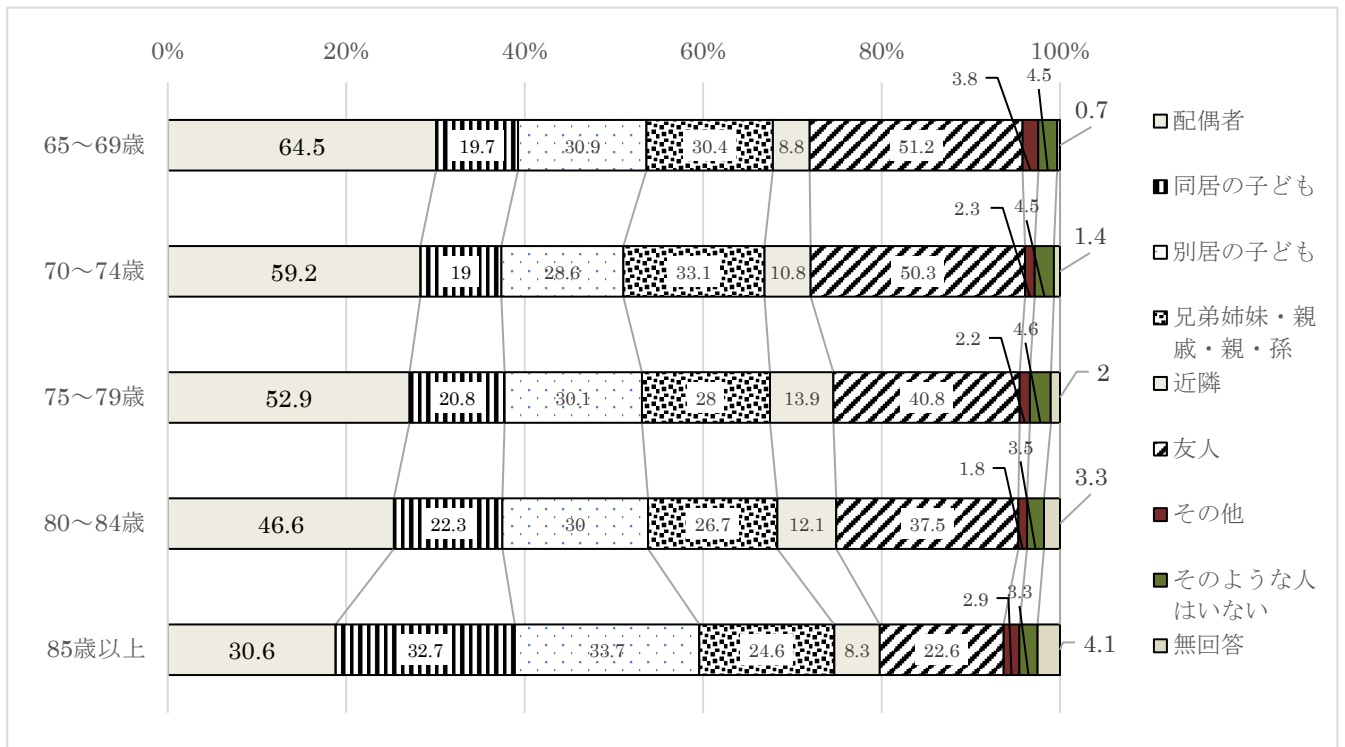
災害時に備えた体制づくりとしては、心身の虚弱や介護状態にあるなど配慮が必要な高齢者の避難の受入体制の検討を進めています。今後は、市内社会福祉法人との協力や避難場所の感染症対策に関する配慮が課題です。

家族構成を教えてください  
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人はだれですか（複数選択可）

（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）単位：％



【今後の方策】

高齢者が住み慣れた地域でできる限り安心安全に自立して暮らすことができるよう、引き続き、配食サービス、緊急通報システムの貸与や高齢者救急要請カードの配付を行い、在宅生活を送る高齢者の状況確認と見守りに取り組みます。

また、在宅介護生活を送る要介護度の高い高齢者を対象に通院や外出の際に必要なタクシー利用への助成を行うとともに、要介護度の低い方も利用が可能な福祉有償運送や民間バス会社のサービス等の移動手段に関する情報提供を行います。

介護サービス利用の有無に関わらず、地域資源を活用した保険外の生活支援サービスは、高齢者の在宅生活を支えます。生活支援体制整備事業による地域資源の把握に努めながら、民生委員、自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブなど地域コミュニティ組織が中心となって推進している、ごみ出し、買い物の際の移動支援、あるいは話し相手といった地域住民同士の支え合いや、見守り活動、世代間交流などの取組を、各日常生活圏域の地域包括支援センターとともに支援していきます。高齢者を見守る環境の充実を図るため、民間事業者との協定による見守り活動の構築も継続します。

また、配慮が必要な高齢者を事前に把握し、災害時の避難行動を支えるため、民生委員など地域における支援体制づくりを進めます。防災部局や福祉健康部各課と協議し、配慮が必要な方に対する避難場所の設置や感染症対策を含めた運営のほか、市内社会福祉法人の協力について検討します。

## 【具体的な事業】

●食の自立支援事業（任意事業）			所管課	高齢介護課			
<p>独居等で自立的な食生活の維持が困難で、要介護認定を受けている高齢者を対象に見守りを兼ねた配食サービスを提供します。</p>							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
配食実人数（人）	111	89	110	105	100	95	93
配食数（食）	17,385	15,229	18,240	17,280	16,320	15,360	23,000

●高齢者救急要請カード配付事業			所管課	高齢介護課			
<p>救急活動の円滑化や見守り体制の強化のため、おおむね75歳以上の高齢者の方に、持病やかかりつけ医などの緊急時に必要となる情報を記載した「救急要請カード」を配付します。</p>							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
新規対象者配付率（%）	96.0	95.8	0	96.0	96.0	96.0	96.0

※配付率は、民生委員を通じて対象者に配付したものの。

●独居老人等緊急通報システム事業			所管課	高齢介護課			
<p>一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で、要介護3以上と認定された方を対象に、緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与します。</p>							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
システム設置台数（台）	15	11	15	15	15	15	15

●福祉タクシー利用助成事業			所管課	高齢介護課			
<p>在宅で生活されている要介護3以上と認定された高齢者等を対象に、通院などにタクシーや福祉有償運送を利用した場合の初乗り運賃相当額を助成します。</p>							
項 目	（実績）		（見込）				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
利用台数（台）	2,957	2,718	2,400	2,500	2,600	2,700	2,900

●地域主体の支え合い活動に対する支援			所管課	福祉政策課・高齢介護課ほか			
<p>地域住民が主体となって実施する、生活応援隊事業（介護保険制度に該当しないような日常生活での些細な困りごとに対応する有償ボランティア）や、サロンによる交流活動、見守り活動等への支援を行います。</p>							

●居住支援関連情報の提供	所管課	都市政策課
<p>県や庁内関係課と連携し、公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅をはじめとした民間賃貸住宅、住宅改修の補助制度、住宅に関する税制度等の関連情報を提供し、高齢者の住まいの安定的な確保を支援します。</p>		

●民間事業者等の協力体制の整備	所管課	福祉政策課
<p>民間事業者、県と協定を締結し、連携して、地域見守り活動に関する協力体制の構築を進め、孤立死・孤独死を未然に防止できるよう努めます。</p>		

●在宅要配慮者に対する災害時支援体制の構築	所管課	福祉政策課ほか
<p>一人暮らしの高齢者等、災害に対して弱い立場にある方をあらかじめ把握しておくため、避難行動要支援者所在マップを作成、更新するとともに、災害時における地域の支援体制づくりに努めます。</p> <p>風水害時に垂直避難が困難な要配慮者高齢者等の一時避難場所としてバリアフリー避難場所を設置します。また、災害時に広域避難所で要配慮高齢者等への対応が困難な場合に備え、市内社会福祉法人の協力体制について検討します。</p>		

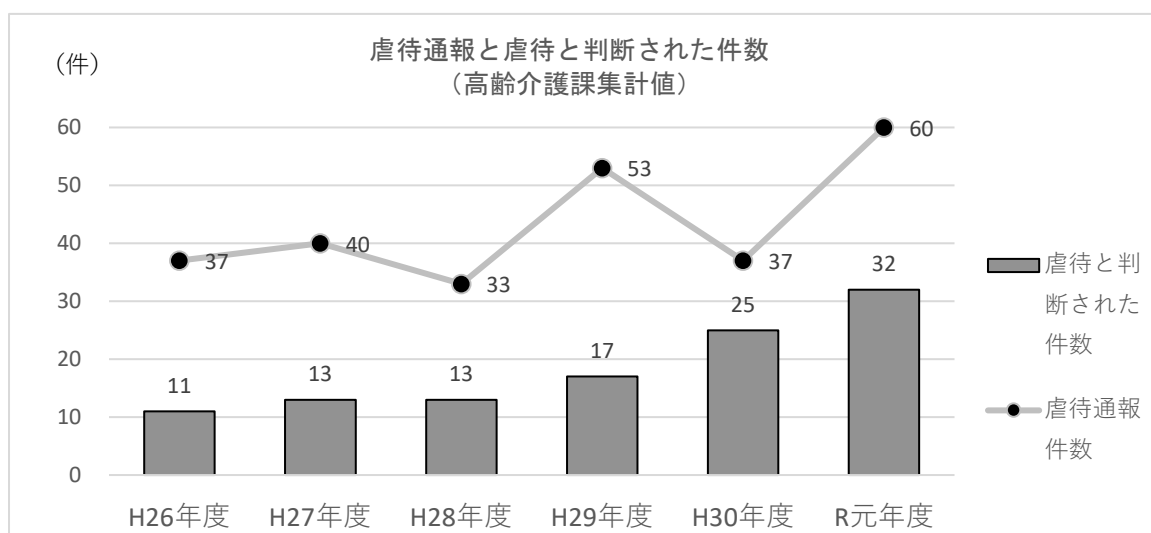
## (7) 高齢者虐待などによる緊急時の体制整備

### 【現状の評価】

近年は、高齢者虐待が増加傾向にあり、その対応の充実を図ってきました。高齢者虐待においては、早期発見・早期通報が非常に重要であり、研修会の開催や介護保険事業者への連絡会等によりその重要性を伝え続けたところ、通報件数は増え、虐待と判断された件数は増加傾向にあり、普及啓発の効果はある程度認められます。

通報のあった個別対応では市と地域包括支援センターが協力し、関係機関と連携しながら対応していますが、発見が遅れてしまうケースや、発見はしたが早期通報にいたらず、事態が深刻化してからようやく相談につながるケースもあることから、さらに支援体制を強化する必要があります。また、現状は高齢者虐待が発生してから、個別対応を行っており、高齢者虐待の傾向や特徴等を検証・分析し、虐待の未然防止策を講じることが重要となります。

高齢者の生命を守るためには、緊急保護による施設入所等の措置をする場合も想定されることから、緊急時の支援体制を確保しています。



### 【今後の方策】

増加する高齢者虐待に適切に対処するため、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、高齢者虐待の状況の共有、関係機関相互の連携、高齢者虐待の傾向や特徴等を検証・分析し、虐待の未然防止策等を行います。

また、個別対応では、市と地域包括支援センターが中心となり多職種連携により、虐待を受けている、あるいは虐待を受けているおそれのある高齢者や家族・養護者等に対する支援を行います。特に高齢者の生命に危険が生じるおそれがある場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、必要に応じて警察へ援助を求めながら、迅速に対処します。

介護保険事業者に従事する職員についても、適切に高齢者虐待の相談通報及び防止ができるよう引き続き普及啓発を行い、高齢者虐待の早期発見・早期通報につなげていきます。



**【具体的な事業】**

●高齢者虐待防止ネットワーク事業		所管課	高齢介護課				
<p>高齢者虐待の防止や早期発見・虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関や民間団体と連携し協力体制を図る「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、高齢者虐待の予防から個別支援に至る各段階において、多職種が連携協力し、虐待を受けているおそれのある高齢者や養護者に対する支援を行います。また、関係機関や民間団体を対象に研修等を開催し、高齢者虐待に関する理解を深めます。</p>							
項 目	(実績)		(見込)				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R7
研修会の参加人数(人)	0	177	100	100	100	100	100

●老人ホーム入所等措置事業		所管課	高齢介護課				
<p>老人福祉法に基づき、65歳以上の常時介護が必要である者が養護者による虐待を受け、保護される必要がある場合など、やむを得ない事由により介護保険法に基づく介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められる場合は、市の職権をもって特別養護老人ホームに入所を委託する措置を行います。また、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受ける事が困難な者については、養護老人ホームに入所を委託する措置を行います。</p> <p>同様に、虐待等により介護保険法に規定する居宅サービスを利用することが著しく困難であると認めるときには、居宅サービスの提供に結び付ける措置を行います。</p>							

●養護老人ホーム入所判定事業		所管課	高齢介護課				
<p>養護老人ホームへの入所を希望する者に対し、身体、経済等の面から措置入所が妥当であるかを判定します。</p>							

●緊急一時入所事業		所管課	高齢介護課				
<p>虐待や介護放棄などにより緊急一時的に保護が必要な高齢者に対し、介護保険施設の空床を利用し、介護給付の上限を超えた短期入所サービスを提供します。また、介護保険非該当者であっても、同様に利用できます。</p>							

## V 関連施策

人口減少や少子高齢化の進行に伴う諸課題の解決に向け、本市では様々な政策分野において施策が展開されています。これらは幅広い世代を対象とする施策ではありますが、高齢者の課題と関係の深い取組とはその目的や方向性との調和を図りながら協力・連携することで、本計画の推進を図ります。

### 【福祉・医療施策との関連】

地域共生社会の実現に向けた取組は、高齢者の在宅生活の継続を支えます。また、定期的な健診を通じて健康状態を把握し、疾病予防や健康づくりに取り組むことは、健康寿命を延伸し、介護予防への効果が期待できます。

●地域共生社会の実現 —包括的支援・多機関連携事業、地域福祉相談支援事業など	福祉政策課 【地域福祉計画】
●地域福祉活動の充実 —民生委員児童委員への支援・連携など	福祉政策課 【地域福祉計画】
●保健予防の充実 —脳血管疾患予防プロジェクト、歯科保健の推進強化、予防接種の実施、訪問保健指導、健康診査、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（生活習慣病重症化予防事業等）、ライフステージに応じた食育の推進など	保険課、健康づくり課 【健康増進計画、食育推進計画、データヘルス計画、特定健康診査・特定保健指導実施計画】
●地域ぐるみの健康づくりの支援 —健康増進教室、健康おだわら普及員研修の実施、地域における食生活改善のための取組の推進、自殺予防に係る普及啓発など	健康づくり課 【健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画】

### 【暮らしや防災・防犯政策との関連】

性別による役割分担に対する意識の変化は、介護者の仕事・家庭・介護の両立を推進します。また、災害時への備えや交通安全の取組は、高齢者の暮らしの安心・安全を支えます。

●男女共同参画社会の実現 —エンパワーメント講座等の開催、ワーク・ライフ・バランスの推進など	人権・男女共同参画課 【男女共同参画プラン】
●地域防災力の強化 —防災啓発資料の作成、広域避難所の運営支援、住民防災訓練の実施など	防災対策課 【地域防災計画】
●交通安全活動の充実 —交通マナーの啓発、交通教室の開催など	地域安全課

### 【文化施策との関連】

生涯学習活動を通じた趣味や仲間づくり等は、高齢者のいきがいや外出の機会となるとともに、知的好奇心を刺激することで、介護予防にもつながります。

●多様な学習機会と情報の提供 —キャンパスおだわら等を通じた学習の機会と情報の提供、人材バンクの運営など	生涯学習課
---	-------

### 【都市基盤施策との関連】

将来的に生活利便施設や住居等がまとまって立地するよう、介護施設の整備の際にも配慮が必要です。また、利用しやすい公共交通の整備は、自家用車を持たない高齢者の移動手段を充実させます。

●計画的な土地利用の推進 —立地適正化計画の推進	都市政策課 【立地適正化計画】
●誰もが移動しやすい交通環境づくり —公共交通の輸送力増強と利用環境向上の促進、地域の課題に対応した移動手段の検証など	まちづくり交通課 【地域公共交通総合連携計画】

なお、本計画の施策等を含めた市全体に係る計画等は、次のとおりです。

小田原市総合計画	本市のまちづくりにおける基本理念や目標と、これを実現するための施策の方向を示します。 ※第5次（後期）：平成29（2017）年度～令和4（2022）年度
小田原市地域別計画	市民一人ひとりが身近な地域のまちづくりについて考え、主体的に関わりを持つことで、地域固有の課題を解決するうえでの担い手が地域のなかで育成されるとともに、地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりを目指します。（地域コミュニティの強化） ※平成22（2010）年3月～
小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決を目的とした計画です。市総合計画を上位計画とし、記載の取組については、第5次市総合計画における実施計画事業を基にまとめています。 ※第2期：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度
小田原市SDGs未来都市計画	SDGsの理念（持続可能な開発目標）に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域のうち、ポテンシャルが高いと認められた都市が、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して、持続可能なまちの実現を目指します。 ※令和元（2019）年度～令和3（2021）年度

## 居宅介護支援事業所等の新規指定等について

## 1. 居宅介護支援事業所の指定

no	法人名	代表者名	事業所名	事業所所在地	サービス種類	指定年月日
1	株式会社 ハピネス・トゥモロー	川口 一宏	ケアプラン ドリーミン	小田原市中新田269番地4	居宅介護支援	令和2年8月1日

## 2. 地域密着型サービス事業所の指定

no	法人名	代表者名	事業所名	事業所所在地	サービス種類	指定年月日
1	株式会社 ハピネス・トゥモロー	川口 一宏	デイサービス イヴ	小田原市中新田269番地4	地域密着型通所介護	令和2年9月1日

## 3. 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所の指定

no	法人名	代表者名	事業所名	事業所所在地	サービス種類	指定年月日
1	株式会社 ハピネス・トゥモロー	川口 一宏	デイサービス イヴ	小田原市中新田269番地4	国基準通所型サービス	令和2年9月1日
2	株式会社 日本アメリティライフ協会	江頭 瑞穂	デイサービスセンター福寿おだわら飯田岡	小田原市飯田岡597番地1	国基準通所型サービス	令和2年9月1日